

知的財産推進計画 2020

～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～

2020年5月27日
知的財産戦略本部

目 次

1. はじめに	1
2. 「ニュー・ノーマル」と知財戦略	2
(1) 基本認識	2
(2) 新型コロナ拡大による影響と社会の変化	3
(3) ニュー・ノーマルに向けた知財戦略の在り方	6
(4) 新型コロナ対策と本推進計画との関係	10
3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進	11
(1) 創造性の涵養／尖った人材の活躍	12
(2) 産学連携の推進／大学における知財戦略の強化	15
(3) 地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業及び農業分野における知 財戦略の強化	16
(4) DX の加速化／AI・データ等の利活用の推進	22
(5) 戦略的な標準の活用	28
(6) オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進	30
(7) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進	33
(8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備	35
4. CJ 戦略の実行	38
(1) 総論：CJ 関連分野の存続を図る	39
(2) 個別分野：反転攻勢に向け、既存の施策を柔軟に活用	44
5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築	60
(1) デジタル時代のコンテンツ戦略	60
(2) 模倣品・海賊版対策の強化	65
(3) デジタルアーカイブ社会の実現	66
(4) ロケ撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援	69

1. はじめに

「知的財産戦略ビジョン」（2018 年 6 月知的財産戦略本部決定）に掲げられた「価値デザイン社会」の実現に向け、昨年 6 月に知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画 2019」では、今後の知的財産推進計画の中長期的な方向性として、

- ・「脱平均」の発想で個々の主体を強化しチャレンジを促す
- ・分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する
- ・「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

という 3 つの柱を掲げた。

また、昨年秋には、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会を改組して、中長期の方向性及び具体的な施策の構想、各種施策の実施状況の検証・評価及びその実効を確保するために必要な措置の検討を行うため、「構想委員会」を創設し、「価値デザイン社会」の実現に向けた新たな検討体制を整備したところである。

構想委員会第 1 回会合においては、価値デザイン社会を構成する主要要素である「脱平均」、「融合」、「共感」、そして Society5.0 の実現のための「デジタル革新」に着目し、これらの要素を伸ばす戦略として、「デジタル知財戦略」「地域資源の活用と知財戦略」、「コンテンツ戦略／クールジャパン（以下「CJ」という。）戦略」及び「知財戦略の社会実装」について検討することとなった。また、検討テーマの一部について専門的な掘り下げを行うため、「地域価値ワーキンググループ」、「Create Japan ワーキンググループ」及び「コンテンツワーキンググループ」が設置された。構想委員会及びこれらのワーキンググループにおいては、上記の戦略について専門的かつ多面的な検討が加えられるとともに、その途上で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の世界的な拡大による影響やそれに対応するための社会的変化をも見据えた精力的な議論が行われた。

以上の議論を踏まえ、新型コロナ後のニュー・ノーマルの下で「脱平均」、「融合」、「共感」及び「デジタル革新」を進めるために必要な政策について、基本的な方針を示す「『ニュー・ノーマル』と知財戦略」（総論的部分）と、各分野において講ずべき施策を示す「イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」、「CJ 戦略の実行」及び「コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築」とに整理し、「知的財産推進計画 2020」を取りまとめた。

2. 「ニュー・ノーマル」と知財戦略

(1) 基本認識

今般の新型コロナの世界的蔓延は、経済社会システムの在り方自体に不可逆的な大きな変革をもたらすものであり、その流行が沈静化して緊急時モードが解除された後においても、世界は「元に戻る」のではなく、経済社会の多くの側面で「新型コロナ以前」の常識が「ニュー・ノーマル（新たな日常）」に取って代わられるであろう。その認識を広く共有することが肝要であると同時に、世界がニュー・ノーマルへと動く中で、我が国はむしろその変革を先頭に立ってリードすべく、官民を挙げて必要な取組みを加速すべきである。

新型コロナ以前の段階においては、知財戦略を検討する上での指針となる我が国が目指すべき社会像として、「価値デザイン社会」¹と「Society 5.0」²が示されていた。知的財産戦略本部・構想委員会では、2019年10月以降、これらの社会像の実現に向けた知財戦略の検討を行ってきたが、その過程でコロナ・パンデミックが発生した。平時においては、「価値デザイン社会」や「Society 5.0」に向けた変化は連続的であったが、新型コロナは劇的に、社会全体のリモート化・オンライン化や人々の行動変容、さらには変化に対する高い受容性をもたらし、「価値デザイン社会」と「Society 5.0」を一気に実現させる非連続的な社会変革が可能な千載一遇の機会が訪れている。我が国は、こうした社会変革を達成した姿としてのニュー・ノーマルを目指すべきであり、その実現のための知財戦略が求められている。

ニュー・ノーマルに向けた対応の巧拙とスピードが、新型コロナ後の世界における我が国の競争力に直結する。さらに、世界が混乱や分断に陥りやすい状況の中で、我が国には、競争力の確保にとどまらず、世界の様々な立場をつなぎ連帯を形成する上で主要な役割を果たすことが期待される。以下に述べるように、新型コロナに起因して、既に様々な分野で技術の実装、ルールの変更、複数主体の連携など多種多様な取組が実行されている。知財戦略を進めるうえで、これら一つ一つの取組を「実証実験」と見立て、それらの結果を評価し、意味ある示唆を抽出し、新た

¹ 「経済的価値にとどまらない多様な価値が包摂され、そこで多様な個性が多面的能力をフルに発揮しながら、『日本の特徴』をもうまく活用し、様々な新しい価値を作って発信し、それが世界で共感され、リスペクトされるような社会」をいう。「知的財産戦略ビジョン」（2018年6月12日知的財産戦略本部決定）において、我が国が中長期的に目指すべき社会像として「価値デザイン社会」が打ち出された。

² 「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」をいう。第5期科学技術基本計画（2016年1月22日閣議決定）において提唱された。

な制度設計やプロジェクト等の実現に結びつけることが決定的に重要である。これができるのは今しかなく、今後2～3年の間に政府全体で最優先事項として集中的に取り組む必要がある。この機を逃せば、コロナ後のニュー・ノーマルにおける世界の中で、我が国は致命的に後れをとることになるであろう。

（２）新型コロナ拡大による影響と社会の変化

① 文化産業等に対する影響と対策

新型コロナの拡大に伴い、また、感染拡大を防止するため、イベントの中止・延期、各種施設の休業、インバウンドをはじめとする観光の著しい減少、さらには不要不急の外出・移動の自粛といった事態が連鎖的に生じている。イベント・エンターテインメント産業をはじめとするコンテンツ・文化関連産業、観光・レジャー関連産業、外食産業、ファッション関連産業といった産業群（以下「文化産業群」という。）は、様々な「無形資産」を中核に据えたビジネスを展開し、我が国の知財戦略・CJ 戦略を担う重要な分野であるが、今般の事態によって、これら分野に属する多くの事業者・関係者が、仕事の大幅な減少ないし喪失といった危機的な状況に直面しており、その一部は倒産に至っている。本分野には、中小企業・小規模事業者・個人事業者（フリーランスを含む）も多く、危機的な状況が長引いた場合、事業継続が困難になる事例の増大が懸念される。

こうした状況を受けて、政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(2020年4月20日閣議決定)（以下「緊急経済対策」という。）を決定した。緊急経済対策は「緊急支援フェーズ」と「V字回復フェーズ」の2段階を意識したもので、前者は雇用と事業と生活を守り抜く段階、後者は収束後の需要喚起と社会変革のための反転攻勢策を講ずる段階とされている。前者に属する緊急支援策は、文化産業群に従事する企業や個人を含む多くの対象者をカバーするものであり、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も踏まえた対策となっている。一方、後者においては「観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起」が明示されている。これら対策の着実な実施等を通じ、当面の事業継続・雇用継続を図ることが第一に求められる。

一方で、新型コロナ拡大発生後の短期間に、電子チケットを活用して有料で無観客ライブ配信を行うプラットフォームを新たに構築した結果、本来想定していた観客数を超える視聴者から代金を得るなどして、市場展開を成功させている事例も見られる。また、料理店がデリバリー、テイクアウトやレシピのネット配信などに活路を見出す動きもある。このように、文化産業群の中でも、デジタルやオンラインの活用等を通じて、いち早くニュー・ノーマルに適応し、新たな価値の創造につなげる取組みも見られる。他方、オーケストラやミュージカル・演劇といった大規模

な舞台芸術作品はスタッフを含め「3密」が不可避となるなど、オンライン配信に活路を見出すことが困難な分野もある。

新型コロナの流行は、ベンチャー企業の経営環境にも甚大な影響をもたらしている。ベンチャー企業の中には、無形資産ないし知財を中核としたビジネスを担う企業も多い。既に顧客開拓や資金調達に大きな支障が生じていることに加え、今後民間資金の供給が大幅に減少することも見込まれ、適切な対応が必要となっている。

また、文化産業群を担う代表的な企業や地域のハブとなっている企業の中にはいわゆる中堅企業も多いが、現下の経済の落込みや文化・観光等の活動の停止により、これら企業も深刻な影響を受けている。こうした中堅企業に対しては、中小企業向けの緊急対応策とは異なる規模・内容の支援が必要とされている。

② リモート化・デジタル化及びデータ活用の急加速

新型コロナを契機に、リモート化・デジタル化及びデータ活用の動きが社会全体で急速に進んでいる。

企業等におけるテレワークやウェブ会議、学校教育におけるオンライン授業などが導入され、これらのニーズは急拡大している。オンライン授業における学生等への著作物の送信について補償金により著作権者の許諾を原則不要とする制度を盛り込んだ改正著作権法の施行時期を早め、かつ、今年度に限り補償金を無料とすることで、遠隔教育の普及拡大が後押しされた。

また、新型コロナの拡大により医療現場が非常事態に直面する中で、時限的に初診時を含め、オンライン診療・電話診療を拡充する措置が講じられた。

同時に、このように急拡大しているリモート化等のニーズに応えるオンライン環境が、我が国においては未だ十分に整備されておらず、そのことが様々な取組の拡大の妨げとなっているという課題の側面も明らかになってきている。

さらに、ヘルスデータの利活用はもとより、携帯キャリアが有する位置情報に係る統計データを用いて外出自粛要請の効果を分析するなど、デジタル技術を駆使してデータの利活用を図ることにより感染拡大防止に寄与する取組みが広がっている。その一つとして、感染者と接触した可能性を通知する技術の開発について、アップルとグーグルが提携することが発表された。

③ 協働・共創・共助の動き

近年我が国では、オープンイノベーションの意義について認識が広がってきたが、今般の新型コロナのような緊急事態に際しては、単一の主体ができることには限界があり、複数・多数の主体が協働・共創して立ち向かう必要性は特に大きい。

今回例えば、東京都が開設した新型コロナ対策サイトがオープンソースとして公開され、それを活用して全国各地で同様のサイトが構築されるという横展開が進ん

だ。また、これら各地方自治体のオープンデータについて、データ形式やデータ項目を共通化することにより、新たなサイトの立上げ・運用を円滑化する取組みも行われており、知のプラットフォームが形成されてきている。また、台湾では、政府内のテックチーム（GovTech）や全民健康保険（NHI）、民間のシビックテックコミュニティ（g0v）、多くの薬局、コンビニが連携し、全国のマスクの在庫状況をオンラインで可視化することにより、フェアな分配を実現した。

国内外の大学やグローバル企業等が、新型コロナ対策に利用可能な特許を無償開放する動きが広がっている。オープンソースソフトウェアや特許の無償開放は、新型コロナ対策をはじめとする公益目的のため、知的財産に係る排他的独占権の行使を控え、知的財産の利用促進を図る動きである。

以上に述べたオープンイノベーションや協働・共創は、価値デザイン社会を支える柱の一つである「融合」のための中核的な手法である。こうした取組については従来、我が国は世界の潮流に後れをとっていると指摘されてきたが、新型コロナ対策を契機として、社会実装が進むことが期待される。

さらに、新型コロナの拡大に伴い需要の急減等の事態に直面している店舗、劇場等に対して、クラウドファンディング等による共助の動きが広がっている。

④ 人々の行動変容

今回の事態により、社会全般において人々の行動のリアルからオンラインへのシフトが見られる。「オンライン・ショッピング」や「オンライン・フードデリバリー」の増加に加え、（高齢者、入院者との）「オンライン面会」、「オンライン採用面接」、「オンライン飲み会」、「オンライン帰省」といった新たな形態も根付き始めた一方で、リアルを前提としたビジネスモデル全般が大きな打撃を受けている。

リアルの世界においても、「3密」を避けるため、「ソーシャル・ディスタンス」の確保や大人数が集まることの回避が求められている。

新型コロナ以前には、新たな価値を生み出す有力なアプローチとして「デジタルとリアルの融合」が注目されていたが、それすらが制約され「デジタルのみ」でいかに問題解決や価値創出を図るかが問われる局面も出てくる。

「緊急時」から「平常時」への移行はスムーズに進むとは限らない。緊急時モードのいくつかの側面が継続する可能性や緊急時モードを一旦解除した後にまた戻るなどモードチェンジが繰り返される可能性もある。また、新型コロナの第2波や新型コロナとは別の新たなウイルスの発生・感染拡大といったことが繰り返されるリスクもある。人々の行動パターンも生活や労働の環境も、緊急時モードが解除された後に全てが Before Corona の状態に戻るわけではなく、社会の多くの部分で With

Corona のパターンや環境が残ることが想定される。さらに、もともとある VUCA³の基調が続くと想定すれば、After Corona はこれまで以上にモードが不安定な、動態的な時代になるであろう。その中では、変化への対応力・柔軟性と異質なものの寛容性が一層求められる。

新型コロナの影響は、欧米諸国においては、我が国よりもはるかに甚大である。そうした中で、CJ 戦略やインバウンド戦略をはじめ我が国の今後の取組を考える上では、世界の人々の消費、観光、娯楽等の行動パターンが変容したり、海外からみた日本に対する評価、日本の魅力のポイントが変化したりする可能性を念頭に置く必要がある。日本人の良識ある行動、国民的結束、リスク感覚、知識・技術レベル等が再評価される可能性もある。

(3) ニュー・ノーマルに向けた知財戦略の在り方

上述のように、ポスト・コロナはこれまで以上に変動が激しく不透明な時代になると予想される。このような時代にこそ、社会システムの在り方や真の目的、物事の優先順位、何が全体最適であるか、といった根源的な問いに、国民一人一人が向き合う必要があるのではないか。

以下に述べる社会のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）等についても、光と影の両面が存在し、大きな視点から戦略を考える必要がある。デジタル化やオンライン化に対応できないデジタル・デバイドの問題をはじめ、ニュー・ノーマルにおいては、持てる者がより有利となり、放っておけば社会的格差は一層拡大する可能性が高いと考えられる。社会全体として、このことにどう対処していくかを考える必要がある。

① 社会全体の DX の加速

緊急経済対策には、「Society 5.0 の実現を加速していくためにも、まさに、今回の危機をチャンスに転換し、政府としてワイズ・スペンディングの考え方の下、デジタル・ニューディールを重点的に進め、社会変革を一気に加速する契機としなければならない」とある。医療、教育、行政、金融、交通・物流、保守・保安など社会のあらゆる分野において、DX を一気に進める好機ととらえるべきであり、加えて、キャッシュレス化やスマートシティ化にも重点的に取り組むべきである。併せて、マイナンバーの活用拡大や社会的リテラシーの向上も不可欠である。

これからの「データ駆動型社会」において鍵を握る知的財産は「データ」であり、中でも競争力の源泉としてのリアルデータの重要性が今後高まると考えられ

³ Volatility(不安定), Uncertainty(不確実), Complexity(複雑), Ambiguity(曖昧)。

る。我が国はバーチャルデータの分野で海外勢に出遅れたが、豊富で質の高いリアルデータを有するという強みがあり、この強みを活かすため、社会全体で、リアルデータを含む価値あるデータの利活用を加速化すべく、適切なルールや規制をデザインすることが肝要である。

例えば、英国においては、公的医療保険主体が保有する診断情報やヘルスデータを、個人情報保護の観点にも配慮しつつ利活用し、特に緊急時においては利活用のハードルを下げるようなしくみが導入されている。これに対して、我が国においては、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）が一元的にデジタル管理されていないため、患者本人が同意しても過去の診療・投薬歴等を容易に利活用できない場合がある。このように、我が国におけるデータガバナンスには見直すべき点が多々あり、それらへの総合的・加速的な取組が求められている。

先述した新型コロナの影響によるデジタル化・オンライン化の事例（→2（2）②）は、新型コロナ以前から課題とされていたが我が国で十分に進んでいなかったことが、今般必要に迫られて加速的に進んだものである。従来は個別分野ごとの「部分最適」に重点が置かれ改革へのハードルが高かったところに、未曾有の危機が訪れ、「全体最適」が強く要請される中で改革が進んだ。このように、リモート化・デジタル化に対する国民のニーズと受容性が高まっており、関連する規制の見直しや制度整備を一気に進めるべき重大な局面にあると言える。

他方、デジタル化・オンライン化を進めることによるリスクの側面も忘れてはならない。サイバーセキュリティや不正行為防止の必要性がこれまで以上に高まるとともに、データ利活用を促進するルール形成に当たってはプライバシーや知的財産の適切な保護にも配慮する必要がある。デジタル化・オンライン化が社会全体に一気に浸透することにより、例えばネット上のコンテンツに係る知的財産権を無意識に侵害するおそれが高まる可能性があることに留意が必要である。また、例えば、オフラインの会議や対話では比較的自由な発言が可能であったが、オンラインの場合は保存や拡散の容易性、政治的・社会的配慮等から発言が抑制されるといった変化の可能性も否定できない。さらに、今回の緊急対応に当たり海外では、国家権力による「監視」が強化され、それが効果を発揮したようなケースもある。我が国が今後、感染症等の危機対応のために最新のデジタル技術を活用するに当たって、公的要請と個人の利益との折り合いをどうつけるかは簡単な問題ではない。法制度だけで対処できない面もあり、究極的には「倫理」が問われる。

デジタル技術を活用した社会的課題解決の取組を、複数の主体による協働・共創を通じて、持続可能なビジネスとして定着・拡大させていく上では、標準を戦略的に活用することも重要である。

観光や飲食など主力産業の落ち込み等により、現在、地域経済は疲弊している。新型コロナが沈静化した後、地域の活力再生を図る取組が進められると考えられる

が、社会全体でリモート化・デジタル化が進むことにより地理的距離を超えたコミュニケーションやコラボレーションが行いやすくなるため、ニュー・ノーマルは地方にメリットをもたらす側面もある。これを地方のアドバンテージとして、東京一極集中の是正と地域の再活性化を実現できるかが問われる。

地域の中核を担ってきた企業に対しては、この危機を乗り越えるため当面は資金面の対策等が必要であるが、ニュー・ノーマルの下で地域における新たな価値の創出を牽引していくことが期待され、それをどのように支援していくかも重要な検討課題である。

前述のとおりベンチャー企業が苦境に置かれているが、スタートアップ企業は感染症対策技術やDXにおいて貢献が期待されており、我が国においてスタートアップ意欲が萎縮しないよう、適切な政策的支援が求められる。

②文化産業に対する国の支援の在り方

文化・芸術・エンターテインメント等は、人々が苦しい状況に置かれた時に「心の拠り所」あるいは「生きる力」を与えてくれるものであり、今回のような危機の時やそこから立ち上がろうとする時にこそ必要なものである。文化芸術の灯を消してはならない。

既に成熟経済に至った我が国が「価値デザイン社会」の未来像を描く中で、将来の基幹産業として期待されるのは、「無形資産」を中核とした価値を創出する産業である。コンテンツや食文化に関連する産業など文化産業群はその典型であり、ニュー・ノーマルにおいても「日本の魅力」の源泉として、新たなCJ戦略・インバウンド戦略の中核的要素を担うことが期待される。

ところが、「心のライフライン」、「生きる力の源」であるとともに「基幹産業」としても期待される文化産業群が危機に瀕している。その背景には、デジタル対応の遅れや旧態依然とした業界構造もあるが、今回露呈した最大の問題は、日本の文化産業群のセーフティネットが不十分であることであろう。今後も、感染症や自然災害など今回と同じような不測の「事業途絶リスク」は存続する。

この機に、文化産業群に対する支援の在り方を再検討することが必要ではないか。互助的な仕組みづくりなど業界内で対応すべき課題もあろうが、それに加えて、政府、地方自治体、大手企業等を含む国全体としての支援の在り方が問われている。ニュー・ノーマルに適応すべく、文化産業群がデジタルやオンラインをもっと活用できるよう様々な施策が考えられることに加え、イベント等の中止が失業や廃業等に直結するといった今回顕在化した同業界特有のリスクを長期的・安定的にカバーするため保険のしくみや資本増強策等についても検討が必要であろう。

③知的財産の保護と利用、公益と私権とのバランス

2003 年の知的財産基本法制定以来しばらくの間は、知的財産の保護にフォーカスした知財戦略が進められてきたが、近年は、排他的独占権による知財保護重視から、知財の保護と利用のバランス重視へ転換する流れとなってきた。この方向性は、コロナ危機とそれに続くニュー・ノーマルへの移行に対して整合的であると考えられる。

例えば、海外では、新型コロナに対抗するワクチンや治療薬の特許に関して、強制実施権等により、特許権者の権利を制限して利用しやすくしようとする動きがあると報じられている。一方で、先進国の中には、研究開発に対するインセンティブを確保する観点から、強制実施権の発動に否定的な意見も多い。こうした中、知的財産は、ワクチンや治療法を開発するためのインセンティブにおける中心的な役割を果たすとの WIPO（世界知的所有権機関）事務局長の声明⁴や、新型コロナウイルスの治療薬やワクチンが開発された後の利用促進に向けた特許権プール構築に向けた国際的な取組み等が見られる。さらには、先述した権利者による自発的な特許無償開放のような動きは国内外において民民ベースで今後も進むと考えられる。こうした新型コロナに起因する情勢変化も踏まえ、知的財産の保護と利用のバランスの在り方を改めて吟味し、我が国の知財戦略に適切に反映させていくことが肝要である。

加えて、先述した国家介入増大による危機対応能力向上と個人のプライバシー保護とのトレードオフなど、公益と私権のバランスをどうとるかという課題は多々存在する。併せて、新型コロナ対応に忙殺される企業を狙い撃ちにするパテント・トロールによる攻撃が海外で発生しているという情報があり、その対策も難しい課題である。

また、企業による高度なデータ利活用が感染拡大防止という公益に寄与するケースも現れている一方で、それは、個人のプライバシー保護の問題だけでなく、このような社会的アセットになったクリティカルなデータの私企業によるコントロールをどこまで許容すべきか、という課題も提起しているとの指摘もある。さらに、教育分野においてデジタル化・オンライン化が進むことにより取得が可能となった学生・生徒の反応や教育効果に関するデータは、社会的アセットとして取り扱われるべきとの指摘があり、データの公益性とそうしたデータの取扱いに関しても議論が必要である。

⁴ WIPO ガリ事務局長声明（4 月 24 日付）
(https://www.wipo.int/about-wipo/en/dgo/news/2020/news_0025.html)

④価値デザインの実践拡大

ニュー・ノーマルにおいては、従来提供してきた価値を抜本的に見直し、目指すべき提供価値を再定義する必要に迫られる企業が少なからず現れると考えられる。その際、「経営デザインシート」で提唱している「価値デザイン経営」、すなわち、自社固有の価値観・存在意義を再確認し、将来において実現したい価値を形にするとともにステークホルダーとの共創を通じて明確化し、それを実現するための戦略を策定するという価値デザインの方法論が有効である。先に述べたように、ニュー・ノーマルはモードが不安定な時代になると考えられるが、こうした価値デザインの考え方・方法論が普及し、その実践が拡大することによって、時代の不安定さに翻弄されず、未来志向の企業経営が我が国で着実に広がることが期待される。

（４）新型コロナ対策と本推進計画との関係

以下の推進計画の記述において、新型コロナ拡大防止等の社会的要請に応える技術・データの利活用、文化産業群など甚大な影響を受けているセクターの支援といった緊急対応策については、考え方を述べている部分はあるが、政府が講じる具体的な措置については上述の「緊急経済対策」をはじめ知的財産戦略本部とは別の場で検討・決定されることとなるため、原則として記述していない。

他方、新型コロナ発生に端を発したニュー・ノーマルは、本推進計画が取り上げる全ての分野にわたって今後の我が国の経済社会システムの在り方を考える上での軸となるものであり、各項目に掲げられた施策の方向性も、これまでの単なる延長ではなく、ニュー・ノーマルに対応して必要な修正を加えつつ具体化・実行されるべきものである。

3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進

新型コロナが全世界で蔓延し、経済に大きな影響を与えている。我が国では、個人消費の停滞やインバウンドの大幅減少、輸出縮小などの影響が広がり、特に体力の無い中堅・中小企業やベンチャー企業（スタートアップ）には、事業の存続が危ぶまれているような状況も見られる。

一方、人との接触を極力減らしつつ経済活動や教育活動を継続すべく、IT などデジタル技術を駆使した様々な取組や施策が実施されている。例えば、企業ではテレワークやオンライン会議の導入が進み、構想委員会で議論されてきたデータの利活用については、感染拡大の見える化など、社会課題を解決する資源としての理解が急速に進んだ。オンライン授業への対応など、関連する法制度・運用の整備も急ピッチで行われている。また、感染症対策として、民間企業や大学を中心に、保有する特許権等を一定期間原則として無償で使えるようにする取組も見られる⁵。

ところで、2019 年 6 月に策定された「知的財産推進計画 2019」では、「脱平均」、「融合」、「共感」の 3 つの柱が「価値デザイン社会」の実現のために必要とされた。この価値デザイン社会は、With Corona や After Corona においても目指すべき社会であり、前記 3 つの柱が有効に機能することにより、With Corona や After Corona におけるイノベーションエコシステムが構築され、これを基盤として目指す社会が実現することが期待される。

このエコシステムにおいて、知財はどのように位置づけられ、どのような役割を果たすのか。構想委員会のもとに設置された地域価値ワーキンググループ（後述）での議論では、「地域価値エコシステム」における「知財」は、地域から創出される価値の「素材」として、また、創出された「価値」そのものであるとされた。エコシステムにおいて人材や資金が循環する中で、従来の知財に加え、新たな知財としてのデータが果たす役割は極めて大きく、コ・クリエーション（共創）の場で、戦略的に知財や標準の活用をすることが、イノベーションエコシステムにおいて求められている。

また、エコシステムにおけるルールを司る法制度や運用の整備も上述の 3 つの柱を有効に機能させるために重要である。この点、構想委員会で「知財戦略の社会実装」としてとりあげられ、エコシステムをとりまく状況が刻々と姿を変える中、これに対応する法制度・運用も柔軟かつ迅速な性質のものとして整備されなければならないとされた。新型コロナに伴うニュー・ノーマルにおいては、柔軟かつ迅速な法制度・運

⁵ 例えば、「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」

(<https://www.gckyoto.com/covid19>)、「東工大保有の 131 件の特許を無償開放」

(<https://www.titech.ac.jp/news/2020/046883.html>) などの取組がある。

用が、イノベーションエコシステムを支える重要なインフラとなる。

新型コロナの拡大によって社会変革が一気に加速する中、価値デザイン社会及び Society5.0、そしてニュー・ノーマルに向けて、イノベーションエコシステムを構成する各主体のすべてが社会課題に対して何をすべきかという意識を持ち、本章及び工程表に掲げる各施策を着実かつ迅速に進めていく必要がある。

（１）創造性の涵養／尖った人材の活躍

（現状と課題）

新型コロナによる緊急事態の中で、教育分野においてはオンライン授業の導入等が推進されているが、児童生徒・学生やその保護者の中には、このような新しい教育環境への対応を余儀なくされることへの不安を感じているとの声もある。ニュー・ノーマルは不安定な時代になると考えられるが、そのような時代に対応すべく、全ての人々が新しい教育環境に適用できるよう配慮しつつ、教育分野における DX を一気に進めていく必要がある。

従来我が国では、バランスのとれた能力や他人との協調性の高さが重要とされてきた。このような国民性や価値観は、国際競争上の我が国の弱点としてネガティブに取り上げられることがあるが、新型コロナへの対応においては、爆発的な感染拡大を回避できていることの一因となっているとの指摘もある。

その一方で、価値デザイン社会及び Society5.0 の実現を目指す上では、尖った才能を有する一定数の人材が必要であり、我が国では未だにそうした人材が十分とは言えない状況にある。このため、尖った部分が抑え込まれることなく、個々の主体の潜在力を開放し才能を開花させる場が重要となる。

例えば、学校や課外活動の場において、様々な取組（例えば、スーパーサイエンスハイスクールや国立高等専門学校による取組など⁶）が行われているが、このような取組を着実に広げると共に、そのような取組が全国にどの程度存在しているのかを把握し、情報を集約・提供して、このような場を求めている人が容易にアクセスできるようになるための仕組み作りが必要となっている。

また、尖った人材が才能を開花させて活躍し、チャレンジしやすくなるためには、そうした人材に理解を示し、受け入れられる環境が不可欠である。このような環境を作っていくためには、豊かな創造性を持った人たちを育む教育現場の役割が重要になる。2016 年 12 月の中央教育審議会の答申を受けて公示された小・中・高等学校等の学習指導要領においては、創造性の涵養を目指した教育を充実させていく

⁶ それ以外にも、民間等における独自の取組として、イェナプランの要素を取り入れた教育、異才発掘プロジェクト ROCKET、少年少女発明クラブなどが行われている。

ことが示された。こうした中、2017年3月に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「新しい創造をする」こと、および「創造されたものを尊重する」ことを、楽しみながら育むことを目指す「知財創造教育」の推進に取り組み、これまでに知財創造教育の体系化や教育プログラムの収集と作成を実施してきた。また、教育現場と地域社会との効果的な連携・協働を図りながら、地域が一体となって知財創造教育を推進させるための基盤となる「地域コンソーシアム」を、地域が主体となって設置する動きも見られる。今後は、知財創造教育の普及・実践をより一層推進するフェーズにあり、新型コロナの拡大の影響で、児童生徒が自宅等で充実した学習を行うことができるように、児童生徒1人1台端末の整備スケジュールが加速されるなどの新しい教育環境への対応も検討する必要がある。そして、知財創造教育において育まれた児童生徒は、デジタルシフトした社会を担う「未来人材」になることが期待される。

また、産業界や上記教育環境を含む社会全体のDXを大きく前進させるには、デジタルシフトに対応した人材を短期に集中して育成することが必要である。このような人材を育成し、輩出する大学等の教育機関や企業における積極的な取組も期待される⁷。

（施策の方向性）

- ・ 知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムの効果的な発信方法を検討する。
(短期・中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省)
- ・ 知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、知財創造教育を実践する教員を後押しする仕組みや、地域で知財創造教育の普及の拠点となる学校を後押しする仕組みの検討を行う。
(短期・中期) (内閣府、文部科学省)
- ・ 地域主体で知財創造教育を実施するための持続的な推進体制（地域コンソーシアム）を全国で整えるとともに、構築された地域コンソーシアムのフォローアップを行う。
(短期・中期) (内閣府)

⁷ 構想委員会においては、「知財戦略の社会実装」というテーマの下に、「未来人材」の世界的な不足について議論された。在籍している社員のスキル強化（リスキリング・アップスキリング）が、未来人材獲得の解決策となり得るところ、企業には、既存の社員や新規社員に対して、新しいスキルが求められる仕事にキャリア変更ができるようリスキリングの機会を提供しながら、一つのスキルに固執せず、柔軟性を持って自身をアップスキリングし続けられる人材を育てていくことが必要とされた。

- ・ 創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校等において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ 将来の教員を志す教育学部の学生等が、知財創造教育を理解し実践できるようにするため、カリキュラムへの導入等に向けた検討を行う。

(短期、中期) (内閣府)

- ・ ICT 分野において地球規模の価値創造を生み出すため、「大いなる可能性があり、奇想天外でアンビシャスな技術課題への挑戦」を支援し、上記趣旨に賛同する様々な団体からなる「異能 vation ネットワーク」等により、全国隅々から異色多様な尖った人材を発掘するとともに、オウンドメディア等を活用し、尖った人材を地球規模で発信する。

(短期、中期) (総務省)

- ・ 未踏事業、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業などの仕組みを活用し、尖った才能を持つ人材の発掘・育成に取り組む。また、上記のような活動の場について情報収集し、アクセスしやすくするための仕組みを検討する。

(短期、中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省)

- ・ 「未来の学び」構築パッケージにおいて、「GIGA スクール構想」の実現パッケージによる「クラウド活用」「高速大容量通信環境」「1人1台学習者用端末」の学校 ICT 基盤整備を中核として、新しい学習指導要領に基づき、公正に個別最適化され、未来社会を創造する力を育む「未来の学び」の環境整備を省庁横断的に支援する。

(短期、中期) (内閣官房、文部科学省、経済産業省、総務省)

- ・ 多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法（授業目的公衆送信補償金制度）の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ AI 戦略 2019 に基づき、実践的な AI スキルを持つ人材を育成するために進めている「AI Quest」（課題解決型 AI 人材育成事業）では、企業の実際の課題・データを教材にしており、企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエ

ンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 「データ関連人材育成プログラム」において、大学、企業、高等学校等の連携のもと、各分野の博士人材等について、データサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムを開発・実施し、機関間の連携及び他機関への普及・展開を図る全国ネットワークの構築に取り組み、高度データ関連人材の育成と社会の多様な場での活躍促進を図る。

(短期、中期) (文部科学省)

(2) 産学連携の推進／大学における知財戦略の強化

(現状と課題)

尖った個々の主体を生かすには、個々が活躍できる受け皿としての組織も重要である。その点、イノベーションエコシステムを語る上では大学の存在を欠かすことはできない。大学は先述したような尖った才能を持つ人材を育成する場であるとともに、研究機関としての機能を持っていることから、尖った才能を受け入れ、生かす場にもなる。また、産学連携などの取組により大学の研究成果である知的財産がエコシステムの中に組み込まれ、循環の誘発剤になることが期待される。一方、大学発特許ライセンス件数・収入は増加傾向にあるものの、他国と比較すると、大学における研究はビジネスに十分に活用されているとはいえない。また、一部の大学を除き、大学におけるライセンス収入は低く、知財を活用して収益に結び付ける知財マネジメントに課題がある。この課題を解決するためには、大学やTLOにおいて、研究成果に係る知財の権利化を目標とするのではなく、研究や権利化を行う段階からビジネス化や市場も意識した取組が行われるよう、大学における知財マネジメントを強化・推進することが求められている。また、大学の知財を産業界が十分に評価していないとの指摘もある。新型コロナへの対応とそれに続く大きな社会変革には、複数の主体によるオープンイノベーションの必要性が特に大きく、大学と企業が双方に利益のある関係を構築しながら、持続的にイノベーションを創出することが求められる。また、リモート化・デジタル化が進む中では、オンライン教育コンテンツを共同で作成するなど、新たな産学連携の在り方も考えられる。

(施策の方向性)

- ・ イノベーションの源泉である産学連携の円滑な実施に向け、大学・企業における産学連携への意識や優先順位等を高めるとともに、産学連携組織の機能強化やその最大限の活用、デジタル時代における価値シフトに対応する大学の知財戦略の見直しなど、大学等で創出される発明等を適切に評価・活用できる知財マネジメントの

在り方を検討する。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)

- ・ 遺伝子治療、細胞治療、再生医療、デジタルヘルス、バイオ製品において必要な知財実務について検討するための産学官連携プラットフォームの設立について関係省庁、民間の関係団体と協議を行う。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)

- ・ 大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践している TL0、産業界、大学のネットワーク強化に向けた、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を実施する。

(短期) (文部科学省)

- ・ 研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質の保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ 企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築（オープンイノベーション機構）、非競争領域における複数企業との共同研究等（OPERA）の実施により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ 研究者同士の個人的な連携にとどまらず、大学等と企業が「組織」対「組織」の本格的な連携を行うことを目指した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月）について、産業界向けの記載の充実や、大学等においてボトルネック解消のための処方箋等を補強した「追補版」の策定と普及を通じて、実効性の向上を図る。

(短期、中期) (経済産業省、文部科学省)

（３）地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業及び農業分野における知財戦略の強化

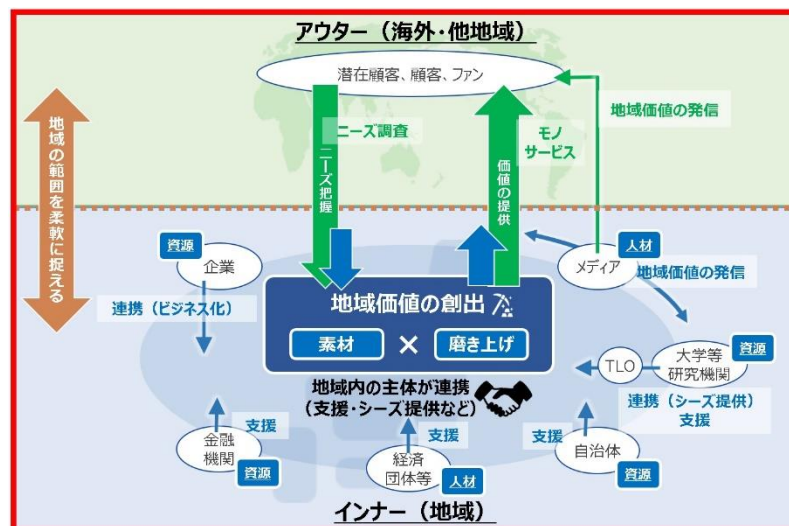
（現状と課題）

新型コロナの拡大は、急速なデジタル化を発展させ、地方にしながら働くことができるなど、地方に優秀な人材が移動し活躍しやすい環境の実現と東京一極集中の緩和が期待され、地方にとって追い風となる。その中で、地方においても情報へのアクセスが十分確保されるよう、例えば地域の大学をハブとした地域活性化につながる取組などを通じ、大都市圏と地方の全体がDXの恩恵を受ける環境整備が必要とされる。

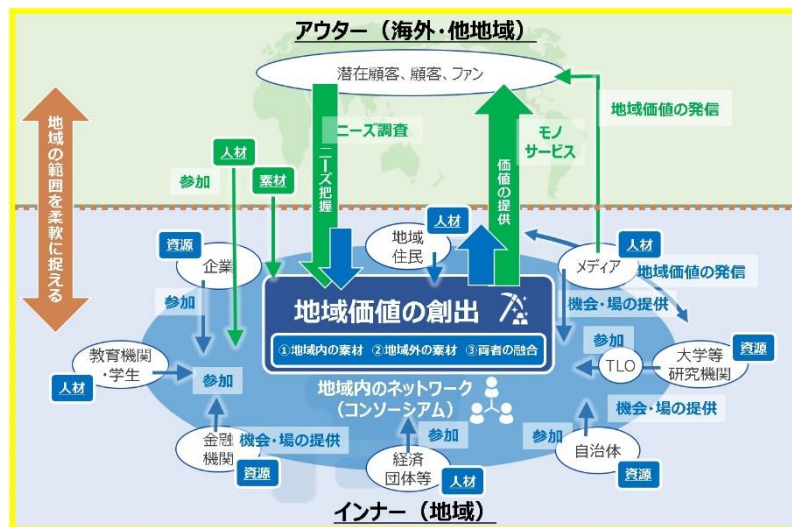
地域において、価値デザイン社会の実現に向けたエコシステムを構築することは、地方創生という観点からも重要なことから、「知的財産戦略本部構想委員会地域価値ワーキンググループ」において、人（人材）・資金を地域外から呼び込み、循環させ、持続可能な価値の創出につなげる「地域価値エコシステム」を、各地域が主体となってそれぞれの特徴を生かしながら形成していくための方策が検討された。

同ワーキンググループでは、「地域価値エコシステム」のあるべき姿として、以下の3つのモデルを提言した。

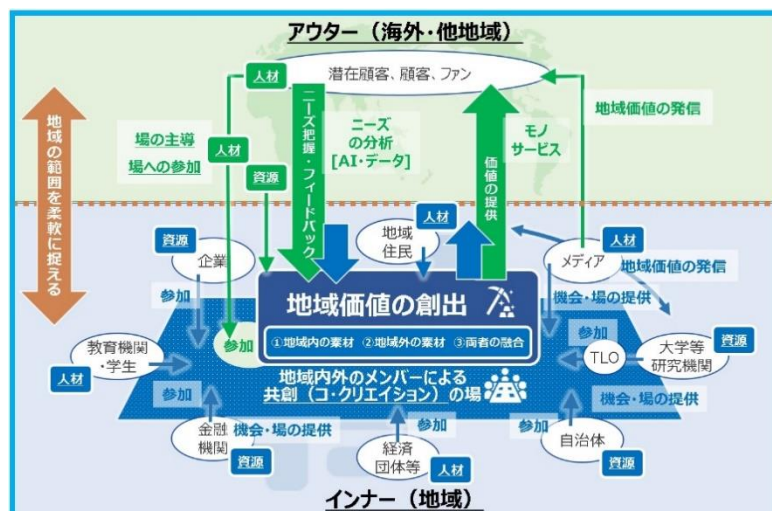
i <モデル1（脱平均モデル）> 地域の各主体の連携の下で、顧客等のニーズを踏まえつつ、地域内における「脱平均」な尖った素材を磨き上げ、または、地域の素材を「脱平均」の発想で尖らせて、地域価値を創出する「脱平均」モデル



ii <モデル2（融合モデル）> コンソーシアムなど、地域内の各主体の「ネットワーク」が構築され、地域外の素材・人材も活用し地域全体で価値を創出する「融合」モデル



iii <モデル3（共創モデル）>顧客等（価値の提供を受けている者）からフィードバック「共感」を受け、持続的に新たな価値を創出するための、地域内外のメンバーによる地域価値の共創（コ・クリエイション）の場が形成されているモデル（地域価値エコシステムの理想イメージ（コ・クリエイションモデル））



モデル3は、地域価値エコシステムの理想像であるが、モデル1やモデル2においても人材・資金の循環が生じており、その点において、地域価値エコシステムを構成しているといえる。地域によっては、モデル3に至る前にモデル1やモデル2の状況になり得るし、モデル1やモデル2を経由すること無く、モデル3の状況となる地域も想定できる。なお、3つのモデルの図は一例であって、実際に各モデルを機能させる主体は、地域の特性などに応じて異なってくる。なお、同ワーキンググループでは、「地域価値エコシステム」を実現するための今後の取組として、地域価値エコシステム構築チェックリストの作成、有識者派遣による地域エコシステム構築支援の実証、

地域プロデューサーの人材育成などの施策も提言された。

イノベーションエコシステムの活性化にはベンチャーの役割も大きい。しかし、わが国においては諸外国のように、優秀な人材、卓越した研究開発力、技術力の高い大企業、豊富な資金などがそろっていても、それらを生かしたスタートアップのためのエコシステムが十分確立しているとは言えない。そうした中、我が国の強みを生かした日本型のスタートアップエコシステムの拠点の形成と発展を目指し、「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップエコシステム拠点形成戦略～」のもと、一定の集積、潜在力を有する都市において、地方自治体・大学・民間組織等によってスタートアップエコシステムが形成されるよう支援が始まっている。また、新型コロナが拡大する中、社会ニーズに対して迅速に対応するベンチャー企業が見られる一方で、困難な経営環境に直面しているベンチャー企業も多く、適切な政策的支援が必要である（なお、大企業とベンチャー企業との連携における公正な取引の確保については、後述（6）参照）。

地域経済の担い手である中堅・中小企業が価値デザイン経営に取り組み、地域価値エコシステムにおける主導的な役割を果たすことも、地域が活力を取り戻し、新たな価値を創出していくための原動力として極めて重要である。これまで、知財活動を通じて地域・中小企業のイノベーションを推進するために策定された「地域知財活性化行動計画（特許庁、2016年）」に基づき、知財の取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな支援策が講じられてきた。同計画の改訂が着手されており、知財総合支援窓口や専門家の活用等を通じた支援の強化が予定されている。また、コロナ危機により、中小企業のみならず中堅企業も深刻な影響を受けており、その実情に応じた適切な支援が必要とされている。

地域経済を支える農業分野においても知財戦略は推進されている。「農林水産省知的財産戦略2020」（農林水産省、2015年5月策定）に基づいて地理的表示（GI）や地名・ブランド名称等の侵害対策、種苗産業の競争力強化、家畜の遺伝資源の保護対策等について対応が進められてきた。同戦略の実施期間が2020年で終了することから、農林水産分野の新たな知財戦略の策定が求められる。また、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、令和2年3月、種苗法の一部を改正する法律案が閣議決定された。こうした環境整備により、登録品種による産地（地域）のブランド化の促進が期待される。加えて、平成30年12月に策定された「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」により、農業分野におけるノウハウの流出防止とデータ利活用の促進が図られ、生産性や品質の向上を実現するために農業者が安心してデータ提供できる契約のルールが示されたが、当ガイドラインに、農業分野におけるAIを含むICTを活用する研究開発段階及び利用段階における契約のガイドラインが令和2年3月に新たに追加され、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」として

一体化された。さらに、和牛の精液や受精卵といった家畜遺伝資源については、令和2年4月に家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が成立するなど、和牛遺伝資源の不正な海外流出を防止する仕組みが構築された。あわせて、地域内で承継されてきたノウハウ等を活かした強い農業経営を実現すべく、ノウハウ等の流出を防止し、地域内で有効に活用できる環境づくりのために必要な方策を検討し、今後も農業分野における知的財産の保護・活用の取組の強化を図る。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて地域は疲弊している。2020年4月20日に閣議決定された緊急経済対策に基づいた様々な支援策が取り組まれていくことで新型コロナが沈静化した後、地域の活力を取り戻そうとするときには、前述した地域価値エコシステムのモデルを活用した取組が必要となる。

（施策の方向性）

- ・ 「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略～」を踏まえ、都市や大学を巻き込み、起業家教育やアクセラレータ機能を抜本的に強化すること等を通じて、起業家がこれまでの制約を超越し(Beyond Limits)、日本の潜在能力を開放する(Unlock Our Potential)、スタートアップ・エコシステムの拠点形成を推進する。また、研究開発型スタートアップへの効率的・効果的な支援を実施するため、資金配分機関の情報共有や個別施策の相互連携のための協力枠組みを、NEDO オープンイノベーション協議会(JOIC)を活用し、2020年夏頃までに構築する。

（短期、中期）（内閣府、文部科学省、経済産業省）

- ・ ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、支援期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。

（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。

（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 「地域知財活性化行動計画」を改訂し（令和2年度上期公表予定）、地域・中小企業の事業成長につながる知財戦略構築のためのハンズオン支援等を新たに行うことにより、知財の権利取得から戦略的活用までを見据えた、中小企業等に対する包括的な支援を強化するとともに、その普及・活用を推進する。

（短期・中期）（経済産業省）

- ・ 地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地

方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。

(短期・中期) (法務省)

- ・ 知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。

(短期・中期) (経済産業省、金融庁)

- ・ 中小企業等と大企業の知財取引の適正化を図るため、契約のひな形や参考となるガイドラインの作成など、円滑化に向けた環境整備について産業界等の関係者を交えて検討し、結論を得る。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ スタートアップ企業と大企業とのオープンイノベーションを促進するため、契約の留意点をまとめた手引きと標準的なモデル契約書を作成、公表して、普及を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 「農林水産省知的財産戦略 2020」で定める戦略の実施期間が5年間であり、2020年に終了するが、今後も知的財産の保護・活用に取り組む必要があることから、農林水産分野における新たな知財戦略の策定に向けて有識者からの知見を収集するなどして検討に着手する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農業分野のデータ・ノウハウ等の農業者の意図しない流出を防止しつつ、農業データの利活用の促進を図るために策定した「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を周知するため、農業者や農機メーカー、ICT ベンダ等向けに普及チラシを配布する。あわせて、農業者等からの相談に対応するため、知財総合支援窓口 (INPIT) 等の活用について関係者へ普及するとともに、相談員を対象とした研修等を実施する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 種苗法改正により、優良品種の海外への流出防止や国内における栽培地域の限定が可能となる予定であることから、新品種を活用した産地づくりが各地域で円滑に進められるよう、育成者権のライセンス手法について調査し、都道府県等の育成者権者や生産者団体への情報提供を推進する。また、登録品種の利用に関する簡易な許諾方法や許諾料の徴収方法について、海外の事例も含めて情報発信を行うとともに、侵害対策の実効性を高めるための措置についても検討を行う。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 種苗法に基づく品種登録審査において、(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターが行う品種の特性に関する調査が、育成者権者の立証等にも活用されるよう調査の充実を図る。また、海外の品種登録当局の審査における我が国の審査結果活用の促進を通じ、わが国で育成された品種の海外における育成者権の取得を促進させるため、我が国の品種登録審査基準の国際基準への調和を進め、品種登録審査の高度化を図る。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 畜産関係者による長年の改良の努力により付加価値の高まった和牛遺伝資源については、令和2年4月に成立した家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律により、その流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護することに加えて、我が国の貴重な財産である和牛遺伝資源は事業者自らが守るという意識の醸成に向けた取組の充実を図り、これらの取組により不正な海外流出を防止する。

(短期・中期) (農林水産省)

(4) DXの加速化／AI・データ等の利活用の推進

(現状と課題)

・ DXによる大転換

本章冒頭で述べたとおり、また、これまで述べたデジタル変革に伴う人材育成や農業分野での AI・データの利活用のように、イノベーションを生む為に、AI やデータ等が果たす役割は重要なものとなっている。その背景にあるのは、私達の社会において DX による大転換が進んでいることである。あらゆる事業分野で、ビジネスモデルがモノづくりからコトづくりにシフトしている。また、異業種を含む複数者が連携しながら、スピーディにスクラムを組んで事業を生み出す動きが増加しており、他者と連携したオープンでアジャイルな新規事業創造が重要となっている。また、完成された製品を投入するのではなく、ユーザーと共に、改善しながら体験価値を拡大するというように、製品・サービスの価値を高める仕組みがアップデート型に変わっている。このように事業環境が変化する中、AI やデータ等の活用は、自社製品・サービス、ひいては企業価値の源泉となっている。

・ 新型コロナと DX

新型コロナが社会・経済の全般にわたって甚大な影響をもたらしているが、テレワークや web 会議、オンライン授業、ヘルスデータの利活用、位置情報に係る統計データの活用、オープンソースソフトウェアの活用、自治体のオープンデータの活用など、

まさにデジタルによる解決が次々と実施あるいは提案されている。中には、オンライン授業における著作権処理や遠隔医療の規制緩和など、急ピッチで制度改革がなされたものもある。また、感染拡大防止のため、位置情報に係る統計データ、検索・購買履歴のビッグデータを分析し、関係省庁が実施する新型コロナ対策の最適化・効率化に貢献する取組や、携帯キャリアが有する位置情報に係る統計データを用いて外出自粛要請の効果を分析する取組、また、海外では感染者と接触した可能性を通知する技術の開発なども行われている。いずれも顧客のプライバシーを十分に保護することを前提にしており、第三者の視点で確認するため、様々な分野の有識者からなる会議体からアドバイスを得る手続を踏んでいる企業もある。また、今後の第2波に向けて、感染拡大防止と経済社会活動維持のバランスをとりつつ、医学的知識や経済活動予測などの知をもとに、リアルタイムビッグデータを用いて人々の行動に役立てるような取組も予定されている。

上述のように困難な状況をデジタルを活用し乗り越える様々な活動が広がっている。リモート化・デジタル化に対する国民の受容性は高まっており、関連する規制の見直しや制度整備を一気に進める好機が訪れていると言える。新型コロナの影響で困難に直面しているベンチャー企業を始め、多くの企業の活性化のためにも、AI・データを活用する企業が提案するビジネスモデルを後押しする規制改革や支援策等を講じることが急務となっている。

他方で、急速なDXが進む陰で、動画などが回線を圧迫し市民生活に影響を及ぼすおそれがあるため通信量を減らす「データダイエット」の工夫が呼びかけられている。また、危機をチャンスに変えられるのは富んでいる側であるとの見方や、取組から取り残されている人には情報が入らないなどの格差が生じるとの見方がある。さらに、デジタル化自体が優先されるあまり、視覚や聴覚の障害を持つ方への配慮が追いついていないとの指摘もある。このようなデジタル格差については、デジタル技術の活用の在り方として、ユーザーが使えば使うほど、使用していない者との格差が広がる「アクティブ」なものと、例えば高齢者がロボットを通じて医療行為を受ける場合のような意識せずとも使用される「パッシブ」なものに分けて考える必要があり、もっと後者に目を向けるべきとの指摘もある。これらの点も考慮したうえで、国民全員にDXの恩恵が行き渡るような環境整備が重要である。

・企業におけるDXの事例分析

構想委員会では、企業におけるDXの事例を価値デザインの視点から分析すべく、経営デザインシートを用いて見える化した。その結果、成功要因として、①経営者のDXへの決意、②データを活用して向上したユーザエクスペリエンス(UX)、③データを活用してUXを向上させるビジネスモデル、④資源としてのデータと人材(エンジニア、リーガル部門)が挙げられた一方、課題として、データの信頼性・公平性、デ

ータ提供者の受容性、データフォーマットの標準化が挙げられた。今後さらに、データ利活用の具体的な分野や事例に即して検討を行い、その検討結果の横展開につなげる予定である。

・リアルデータの利活用推進のためのルール整備

今後、世界が「データ駆動型社会」へと進む中、競争力の源泉は「バーチャルデータ⁸」から「リアルデータ⁹」へとシフトしていくと考えられる。実社会におけるビジネスや行動の中から得られるリアルデータを戦略的に活用し、これまで掘り起こされていなかった潜在ニーズに応える革新的なサービス・製品を提供することが、新たな競争優位につながる。我が国は、バーチャルデータの分野では GAF A 等の海外勢に大きく出遅れた感が否めないが、豊富で質の高いリアルデータを有するという強みを持っている。このリアルデータの利活用を加速的に推進するため、適切なルール整備が急務となっている。

我が国では、事業者間におけるデータの取扱いについて「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が示され、これに沿った契約によって一定のルールが形成されているが、データ全般を対象に¹⁰複数主体間でのデータの取扱いについて定めた法的効力あるルールは、不正競争防止法に規定する「限定提供データ」に関するルールのみにとどまっているのが現状である¹¹。一方、欧州は、2020 年 2 月 19 日に公表された「EU の新デジタル戦略」において、今後焦点を当てるべき主な施策の一部として、「データガバナンスに係る法的枠組の提案（2020 第 4 四半期）」、「データ法の提案」（2021）を掲げ、法制化を目指す動きを示している。

昨年の G20 大阪サミットにおいて、我が国は、議長国として「信頼ある自由なデータ流通」（DFFT）のコンセプトをとりまとめた。上記の欧州をはじめ他国においてもルール整備が進む中で、日本企業の活動に制約が生じる可能性もあることから、DFFT の考え方に沿った国際的なルール作りを加速することが重要である。その際、我が国としては、上記の契約ガイドラインを国際的に普及させるとともに、リアルデータの利活用に関し劇的な社会変革や技術変化に柔軟に適応する視点を持って国内における

⁸ Web（検索等）、SNS などのネット空間での活動から生じるデータ

⁹ 健康情報、走行データ、製品の稼働状況等や個人・企業の実世界での活動についてセンサー等により取得されるデータ

¹⁰ パーソナルデータに限れば個人情報保護法があるが、産業データを含むデータ全般をカバーするものではない。

¹¹ 不正競争防止法（2018 年 5 月改正、2019 年 7 月から施行）は、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）を「限定提供データ」と定義し（第 2 条第 7 項）、不正な手段によって限定提供データを取得・使用・開示する等の行為を「不正競争」と位置づけて（第 2 条第 1 項第 11 号～第 16 号）、それに対する差止請求権、損害賠償請求権等を定めている。

法制度を含むルール形成をさらに深化させつつ、その成果を海外に展開すること等を通じ、国際的な議論を主導すべく取り組むことが必要である。

・ AI・データに関する分野横断的な諸課題

AI・データに関する課題としては、企業価値に資するデータの在り方に関する議論（特に、財務諸表をつくる観点や企業価値を高める観点、市場創造の観点等）¹²、データを提供する者の立場に立った様々な側面についての検討（具体的には、利便性や安心感、同意に基づく管理、オーナーシップ等）¹³、データに関する様々な標準化（特に、データの信頼性、公平性、データフォーマットの標準化等）¹⁴、データを生かす能力だけでなく、つくる能力やデザインの能力が必要、などがある。これら課題について、関係府省が連携し、必要な取組を行っていく。

・ 分野間連携

「統合イノベーション戦略推進会議（第6回）」（令和2年1月21日）では、デジタル化による社会全体のイノベーションを加速する観点から、統合イノベーション戦略推進会議の下に「デジタル社会構築TF」を設置した。そして、分野横断テーマとして包括的データ戦略の策定を掲げ、データ形式や機能、データ取扱い等について、各分野の関係者が留意すべき一定の共通ルールが整理されたところであり、その参照が推奨されている。

他方、様々なプラットフォームを相互に連携させる際は、特に個人の情報コントロールabilityに着目したプラットフォーム間連携技術が重要であり、これは我が国のみならず、世界で共通に使えるよう、国際標準化されることが望ましい。

また、異業種を含む複数者が連携しながら、集合知からイノベーションを生み出す中では、価値創造の源泉となるソフトウェアをスピーディに、最先端の技術を用い、オープンに開発する上で、オープンソースソフトウェア（OSS）が不可欠となっている。「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究¹⁵」では、経営レベルで求められるOSSの必要性・価値・リスクが示されており、その周知・普及を図っていく。

¹² 例えば、総務省のAIネットワーク社会推進会議 AI経済検討会 データ専門分科会にて、「新たな資産」としてのデータの機能・役割、及び効果・価値の測定方法等について検討されている。

¹³ 例えば、経済産業省において「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版」が策定されており、改定内容は限定提供データへの対応や利用している事業者からのヒアリングを通じた、課題やユースケースの抽出などが行われている。

¹⁴ 例えば、経済産業省では、AIのライフサイクル、品質保証に係る国際標準の提案に向けた標準化活動を推進中。また、NEDOプロジェクトにてAIの品質保証や品質評価手法に関して産総研に委託し研究開発している。

¹⁵ 令和元年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

・各分野における課題

AI・データの利活用は、例えば、製造業、農業、電力、交通、医療、金融、行政など様々な分野で広がりを見せているが、各分野ごとの課題もある。例えば、農業分野では、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費・輸出までデータ連携を可能とするスマートフードチェーンの構築が推進されており、異なる IT システム間での相互運用性・可搬性のため、農作物名・農作業名等の標準化も求められている。また、健康・医療・介護分野における ICT やデータの利活用により、健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供につなげるため、厚生労働省内に「データヘルス改革推進本部」を設置し、部局横断的に幅広く検討を行っており、第6回データヘルス改革推進本部（令和元年9月9日）では、2025年度までの工程表を示した¹⁶。また、電力分野では、「スマートメーター」の登場により正確なデータを容易に集められるようになったことから、利活用が期待されているが、電力使用量などの電力データは個人情報にあたるため、個人情報保護を大前提としながら、データの適切な活用を可能とする制度整備が必要である。また、行政においても、デジタル・ガバメント実行計画¹⁷などを通じてデータ利活用を推進している。

・AI 時代に対応した人材の育成

一方、人材に目を向けると、「AI 戦略 2019～人・産業・地域・政府全てに AI～¹⁸」では、戦略目標の1つ目に「AI 時代に対応した人材の育成」が掲げられている。今、AI を作り、活かし、新たな社会の在り方や、新しい社会にふさわしい製品・サービスをデザインし、そして、新たな価値を生み出すことができる、そのような人材が求められている。

・AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方

このように、AI・IoT の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、世界におけるビジネス環境が大きく変化する中で、新たな紛争処理や権利保護のニーズが高まっている状況を踏まえ、産業財産権の保護と利活用の在り方全体を俯瞰しながら、特許制度についても、AI・IoT 技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む制度の在り方を検討し、必要な施策を講じなければならない。

¹⁶ 「ゲノム医療・AI 活用の推進」、「自身のデータを日常生活改善等につなげる PHR(*)の推進」、「医療・介護現場の情報利活用の推進」、「データベースの効果的な利活用の推進」について目指す未来と工程表を策定。＊パーソナル・ヘルス・レコード

¹⁷ デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日改定（閣議決定））

¹⁸ 令和元年6月11日、統合イノベーション戦略推進会議決定

(施策の方向性)

- リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、司令塔機能を含む体制を明確化した上で、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討を行い、結論を得る。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、関係府省)

- デジタル社会構築タスクフォースにおいて整理された共通ルールの社会実装を進めるため、各分野の関係者や関係団体から構成される場を活用するなどして、関係者や関係団体による密な連携を後押しし、共通ルールの各分野における一層の具体化を促進する。

(短期・中期) (内閣官房)

- IoT デバイスが接続される様々なプラットフォームを相互に連携させることによって多様な技術・サービスを結びつけ、これにより新たな価値を創出することを目的として、特に個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認するものとし、国際標準化に向けた取組を一層推進する。

(短期・中期) (総務省)

- AI・IoT 技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によりスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT 技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる。

(短期・中期) (経済産業省)

- OSS に関する経営上の重要性(価値・リスク)の理解を促し、OSS の活用に対する意識向上のため、「デジタル化、IoT 化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」(令和2年4月、特許庁)において取り纏めた結果について普及啓発を実施する。

(短期・中期) (内閣府、経済産業省)

- AI 戦略 2019 に基づき、実践的な AI スキルを持つ人材を育成するために進めている「AI Quest」(課題解決型 AI 人材育成事業)では、企業の実際の課題・データを教材にしており、企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

- 農業データ連携基盤の機能を強化・拡張し、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費・輸出までデータ連携を可能とするスマートフードチェーンを構築する。また、異なる IT システム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農業分野のデータ・ノウハウ等の農業者の意図しない流出を防止しつつ、農業データの利活用の促進を図るために策定した「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を周知するため、農業者や農機メーカー、ICT ベンダ等向けに普及チラシを配布する。あわせて、農業者等からの相談に対応するため、知財総合支援窓口 (INPIT) 等の活用について関係者へ普及するとともに、相談員を対象とした研修等を実施する。

(短期・中期) (農林水産省) 【再掲】

- ・ データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康寿命延伸等に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、ゲノム医療・AI 活用の推進等に向け、2025 年度までの工程表に沿って取組を進める。

(短期、中期) (厚生労働省)

- ・ 改正電気事業法案 (令和 2 年通常国会提出) の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、スマートメーターで得られる電力データの利用拡大に向けた取組を進める。なお、制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策には万全を期す。

(短期・中期) (経済産業省)

(5) 戦略的な標準の活用

(現状と課題)

標準を取り巻く環境は大きく変化している。消費者ニーズが「モノ」から「コト」へ移行し、また、上位レイヤーに、プラットフォーマーの台頭などのダイナミックな市場環境が形成される中で、戦略的に標準の活用が求められる場面は、システムやサービス、そして、前述したデータといった横断的テーマに軸足がシフトしてきている。また、デジタル革新によって新技術の社会実装が短期間化したことで、新たな標準を必要とするスピードや、既存の標準が新たな標準によって上書きされるスピードが急激に速まっている。加えて、米国・欧州・中国企業において、グローバルの視点で最適化された標準を活用する動き (例：調達基準に、国内外の先端技術を採用) や、戦略的な標準の活用により先行企業の競争力を無力化する動きも見られる。

加えて、新型コロナが内外経済に甚大な影響をもたらしている中、データの利活用は収束に向けた対策や、その収束後の社会の維持において、医療での活用をはじめサプライチェーンの強靱化、防災などの観点から極めて重要な役割を担う。高度化・複雑化した現代の社会システムにおいては、企業や産業分野をまたがるデータ連携の必要性が高まっており、そのために必要な標準の重要性は一層増している。社会課題の解決に向けて標準が果たす役割を十分に理解した上での社会や事業のデザインが求

められている。持続可能な社会/Society5.0の実現の中で、日本が主導権を握っていくためには、戦略的に標準を活用し、日本の技術のマネタイズや社会実装を推進することが重要である。

日本が抱える主な課題として、次のような指摘がある。①日本企業の多くは、自ら有する技術シーズを出発点に戦略の検討を進める傾向が強い、②各分野の研究機関や省庁がそれぞれの領域ごとに検討を進めており、多様な関係者による俯瞰的・複眼的な視点からの検討が不十分。結果、創造を目指す市場に係るビジョンが描かれないまま個々の実証のみが進められることがある、③失敗や批判のリスクを警戒し、先行きが不透明な先進的な行動を起こす際に不安が大きくなる。その結果、行動を起こしながらその場の状況に対応するアジャイル的な活動を行う欧米と比べ、変革への対応スピードが遅い、④同業他社を標準策定に向けて先導するリーダーシップを発揮する企業が現れにくい競争環境になっているため、業界内や業界同士のコンセンサス形成に時間を要するとともに、国際交渉での柔軟性が無くなる。

以上の認識から、これからのイノベーションエコシステムにおいて、戦略的に標準を活用していくためには、社会に提供する価値（社会課題の解決）を構想し、全体的な方策（アーキテクチャ）の設計、それに基づくシステムの実現において、横断的テーマを含め戦略的にどのような標準が必要かを検討し、関係者でコンソーシアムを組みながら、迅速な標準形成（デファクト化、アジャイル的取組）も含め、どのような標準の手法・場を活用するかを判断するといった視点・発想が不可欠である。

その実現に向けては、デジタル社会における戦略的な標準活用に向けた官民の意識改革が必要である。さらに、分野別に縦割りとなっている関係省庁・関係機関及び民間企業を含む多様な関係者の有機的な連携による世界の潮流や動向の分析、アーキテクチャの設計等、そして全体最適の視点から標準活用を支援する機能（プラットフォーム）も必要と考えられる。また、ASEAN 諸国等に対する標準を活用した解決策の提案や、標準と政府調達の連携などを通じ、日本の技術の世界的な社会実装を目指す。

（施策の方向性）

- ・ 技術の社会実装ツールとして、標準を一層戦略的に活用することが重要である。産総研では、2020 年度前半に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化する。NEDO においては、今年度新規プロジェクトにて、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を意識した活動に取り組む。また、これらの活動について、関係府省と連携し、標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。将来的には、世界の潮流も踏まえつつ、初期需要を創出するための政府調達、製品の市場環境整備のための規制や制度の見直し・構築なども含め、研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることが望ましい。そのため、例えば

AI、Beyond5G、スマート農業など特定の分野において関係府省や、各分野の技術と関連する標準等の動向に通じている研究開発法人、並びに、IPA に創設されるデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの総括的な機能を活用するなど、戦略的な標準活用の支援を試行的に実施し、国プロジェクト等における好事例や課題を洗い出し、その後、技術活用支援プラットフォームの実証を行う。そして、国際的な動向を踏まえつつ、ビジョン、コンセプトやアーキテクチャといった俯瞰的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策をとりまとめていく司令塔の機能や体制を構築する。これらに向け、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。

(短期・中期) (内閣府、経済産業省、総務省、農林水産省、関係府省)

- ・ 近年、スマート農業など農林水産・食品分野での工業技術の応用・浸透に伴い、農工融合した分野の技術開発が進展し、また、政府の農林水産物・食品の輸出拡大戦略に基づき、輸出拡大に向けた取組が進められている。我が国の優れた技術や品質が正しく評価されるためには、戦略的な標準化が必要不可欠であり、農林水産・食品分野での標準化の取組強化の重要性が増している。このため、農林水産省及び経済産業省が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、農林水産・食品分野での戦略的な標準化活動を強力に推進する。農林水産・食品分野は、地域の特性にあった取組が重要となる。このため、地域における標準化ニーズが適切に標準化につながるよう、地域レベルの関係機関同士の横のつながり、及び関係独法の本部・支部等組織内の縦のつながりの中での連絡・情報共有・相談体制を構築する。

(短期・中期) (経済産業省、農林水産省)

- ・ IoT デバイスが接続される様々なプラットフォームを相互に連携させることによって多様な技術・サービスを結びつけ、これにより新たな価値を創出することを目的として、特に個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確たるものとし、国際標準化に向けた取組を一層推進する。

(短期・中期) (総務省) 【再掲】

- ・ 業界団体等を経ない、中堅・中小企業等による独自の標準化活動について、標準制定を通じた事業拡大効果が大きくなるよう、2020年度から、ビジネス戦略の視点を強化した標準化支援を実施する。

(短期・中期) (経済産業省)

(6) オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進

(現状と課題)

尖った人材や組織、戦略的な標準やAI・データといった資源を最大限に活かす為の

有効な手段の一つがオープンイノベーションである。社会課題・顧客ニーズの多様化や非常に早い時代変化を背景に、その必要性が高まり、それに関わる活動も増加している。また、特に新型コロナ拡大のような、単一主体では立ち向かえない緊急事態においては、社会全体が一丸となって課題を解決していく活動が求められる。

このような活動においては、画一的でない価値観を有する者同士が、各自の内発的動機から発せられ共有された明確な大きな目的を持つことが最重要である。その下で、互いに資源を持ち寄り、資源を価値へ変換する仕組み（ビジネスモデル）を工夫し、社会からの共感が得られる革新的な価値の創造・提供により社会変革に繋げていくのであり、ここでいう資源、工夫、共感のいずれにおいても知財は中核をなす要素となる。

社会変革を起こすプロセスの1つである研究開発もまた、個々の主体の多様性を活かし、これまでの領域の枠にとどまらず、幅広いニーズをも取り込んだ機動的で課題融合的な形で行われるべきである。そのためには、内部に拘らず、外部資源を柔軟に活用するべきである。特に、大学・研究開発法人には産学官連携を促進する上での課題が存在するため、これらが出資する外部組織を活用して意欲ある自主的な取組を促進することが重要である。このため、研究開発法人の出資先事業者において共同研究等が実施できる旨を明確化すべく、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正案を含む法案を第201回国会に提出した。国立大学法人等については、政令改正での対応を予定している。

オープンイノベーションによって生み出される価値は経済的価値に止まらない。Society 5.0 実現に必要な我が国の科学技術イノベーション（Science、Technology and Innovation：STI）を活用して、2030年までにSDGsの17の目標を達成し、その後も更なる取組を継続し、模範を提示することが求められているが、そのために、我が国の技術シーズ等の知的資産と国内外のニーズをマッチングする「STI for SDGs プラットフォーム」構築検討がプロトタイプの試行実証等も含めて行われている。

今後は、社会変革を更に加速するため、社会課題や顧客ニーズを的確に捉え、それに向けて研究開発の成果を最大限に活かすイノベーション経営を行う主体が世の中に広く認知され、資本市場で評価され、それにより他の主体から組織や分野の枠を超えて経営資源を呼び込めるような仕組みや環境整備も必要である。また、我が国の民間企業等が、STIを活用した国際貢献を自立的に行うことで2030年以降も持続的な国際社会の構築を牽引していくことを可能とすることもまた、社会の共感と価値の創造に繋がる重要な施策であり、引き続き推進していくことが必要である。

一方で、オープンイノベーションを進める中で、大企業やグローバル企業が、中小・ベンチャー企業と連携する事例も増加しており、中小・ベンチャー企業が公正かつ自

由に競争できる環境を確保することが重要である¹⁹。公正取引委員会が昨年6月に公表した製造業における中小企業（ベンチャー企業を含む）を対象とした実態調査報告書²⁰によれば、① 製造を再現できてしまうほど中小企業のノウハウを無償で開示させられた事例、② 共同研究において寄与度に関係なく知財が全て取引先に帰属する契約になっている事例、さらには③ 中小企業が自社単独で開発した技術であっても、取引先との共同出願を強要される事例などが報告されている。このような問題を解決するために、当事者が尊重すべき知財に関する適切な取り扱いやそれに係る契約の在り方などを示すガイドラインの整備と、その幅広い活用が必要であると考えられる。

このような状況の中、より質の高いアウトカム（社会変革）につながるオープンイノベーションが円滑に行われるよう、これまでの施策の強化、新たな施策への挑戦を行う。

（施策の方向性）

- ・ 研究を組織横断的に連携・融合して推進していく組織体制として「融合研究センター／ラボ」を設置する。重点的に取り組むべき社会課題として、「エネルギー・環境制約」、「少子高齢化」、「強靱な国土・防災」を取り上げ、研究開発に取り組む。

（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。

（短期、中期）（経済産業省、内閣府）

- ・ 将来の民間等による自立的な運営を念頭に、「STI for SDGs プラットフォーム」の本格構築および精緻化に向けた調査・分析、国内外ステークホルダーとの協議を引き続き行う。

（短期、中期）（内閣府）

- ・ 当該プラットフォームも活用しながら、国内外の多様なステークホルダーの連携・協働を促し、SDGs 達成に向けたイノベーションの創出を促進する。

（短期、中期）（内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省）

- ・ 中小企業等と大企業の知財取引の適正化を図るため、契約のひな形や参考となるガイドラインの作成など、円滑化に向けた環境整備について産業界等の関係者を交えて検討し、結論を得る。

¹⁹ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai37/siryous3.pdf>

²⁰ 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614_files/houkokusyo.pdf）

(短期、中期) (経済産業省) 【再掲】

- ・ スタートアップ企業と大企業とのオープンイノベーションを促進するため、契約の留意点をまとめた手引きと標準的なモデル契約書を作成、公表して、普及を図る。

(短期、中期) (経済産業省) 【再掲】

(7) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進

(現状と課題)

2018年5月に知的財産戦略本部で公表した「経営デザインシート」は、企業等が将来に向けてニーズやウォンツに訴求できる価値を生み出す仕組みを構想するための思考補助ツールである。企業には、「経営デザインシート」の普及につれて、シーズ志向（プロダクトアウト）からニーズ志向（マーケットイン）に軸足を移そうとする動きが見られるようになっている。

しかしながら、供給者目線の過度なプロダクトアウトが顧客の価値観と共感しにくいと同様、過度なマーケットインも、現在の顧客の価値観への適合に注力するあまり、短期志向の経営に陥り、他社のイノベーションや社会事象がもたらす市場環境の変化に脆弱となる。結果として、将来の顧客やステイクホルダーからの共感が得られなくなり、企業の長期的存続を損ねる恐れがある。

企業の持続的成長のためにはイノベーションを起こし続ける必要があるが、既存のニーズにそのヒントを求めず、自己固有の価値観・存在意義を確認し、社会に対して実現したい価値とそれを共創・共有する自他の将来像を明確化し、将来像と従来像とを比較することで現在の戦略を策定する、すなわち、自己と他者の過去・現在・未来の価値を統合的に把握する、真の価値デザイン経営の考え方を実践することが重要である。

価値デザインの実現に当たっては、プロダクトアウトとマーケットインの二項対立を超え、顧客や社会と共に価値を共創しながら実現するオープンイノベーション（詳細は前項を参照）が重要となる。共感しあう者の融合により新たな価値が創出され、利益と共に更なる共感となって還流される。価値観を価値として実現・連鎖・拡大させるこのようなエコシステムが、個々の企業及び産業社会全体を活力と柔軟性に富む強靱な存在とし、価値デザイン社会実現の大きな推進力となる。

こうした「価値デザインの考え方に基づいた経営」を実践するためには、2019年に公表した『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方を踏まえた、内発的動機に基づく一人称の感性や価値観を発揮して新たな価値に向かってチャレンジできる個人の育成、個人中心の組織づくりに加え、「経営デザインシート」を活用した、

自社理念と将来像からバックキャストして多様なステイクホルダーと価値を共創する企業戦略の立案と循環系としての価値ネットワークの構築が促進されることが必要である。その際、「ローカルベンチマーク」と「経営デザインシート」を用いて現在の組織状況を深く理解し、財務・非財務の両面から組織の経営状態を把握しておくことも重要である。

こうした考え方の更なる普及促進を個人および組織に対して行うとともに、個人が多様な価値観に触れ合い、共感と価値創出が自然発生する場を整備する施策が求められる。また、冒頭に述べたように経営デザインシートは産業界等において広がりを見せており、経営デザインシートを大企業向けにカスタマイズしたり、普及のための組織（普及法人）を検討したりする動きが見られる。一方で経営デザインシートが様々な主体によって活用されるようになった結果、経営デザインシートの根底にある「経営をデザインする」考え方が曖昧になりつつあるため、その基本指針を整備し公表することも求められる。

新型コロナによって生じるニューノーマルにおいて、我が国の産業構造を変革し、将来にわたって持続的に成長できる強靱さを持つためにも、価値デザインの考え方や「経営デザインシート」の普及浸透が求められる。

併せて、新型コロナを契機としてリモート化・デジタル化が進み、テレワークが基本となった社会において、価値デザインを実践する人材のこれまでの裁量労働と異なる新たな働き方についても議論が必要である。

（施策の方向性）

- 「価値デザイン経営」の考え方をより一層普及させるため、経営デザインシートの活用を広げ、普及の担い手の組織化を推進するとともに、官民における普及のための取組を促進するため、経営をデザインする考え方を普及するための基本指針を2020年度中に整備し公表する。

（短期、中期）（内閣府）

- 『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。

（短期、中期）（経済産業省、内閣府）【再掲】

- 「価値デザイン経営」の考え方や経営デザインシートとともにローカルベンチマークをより一層普及していくことで、企業等が財務・非財務の両面から組織の経営状態を把握し、現在の組織状況を深く理解し、将来を見据えた戦略立案ができるように促す。

（短期、中期）（経済産業省）

（８）知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備

（現状と課題）

新型コロナ対策として、特許の権利者による自発的な無償開放や特許権プールの構築の取組など、知財の利活用促進に向けた動きが生じている。これまで、企業等においては、新市場の獲得や自社の競争優位の確保のために、標準の活用（いわゆるオープン・クローズ戦略）を進めてきたが、昨今のコロナ危機を早期に乗り越える観点からも、技術を社会実装しマネタイズするツールとして、知財及び標準を一層戦略的に活用することが必要とされる。

一方、民事司法制度改革の推進に向け、「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」²¹が開催され、知財司法分野における紛争解決機能の強化、国際仲裁の活性化などの論点についても議論がなされ、「民事司法制度改革の推進について」と題する取りまとめが行われた。その中で、「特に国際的な紛争になりやすく、紛争解決地の選択という点で民事司法制度自体が国際競争に強くさらされる知的財産分野においては、国際的な紛争を我が国で解決して知的財産の適切な保護につなげ、知的財産立国を更に進めるべく、紛争解決手段の更なる充実化を図り、紛争解決機能の強化を図る必要がある」と明記され、紛争解決機能の強化に関しては、二段階訴訟制度の導入、損害賠償の見直し（懲罰的損害賠償、利益吐き出し請求権）等の方策について検討が必要であるとしている。

（施策の方向性）

- ・ 技術の社会実装ツールとして、標準を一層戦略的に活用することが重要。産総研では、2020年度前半に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化する。NEDOにおいては、今年度新規プロジェクトにて、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を意識した活動に取り組む。また、これらの活動について、関係府省と連携し、標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。将来的には、世界の潮流も踏まえつつ、初期需要を創出するための政府調達、製品の市場環境整備のための規制や制度の見直し・構築なども含め、研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることが望ましい。そのため、例えばAI、Beyond5G、スマート農業など特定の分野において関係府省や、各分野の技術と関連する標準等の動向に通じている研究開発法人、並びに、IPAに創設されるデジ

²¹ 構成員としては、内閣府知的財産戦略推進事務局、文化庁、特許庁等からも参加。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/pdf/konkyo.pdf>)

タルアーキテクチャ・デザインセンターの総括的な機能を活用するなど、戦略的な標準活用の支援を試行的に実施し、国プロジェクト等における好事例や課題を洗い出し、その後、技術活用支援プラットフォームの実証を行う。そして、国際的な動向を踏まえつつ、ビジョン、コンセプトやアーキテクチャといった俯瞰的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策をとりまとめていく司令塔の機能や体制を構築する。これらに向け、今後の取り組み方針を 2020 年度中にまとめる。

(短期・中期) (内閣府、経済産業省、総務省、農林水産省、関係府省)

【再掲】

- ・ AI・IoT 技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によりスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT 技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる。

(短期・中期) (経済産業省) **【再掲】**

- ・ 中国、韓国及び ASEAN 諸国を含むアジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることに加え、欧米諸国の司法関係者とも知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。

(短期、中期) (法務省、経済産業省)

- ・ 知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019 年度から開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして引き続き実施する。

(短期、中期) (法務省、関係府省)

- ・ 知財紛争等の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、ADR 認証申請に係る審査を適正に処理するとともに、認証 ADR (愛称：かいけつサポート) の情報等に関する周知・広報や認証 ADR 事業者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進めることにより、ADR の一層の拡充及び活性化を図る。

(短期、中期) (法務省)

- ・ 地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。

(短期、中期) (法務省) **【再掲】**

- 主要な知財関係裁判例や令和元年 10 月に運用が開始された知財調停制度など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の充実を引き続き期待する。
- 我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報（法改正の概要情報等）の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備（機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。）と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。

（短期、中期）（法務省）

- 我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。

（短期、中期）（法務省）

- 成長著しい ASEAN 地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。

（短期・中期）（法務省、外務省）

4. CJ 戦略の実行

新型コロナの拡大により社会生活が大きな影響を受けている中で、CJ の取組は大きな危機に直面している。人の移動や集会が制限されることにより、飲食、観光、文化芸術、イベント・エンターテインメントなど CJ の観点から重要な分野や、日本の魅力の多くが存在する地方が経済的に甚大な打撃を受け、中には存続が危ぶまれるところもある。日本の文化や芸術の灯を絶やさないためにも、これら甚大な被害を受けている CJ 関連分野の存続やそこで活躍する人々の雇用確保を図ることが何より重要であり、本年 4 月 20 日に決定された緊急経済対策を迅速かつ着実に実施する必要がある。

構想委員会の下に置かれている Create Japan ワーキンググループから出された緊急提言は、CJ 関連分野が直面している危機感や問題意識を表している。

(参考) Create Japan WG 緊急提言 (抜粋)

未曾有の人口減少社会を迎えた日本は、インバウンド戦略を成長戦略の柱として掲げ、過去数年で目覚ましい市場拡大を実現してきた。官民連携によるクールジャパンの活動も、日本文化の発信とクリエイティブ産業の育成を通じて大きな役割を果たしてきた。

訪日観光のさらなる起爆剤となるはずであった TOKYO 2020 を目前にして、私たちが突然襲ってきた新型コロナウイルスは、世界中で猛威をふるい経済にも致命的な打撃を与えている。

現在、外食・エンターテインメント・ホテルの 3 分野は、コロナ禍で特に深刻な状況にある。エンターテインメントイベントや外食は、自粛を求める政治的・社会的要請から中止・休業・事業縮小を強いられ、売上とキャッシュフローが消失した。人の動きが絶えた観光・ホテル産業も同様だ。

これらの 3 分野は、インバウンド戦略とクールジャパンの中核産業であり、これからの日本の基幹産業だ。農業や伝統工芸など地域のものづくりを支え、地方創生を実現するための切り札でもある。オリパラは一年延期できても、これらの文化・観光の基盤は、いま手を打たなければ数ヶ月で崩壊してしまう。そうなった時、日本を来年訪れる人たちに我々は一体何を見せるのだろうか？そして、オリパラ後の日本をどんな産業が支えていくのだろうか？

わが国のこれからの最重要の資源は文化であり、最も有望な成長産業は観光だ。これらの分野で創造的な活動を営む人材と知的資本を逆境から守り、文化・観光の基盤をアフターコロナの時代に繋げて行かなければならない。

これら日本が世界に誇る文化や芸術の分野は、日本のソフトパワーを支える CJ の取組において主要な役割を果たしている。2021 年に開催が延期となった 2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の機会を含め、新型コロナ収束後に訪日する外国人に対し、質の高い食事、宿泊、コンテンツを提供し、日本ファンになってもらうという観点からも、CJ 関連分野の再活性化は必要不可欠である。

CJ 関連分野においては、中堅企業、中小企業、個人事業主やフリーランスの方々が大きな役割を果たしている。中堅企業等に対する支援やクリエイター、技術者、製作者等のフリーランスとして活動されている方々へのセーフティネットの整備を含め、CJ 関連分野の存続やそこで働く人々の雇用確保を図ることが重要である。

また、新型コロナの収束後に来るべき反転攻勢に向けた準備を並行して行うことも重要である。そのため、これまで、CJ 戦略会議や CJ 戦略会議幹事会等において議論してきた具体的分野における施策について、新型コロナの影響を見極めつつ、関係府省・関係機関が連携して実施することで、来るべき反転攻勢の時期に、より効果的な施策を実施することが重要である。

新型コロナの拡大により、デジタル時代に対応できていない商慣習や業界構造、セーフティネットが不十分であること等に起因する、CJ 関連分野の脆弱性や問題点が明らかになりつつある。また、ニュー・ノーマルの時代において、インバウンドやイベントなど「人の移動」を前提にしたビジネスは、その在り方を問われることになる。新型コロナ拡大を乗り切るためにも、また、パンデミック等に起因する社会の大変革が将来起きた際に CJ 関連分野が壊滅的な打撃を被らないためにも、必要な施策を大胆に講じ、CJ 関連分野の強靱性を向上させる必要がある。

（１）総論：CJ 関連分野の存続を図る

a) 新型コロナの影響

（現状と課題）

新型コロナの拡大は社会生活に大きな影響を及ぼしている。世界中で外出の規制や人混みの回避等が行われ、日本においてもテレワークが進むなど、社会活動をよりデジタル化していく動きが見られている。また、イベント・エンターテインメントの分野においては、デジタル配信による提供等の新たな取組が見られている。食分野においても多くの飲食店がオンラインデリバリーやレシピの公開などオンラインを活用するとともに、中には、シェフがその知見を惜しみなく披露し、料理の作り方や技術を動画で配信し、視聴者からのフィードバックを得て新たなアイデアにつなげるなど、オンライン上のコミュニケーションを通じ新たな価値を創造する取組も見られる。ニ

ユー・ノーマルの時代において社会のデジタル化が更に進み、デジタルとリアルの融合を超え、デジタルがリアルから分離されていった場合、リアルを前提としたビジネスはより大きな変革を迫られる可能性がある。

デジタル化の更なる進展による社会活動の変化に加え、パンデミックへの恐怖や警戒感が、人々の心理、思考又は行動にもたらす変化も、CJ の取組を進める上で重要な要素である。例えば、人々の長距離移動に対する態度の変化や、観光地や移住地の選択における衛生面での安心・安全の位置付けの変化は、インバウンド誘致や訪日プロモーション戦略に大きな影響を及ぼし得る。インバウンドを再活性化する上で、文化の更なる活用が重要である。例えば、新型コロナの影響により外出が制限されている中で、日本に対する興味関心を維持し、潜在的な日本ファンを開拓するためには、質の高い文化コンテンツを多言語でオンラインにより発信することが重要であろう。また、新型コロナ収束後のインバウンド再活性化に向けては、旅行動態等が変化することも想定されることから、一例として、文化資源も活用した富裕層向けの取組等についても検討することが必要との指摘もある。

人混みを避ける傾向が続けば、イベントや展示会等が大きく変わり得る。デジタル技術の活用や疫学的なアプローチにより、新型コロナの感染状況に関する知見を深める動きがある。これらの知見を活用することで、今後、感染症の拡大を防止しつつ、適切にイベントや展示会等を実施する上で大きな助けになる可能性がある。

更に、新型コロナの拡大や収束に伴い「日本」のブランドイメージに変化が起きる可能性もある。これまで、日本の社会制度や災害時の落ち着いた行動に代表される日本人の言動に対して、世界から肯定的な声が寄せられることが多かった。また、外国のメディアの中には、日本が新型コロナ初期段階における感染拡大防止に成功した理由として、日本の医療体制や公的保険制度、普段から健康志向である日本国民の意識を指摘するものもある。社会制度を含めた「日本」のブランドイメージの変化を十分に分析し、それに応じて日本のプロモーション戦略を考え直すことも必要である。

(施策の方向性)

- ・ 甚大な被害を受けている CJ 関連分野の存続を確保し、そこで活躍している人々の雇用を確保するため、新型コロナに関する緊急経済対策等を着実に実施するとともに、反転攻勢に向けてイベントの開催支援等必要な支援を実施する。また、必要な方々に必要な支援措置が講じられるよう、経済対策等の内容や手続き等について分かりやすい発信を工夫する。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

- ・ CJ 関連分野の存続を図り、新型コロナの収束後に適切かつ効率的な反転攻勢を行うために必要な措置について、ニーズを十分に聴取し、業界の特性を踏まえつつ検討する。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

- ・ 新型コロナが世界に及ぼす影響について、国や地域による差異を意識しつつ、デジタル化を始めとする社会の変化、人々の思考・行動の変化、世界から見た日本のブランドイメージの変化等幅広い観点から調査・分析し、CJ 関連施策の企画立案や実施に活用する。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

b) 重点事項

現時点において、CJ 政策にとって、CJ 関連分野の存続確保が最重要事項であることは当然である。同時に、新型コロナの収束後、日本経済や地域の再活性化を図る上で、CJ の取組は重要な役割を果たすことから、CJ 関係府省・関係機関においては、新型コロナの拡大・収束の状況やその影響を十分に踏まえつつ、来るべき反転攻勢に向けた準備を進める必要がある。

これまで、CJ の取組を進めるため、CJ 戦略会議等において関係府省・関係機関の連携強化に向けた議論を進めてきた。個別分野における取組に加え、異分野間や地域間の連携を意識した取組も相当程度進められており、過去約 10 年間の大きな成果として評価できる。今後、新たな分野間や省庁間の連携をより意識することで、関係府省・関係機関の連携を更に進める必要がある。新型コロナの拡大により CJ を巡る環境が変化する中で、CJ の取組を更に進めていくため、以下の点が特に重要となる。

① 柔軟性の確保

CJ 関係府省・関係機関は、幅広い分野に渡る多様な CJ 関連施策を有しており、その予算額は約 550 億円（令和 2 年度当初予算）に上る。新型コロナの影響により、CJ を巡る環境が過去にない速度と規模で変化し、これまで所与の前提としていたものが崩壊する中で、これら CJ 関連施策を適切に実施することが求められている。例えば、インバウンド関連施策やイベント等の多くの施策は、「人々の自由な移動」を前提としているが、新型コロナにより人々の移動や集合が制限され、その大前提が大きく変化している。ヴァーチャル・リアリティ（VR）等の技術を活用した効果的な発信やオンラインイベントの実施等デジタル技術の一層の活用が求められるとともに、リアルを前提とせずデジタルのみで利益を確保するための工夫がこれまで以上に重要となるだろう。より多くの飲食店がオンラインデリバリーに参画し利益を上げるためには、キャッシュレス決済システムがその鍵を握るかもしれない。デジ

タル技術等を用いた新型コロナの感染状況に関するシミュレーション等のデジタル技術の活用は、イベントや展示会等を適切に実施する上での助けになるだろう。

デジタル技術による取組がより重要になる一方で、例えば精密なデータの取り扱い等について、知的財産面からの課題が顕在化する可能性もある。また、既存の商慣習や制度が社会の変化についていけず、日本経済の再活性化の障害になることもあり得る。

新型コロナにより CJ の取組そのものが大きな危機に直面している中で、本年度の CJ 関連施策は CJ の未来を築く上で極めて重要である。関係府省・関係機関が一丸となって CJ 関連分野の存続を確保するとともに、新型コロナの影響を十分に分析しつつ、商慣習や制度の見直しを含めた必要な措置を検討し、CJ 関連分野の健全性や国際競争力を向上させることで、新型コロナ後の社会に相応しい CJ の取組を進めていく必要がある。先が見えない中で将来の CJ の基盤を築くためには、CJ 戦略会議等の枠組みを通じ、関係府省等が十分に連携を図りながら、前例にとらわれない柔軟性をもって、大胆に CJ 関連施策を実施することが何よりも重要である。

（施策の方向性）

- ・ 新型コロナの影響により CJ を取り巻く環境が大きく変化する中で、CJ の取組を適切に実施するため、CJ 戦略会議等の枠組みを通じ、CJ 関連施策の柔軟性を確保する。

（短期、中期）（内閣府、関係府省）

② 世界の視点

（現状と課題）

社会が大きく変化する中で CJ の取組を適切に進めるためには、世界の人々の視点や知見は必要不可欠である。CJ 関係府省・関係機関の施策において、有識者会議のメンバーやコンテストの審査員等として外国人や外国の知見を有する日本人の参画を得ているものも多い。これら外国人有識者等の視点や知見は CJ の取組にとって有為な財産であり、今後とも、特定分野において特定個人の視点等のみが過度に活用されることのないよう配慮しつつ、可能な限り多くの外国人有識者等の参画を促すべきである。

また、新型コロナの影響により、外国人の思考や行動が大きく変化することが予想されることから、外国人の趣味嗜好や日本への関心等に関するデータを収集し、マクロレベルにおける世界の視点やトレンド、新型コロナを受けた「日本」のブランドイメージの変化等を分析することも重要である。更に、「日本」のブランドイメ

ージの変化等を踏まえ、外国メディアを通じて日本の魅力及び日本に関する正しい情報を効果的に発信する方策を探ることも重要である。

（施策の方向性）

- ・ CJ 関連施策に世界の視点を取り入れるため、CJ 関連施策に対し可能な限り幅広く外国人有識者等の参画を促す。内閣府は、関係府省・関係機関と連携しつつ、様々な分野における外国人有識者等の情報を整理し、関係府省・関係機関で共有する。

（短期、中期）（内閣府、外務省、関係府省）

- ・ 外国人を対象としたイベント等におけるアンケート調査等により、世界の視点やトレンドの変化等に関するデータを収集し、関係府省が連携しつつ分析し、その結果を共有する。

（短期、中期）（関係府省）

③ 持続性の確保

（現状と課題）

CJ は幅広い分野や地域を対象にする取組であり、CJ 関連施策を適切に実施することで、新型コロナにより甚大な影響を受けている CJ 関連分野や地域経済の再活性化につなげていく必要がある。そのため、CJ の取組を幅広く民間事業者等に根付かせ自走させることで、CJ の取組が持続的に実施される環境を整備する必要がある。

CJ の持続性を確保するためには、まず、民間事業者等が外国人相手のビジネスにより積極的に参画するよう促すことが必要である。CJ は外国人を相手にした取組であり、言語や慣習の違い等、民間事業者等にとってストレスとなり得る要因を数多く抱えている。CJ の取組に挑戦する民間事業者等が多くのストレスを抱え、外国人相手のビジネスに否定的な思いを抱いた場合、CJ の持続性確保が困難になることから、民間事業者等が無理なく CJ の取組に参加できるよう配慮することも重要である。CJ 関連施策の中には、補助金を活用するものやイベントを実施するものも多い。持続性確保の観点からは、民間事業者、地方自治体及び地元住民等幅広い関係者の関与を促すことで、CJ の取組を地域等に根付かせることを意識する必要がある。

（施策の方向性）

- ・ CJ の取組に対し民間事業者等のより積極的な参画を促すため、CJ 官民連携プラットフォーム（以下「官民連携 PF」という。）等も活用しつつ、オンラインも含めた情報共有の場を構築するとともに成功事例の普及等を行う。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

- ・ CJ 関連施策の実施に際しては、可能な限り幅広い関係者の参画を促すとともに、実施主体の体制や将来的な計画を確認する等持続性の確保に配慮する。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

④ 発信の強化

(現状と課題)

世界中で外出が制限され、人々の生活におけるオンライン活動の比重が大きくなる中で、国全体としての発信力強化が重要になっている。特に、外国人の日本に対する興味関心を高め、新たな日本ファンの開拓や訪日観光の再活性化につなげるためにも、質の高いデジタルコンテンツの作成や適切な発信が重要である。

国としての発信力を強化するためには、まず、民間のコンテンツホルダー自らが外国語で積極的に発信する意識を醸成する必要がある。例えば、グローバルな検索エンジンや旅行サイト等は海外に向けた発信力強化の観点から有効なツールであり、その有用性や活用方法を広く啓発することで、コンテンツホルダーの発信意識を高めることが重要である。

また、世界において SNS が主要なコミュニケーション手段になっている中で、訪日外国人や外国メディア等が持つ大きな発信力も最大限活用する必要がある。訪日観光が再活性化した後、日本を訪問する外国人等に日本の魅力を発信してもらうため、映像による見栄えを意識したコンテンツの作成や Wi-Fi 環境の整備等を始め、発信力強化のための準備を行うことが重要である。

(施策の方向性)

- ・ 官民連携 PF 等の場を活用し、情報発信のベストプラクティスを展開すること等により、民間事業主体による自発的かつ積極的な発信を促す。また、民間のサービスの協力も得つつ、これらの活用方法について啓発を行う。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

- ・ 官民連携 PF 等の場を活用し、世界におけるコミュニケーションのトレンドやそれを踏まえた適切な情報発信の在り方について広く啓発を行う。

(短期、中期) (内閣府)

(2) 個別分野：反転攻勢に向け、既存の施策を柔軟に活用

CJ 関連分野の存続を確保した上で、日本社会や地域の再活性化に向けた反転攻勢を行うためには、関係府省・関係機関が連携し、その施策やアセットを総動員しながら

ら、CJ 関連施策を柔軟に実施していく必要がある。

これまで、CJ 戦略会議等の枠組みを活用し、個別具体的な分野について、幅広い分野間や地域間のコラボによる成功事例の創出に向けて、関係府省・関係機関の連携強化を意識しながら議論を実施してきた。これら個別分野については、関係府省・関係機関の幅広い連携を図り、成功事例を創出するとの観点から選定したものであり、必ずしも新型コロナの影響による社会の変化を十分に反映できていない可能性がある。一方で、これら具体的分野については、CJ の取組を通じた日本経済や地域経済の再活性化に向けた基盤となり得るものであることから、新型コロナによる情勢の変化に対応できるよう柔軟性を確保しつつ、関係府省・関係機関が一丸となり、以下の取組を進めていくことが重要である。

食

（現状と課題）

「食」は日本が世界に誇る文化であり、CJ の観点から最も重要な分野の 1 つである。世界における外国人の好きな料理として「日本料理」が挙げられ、近年は海外における日本食レストランの数も年々増加している。また、観光庁の調査によれば、訪日外国人の 7 割近くが、日本で楽しみたい分野として「食」を挙げるなど、「食」は世界の人々が日本に関心を抱く「入り口」として大きな役割を担っている。更に、「食」は地域の歴史や特色を反映した多様性を持ち、地域活性化の大きな可能性を秘めている。「食」の持つ高い訴求力や大きな可能性は、CJ の取組を通じた日本経済や地域の再活性化を図る上で不可欠な要素である。

新型コロナの影響で「食」分野も大きな打撃を受けており、例えば、地方の名店が廃業したり、シェフが職を失ったりしている。日本文化の重要な要素である「食」分野や、そこで活躍するクリエイティブな人材を喪失しないよう、政府として可能な限りの施策を講じる必要がある。危機的状況を迎えている「食」分野において、デリバリーサービスの取組や地方の老舗とシェフのマッチング等のアイデアが見られている。「食」分野はCJの観点からも重要な分野であり、その存続を図り、更なる発展を促すため、関係府省・関係機関が協力していく必要がある。

反転攻勢に向けても、「食」は重要な分野である。「食」分野で中心的な役割を果たす農林水産省は、2019 年度から日本の食文化発信と輸出拡大を目指し「食かけるプロジェクト」を実施している。同プロジェクトは、「食」と観光、宿泊、芸術又はスポーツなど様々な分野とを組み合わせることで、「食」の高い訴求力による利益を幅広い分野にもたらすものであり、CJ 戦略の目指す姿と一致した取組である。同プロジェクトにおいては、これまでも関係府省・関係機関との連携が強く意識されてきたが、今後、新たな分野や省庁との連携も視野に入れ、食文化の発信からモノの輸出やインバ

ウンド消費の拡大につなげていく必要がある。

「食」の海外展開を更に進めるためには、外国人が日本の「食」に触れる機会を増やすことで、日本食ファンの裾野を広げることが重要である。このため、現地において日本食・日本産食材に触れる機会の拡大や、日本産食材を用いた日本食のレシピの提供などを通じて、より幅広い人々の間で日本食への興味や共感が拡大することが期待される。

（施策の方向性）

- ・ 「食」が持つ高い訴求力を活用し、訪日外国人が「食」をきっかけにして日本の様々な分野に関心を持ち、幅広い分野や地域への利益を持続的にもたらすため、持続性の確保を意識しつつ、「食」と異業種や他地域との連携を強める取組を実施する。

（短期、中期）（農林水産省）

- ・ 地域の歴史や特色を反映した多様性を持ち、地域活性化にもつながる大きな可能性がある「食」について、その魅力を更に磨き上げるとともに食文化の振興を図り、食・食文化を一体とした日本ブランドとして、海外にむけてデジタル時代に応じた効果的な発信をする取組を支援する。

（短期・中期）（農林水産省、文部科学省）

- ・ 海外において、日本食・食文化の発信拠点の拡大と日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、日本に興味がある外国人や訪日経験のある外国人等が日本の食を体験できる「日本産食材サポーター店」の拡大・強化に取り組む事業者等への支援を行うとともに、日本産食材サポーター店の検索や海外の日本食料理人、日本食レシピなどを総合的に海外へ発信する取組を実施する。

（短期・中期）（農林水産省）

日本産酒類

（現状と課題）

食文化の一翼を担う「日本産酒類」については、事業者の海外販路開拓の取組や海外における日本食ブームなどを背景に、その輸出を拡大してきた。そのうち、日本酒についても、世界的な認知度向上や、発泡性日本酒や熟成酒（ビンテージ）等新たな価値を創造する取組など、その魅力向上に向けた努力が行われ、また、政府による支援もあり、その輸出は伸びてきた。

日本産酒類についても、新型コロナの影響により打撃を受けている分野であり、日本文化を維持する観点からも、商品の高付加価値化と適切な価格設定に向けたブランド戦略等により、その更なる輸出拡大に向けて取組を進める必要がある。

また、インバウンドで日本産酒類に触れてもらうことで、輸出の拡大を図るべく、酒蔵ツーリズムの取組が行われている。酒蔵は、地域の歴史、文化又は風土を体験する上で重要なアセットであり、新型コロナ収束後における訪日観光の再活性化の観点からも、酒蔵ツーリズムは大きな可能性を秘めている。日本酒はもとより、その他の日本産酒類も活用した酒蔵ツーリズムについては、地域の美味しい食、温泉、旅館など、当該地域の他のコンテンツとコラボ等を通じた地域全体への裨益等を意識し、地域に根付いた取組として育てていくことで、新型コロナ収束後の地域経済の活性化につなげることが重要である。

（施策の方向性）

- ・ 日本産酒類と他業種の連携の更なる促進や地理的表示（GI）の活用等により、日本産酒類のブランド化や輸出拡大を図る。

（短期、中期）（財務省、関係府省）

- ・ 日本産酒類の販路拡大支援や国際的プロモーション、新商品開発への技術支援等により、輸出の拡大を図る。また、事業者自身によるブランド化に関する取組を支援する。

（短期、中期）（財務省）

- ・ インバウンドにより輸出の拡大を図るため、酒蔵ツーリズムを推進する。その際、酒蔵の持つ文化的側面を意識しつつ、地域全体への幅広い裨益等に留意した、酒類事業者自身による酒蔵ツーリズムに関する取組を支援する。併せて、インバウンド旅行者にとっての利便性向上や発信力強化に向けた検討も行う。

（短期、中期）（財務省、国土交通省）

イベント・エンターテインメント

（現状と課題）

イベント・エンターテインメント分野は、新型コロナの影響で最も打撃を受けている分野の1つである。政府によるイベント等の自粛に係る要請を受け、実質的にその活動を停止している。その結果、甚大な経済的被害を受けつつ、多くの人の移動を防止することで、新型コロナの拡大防止に大きな貢献をしてきている。イベント・エンターテインメント分野には、ステージで演技を行う演者の他、照明、音声、スタイリスト等多くの人々が関わっており、活動の停止により、これらの人々の中には生活に困窮している人もいっているとされている。

イベント・エンターテインメント分野は日本が誇る文化芸術であり、そこで活躍している人々はその重要な担い手である。新型コロナにより、文化芸術の灯が絶えることはあってはならない。イベント・エンターテインメント分野は、これまで

様々な苦難において人々に寄り添い、励ましてきた。新型コロナによる苦難に直面する中で日本国民を励まし、今後、日本経済の再活性化を果たす上で、イベント・エンターテインメント分野の役割は極めて大きい。日本文化の継承の観点からも、今後の日本経済再活性化の観点からも、イベント・エンターテインメント分野に対して最大限可能な支援を実施する必要がある。

新型コロナにより多くの分野が経済的な打撃を受けている状況を受け、イベント・エンターテインメント分野を含めたCJ関連分野に対し、クラウドファンディングの活用を含めた寄付による支援を行う動きが見られている。業界関係者から政府に対し、これら寄付による支援の輪を広げるため、税制上の優遇措置の適用や基金の創設を求める声も寄せられている。これら寄付等を通じた支援は、今後、イベント・エンターテインメント分野のセーフティネットとしてその強靱化につながる可能性を秘めており、政府として可能な範囲で後押しをすることも重要である。

イベント・エンターテインメント分野の再活性化を図る上では、新型コロナの拡大防止を図りつつイベント等を実施するためのガイドラインが重要だとの指摘がある。関係団体においてイベント等の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインが策定されているが、政府としても、デジタル技術等を用いた新型コロナの拡大状況に関する知見等の活用等を通じ、民間におけるガイドライン策定やその普及を可能な限り支援することが必要であろう。また、イベント・エンターテインメント分野は多くの業界を包含しており、独自の慣習やビジネスモデルが存在していることに留意が必要である。例えば、イベントや展示会の実施に際しては、会場の確保が必要であるが、地方自治体が所有・管理する会場も多数存在していることから、地方自治体との協力が重要となる。地域の重要コンテンツとして地域経済の中で大きな位置づけを占める「花火大会」や「祭り」については、特定の時期にイベントが集中し、それ以外の時期には収入がほとんど見込めない等の特性がある。イベント・エンターテインメント分野への支援策を講じる際には、業界ごとの特性に十分配慮する必要がある。

訪日外国人に日本を更に楽しんでもらい、日本ファンになってもらう上でも、夜間のコンテンツは重要であり、質の高い夜間コンテンツの発掘やデジタル技術を用いた適切な発信を含め、その充実強化に向けた準備を行う必要がある。

（施策の方向性）

- ・ 増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション（翻訳等）の支援を行う。
（短期、中期）（経済産業省）

- ・ 新型コロナにより甚大な影響を受けたイベント・エンターテインメント業等において、感染症流行の収束状況を見極めつつ官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施する。
(短期) (内閣官房、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省)
- ・ 新型コロナの影響を受けた分野全体の振興や強靱化に向けて、寄付による支援の取組の円滑化や創造活動の継続などを支援する。
(短期、中期) (文部科学省、関係府省)
- ・ イベント、ステージ等の再開に向け、感染拡大を防止するためのガイドラインの策定・普及を支援する。
(短期) (文部科学省、経済産業省、厚生労働省、関係府省)
- ・ 夜間・早朝における質の高いコンテンツの創出や発見に向け、マネタイズ面も含めた支援を実施する。
(短期、中期) (国土交通省)
- ・ 夜間コンテンツを適切に発信するため、JNTO のサイトや民間のプラットフォーム事業者の協力も得つつ、適切な発信を行う。
(短期、中期) (内閣府、国土交通省)

老舗

(現状と課題)

日本の特徴として老舗の多さが挙げられる。業歴 100 年以上の老舗企業は全国に約 3 万社以上存在し、世界の中で圧倒的な多数を占めていると言われている。また、同じ「家」が家業として同種の業務を長年続ける点も世界に類を見ない日本の特徴である。日本の老舗の中には、数百年や千年以上の歴史を持つものも多数存在し、各地域の歴史、伝統、文化又は風土の形成に大きな役割を果たしてきた。日本においては、例えば数百年前から売られている和菓子を安価で購入することも日常的に可能であるが、これは長い歴史と家業継承という伝統を持つ日本ならではの光景であり、他国には存在しない大きな価値である。近年、後継者や職人の減少により廃業を余儀なくされる老舗が増加している。また、新型コロナの影響により老舗の経営が厳しくなり、廃業が増加する可能性もある。老舗の廃業は、日本文化の損失であり、老舗の活性化は文化継承の観点からも重要である。

このように、日本の「老舗」は日本独自の文化であり、非常にユニークなコンテンツと言える。「老舗」は日本しか使えない切り口であり、新型コロナの拡大収束後に日本を強くプロモートする上で、また、日本文化の継承という側面からも「老舗」をプロモートすることには意義があると考えられる。

老舗は地域経済の中心であることも多く、老舗の活性化は地域活性化の観点からも重要である。老舗は多くの業界にまたがっている。例えば、日本の老舗の中には、和菓子、日本酒、伝統工芸品、旅館等が多くあり、老舗のプロモーションにおいては関係府省の連携が不可欠である。

なお、京都府では1968年度以降、京都府内において同一業種で100年以上にわたり堅実に家業の理念を守り、伝統の技術と商法を継承し、他の企業の模範となってきた企業を「京の老舗」として表彰している。CJの観点から「老舗」を活用する際には、京都府の取組が参考になると考えられる。

（施策の方向性）

- ・ 京都府の取組も参考に、CJの観点からプロモートすべき「老舗」を定義し、そのデータベース化を進めるとともに、表彰や顕彰制度の設立、海外への発信の在り方、地方自治体との連携等を含め、そのプロモーションの在り方について検討する。

（短期、中期）（内閣府）

建築、デザイン、アート

（現状と課題）

新型コロナの影響で世界の人々の生活がオンラインにシフトしつつある中で、世界の人々の日本に対する関心を維持しつつ、新たな日本ファンを開拓する必要がある。また、新型コロナ収束後に日本経済や地域経済を再活性化するためには、これまで以上に多様な分野の魅力を活用する必要がある。建築、デザイン、アートなどの分野について、日本は海外から高い評価を受けていると言われており、これらの分野はCJの観点から大きな可能性を秘めている。

例えば、建築界のノーベル賞とも称される「プリツカー賞」において、日本の受賞回数は米国に次いで第2位となっており、実際に、欧米の富裕層が日本の建築目当てに訪日していると言われている。「建築」は、その建築物がある場所に誘客できるコンテンツであり、地域の活性化を図ることが可能である。また、「デザイン」について、神戸市、名古屋市及び旭川市がユネスコ・クリエイティブシティーズネットワーク（ユネスコ創造都市ネットワーク）のデザイン分野への加盟が認定されているが、例えば、これら地方自治体との協力の下で「デザイン」を切り口にした日本のプロモーションを行うことも考えられる。「アート」についても、日本は海外から高い評価を受けていると言われている。例えば、国内作家のコンテンポラリーアートが国際的に評価され、日本の若手のアーティストの中には海外で大きな人気を

博している者もいる。これらクリエイターの活躍の場を提供するとともに、在外公館等も活用した支援が必要だとの指摘もある。

（施策の方向性）

- ・ 建築、デザイン、アート等の分野について、若者の支援や、海外展開の支援の在り方について議論する。

（短期、中期）（内閣府）

- ・ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、建築設計業務など品質を適切に評価することが必要な業務については、質的な評価により設計者を選定することを徹底する。そのうえで、発注者の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、品質を評価すべき知的・創造的業務の明確化など会計法、地方自治法などに基づく公共調達制度や運用の見直しを検討する。

（短期・中期）（総務省、財務省、国土交通省）

コンテンツの活用

（現状と課題）

マンガ、アニメ、映画、ゲームなどの「コンテンツ」は、日本が誇る文化の1つである。日本の「コンテンツ」が有するクリエイティブさは、諸外国に比べてタブーが少ないと言われる日本社会の特色にも起因した日本の財産である。人々の生活がデジタル化する中で、発信力強化の観点からも、「コンテンツ」の役割はますます増大していると考えられる。

CJの観点からは、「コンテンツ」の発信力と影響力による利益をコンテンツ分野のみに還元するのではなく、他産業にも還元するという視点が重要である。コンテンツ産業と他産業との連携を促進するためには、まず、国内外における「コンテンツ」の利用例を横展開し、その価値を幅広く理解してもらうとともに、コンテンツ産業と他産業のマッチングや相互理解を深めることも重要である。

「コンテンツ」の発信力を活用する上で重要な取組として、映像作品のロケーション誘致（以下「ロケ誘致」という。）がある。多くの国において、映画やテレビ番組など映像作品が有する高い発信力を活用し、その国の魅力を国外に発信することでインバウンド誘致等につなげる取組が行われている。特に、ハリウッド等の大型映像作品は発信力が極めて高く、その誘致に向けた国際的な競争が激化している。日本は海外から人気のあるロケ地であるものの、大きな機会を逃しているとの指摘されているため、ロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）に関する環境や資金面を含めた支援体制を充実させる必要がある（この点については、次章で詳述する）。

また、例えば佐賀県がタイ及びフィリピンの映画やテレビドラマのロケーションを誘致した結果、両国からの観光客が大幅に増加する等、ロケ誘致に力を入れて成功している地方自治体も存在するものの、ロケ誘致による裨益がロケ地に限定され、幅広い地域の利益につながっていないとの指摘もある。ロケ地を回るロケツーリズムの取組も行われているが、複数のロケ地を回るだけではなく、ロケ地周辺の名産品、飲食又は宿泊等との連携を強化することで、ロケ誘致による効果を高め、幅広い関係者の理解と協力を得ることが望ましい。

日本のコンテンツ産業が今後とも魅力的な「コンテンツ」を生み出し続けられるためのクリエイション・エコシステムの確立や成長分野として注目が高まっている「e スポーツ」については次章にて詳述する。

（施策の方向性）

- ・ 国内外における「コンテンツ」活用によるブランド価値の向上等の成功事例を調査し、他産業への横展開を図ることで、「コンテンツ」の価値に対する理解を深める。
(短期、中期) (内閣府)
- ・ コンテンツ産業と他産業のマッチングに向けた取組を支援するとともに、優れた取組を表彰・紹介することで、コンテンツ分野と他産業との連携を促進する。
(短期、中期) (内閣府)
- ・ ロケ誘致を活用した訪日プロモーションを効果的に実施し、ロケ誘致の効果を高める。その際、ロケ地のみならず地域の様々な魅力との連携を通じ、ロケ誘致の効果を幅広く地域にもたらすことを特に意識する。
(短期、中期) (内閣府、国土交通省、外務省、経済産業省)
- ・ 地方自治体によるロケ誘致の取組を促進するため、佐賀県等ロケ誘致の実績のある自治体とともに成功事例創出に向けた取組を行い、幅広く関係者に共有する。その際、異業種や地域内・地域間の連携を意識することで、ロケ誘致による利益を幅広く還元することを意識する。
(短期、中期) (内閣府)

文化財等の活用

（現状と課題）

日本には、長い歴史の中で育まれた独自の文化がある。伝統的なものからポップなものまで包含する多様性は日本文化の大きな特徴であり、多種多様な価値観を有する世界の共感を得る上で、非常に重要な財産である。特に、世界の関心が「モノ」消費から「コト」消費に移行している中で、また、新型コロナ収束後にCJの取

組をより推進していくためには、日本文化の更なる利活用がますます重要になってくる。

日本文化の中には、重要文化財等貴重な文化財も多く存在するが、重要文化財等は一度毀損すると永遠に失われてしまうことから、その毀損や劣化を防止するため、温度、湿度又は明るさ等を厳格に管理する必要があるところ、デジタル技術の進展は、文化財の新たな活用を可能にしつつある。例えば、独立行政法人国立文化財機構文化財活用センターでは、「洛中洛外図屏風（舟木本）」などについて、企業や各種団体と連携して、先端的な技術による文化財の複製を製作し、要望に応じ、地方の博物館や企業団体等へ貸出を実施している。こうした取組により、近距離での鑑賞や写真撮影、実際に触れての鑑賞も可能となるなど、鑑賞者がより文化財に親しみやすい鑑賞機会の提供が可能になる。また、山梨県立博物館では、葛飾北斎の浮世絵について、企業と連携してデジタル技術による精密な計測データを作成しているが、このようなデータは発信力の強化に資するものである。これらは新たな文化財の活用方法であり、新型コロナの影響によりデジタル化の進展を含め社会が大きく変化すると予想される中で、今後のCJの取組にとって大いに参考にすべきものである。

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光客の来訪を促進していくことが重要である。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するための「文化観光推進法（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律）」が新たに成立した。今後、関係府省等が協力し、CJの観点から文化観光推進法を十分に活用することが重要であるが、その際、博物館・美術館等の文化施設については、文化施設単体ではなく、地域の観光関連施設等との連携や訪問客の利便性を意識し、幅広い範囲に利益を還元する視点が重要である。

（施策の方向性）

- ・ 東京 2020 大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開・発信するとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信することにより、地域活性化及び地方への誘客を図る。
(短期、中期) (文部科学省、関係府省)
- ・ 文化観光推進法に基づき、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス環境等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援し、文化施設の機能強化やさらには地域が一体となった文化観光の推進を図る。また、その際、開館時間の柔軟な運用も含めた国立文化施設の取組や好事例の展開により、各地域・館の適切な取組を促進する。

(短期、中期) (文部科学省、国土交通省、内閣府)

- ・ 文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める。

(短期、中期) (文部科学省、内閣府)

国立公園

(現状と課題)

日本の自然や美しい景観は外国人に対して訴求力の高いコンテンツであり、新型コロナ収束後には、改めてその魅力が認識され、より人気が高くなる可能性を秘めている。新型コロナにより訪日観光ができない外国人に対し、日本の魅力を発信する際に大きな役割を果たすことが期待される。また、新型コロナ拡大収束後、訪日観光を再活性化するためには、外国人にとって魅力的なコンテンツを用意しておく必要があるが、その1つが「国立公園」である。日本には現在 34 箇所の国立公園が存在しており、訪日外国人の国立公園利用者数が、490 万人/年間(2015 年)から 694 万人/年間(2018 年)に増加するなど、外国人からの人気も上がっている。

国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、インバウンド誘致につなげることを目的とし、環境省が中心になって「国立公園満喫プロジェクト」が実施されている。国立公園はインバウンド誘致の上で大きな可能性を有しているが、地域循環共生圏²²の構築も念頭に、周辺の観光資源等との連携を強化することで地域全体の裨益につなげる必要があり、その際、米国など他国における国立公園活用の事例も参考になろう。また、国立公園を一律に発信するのではなく、個々の国立公園の特徴を踏まえ、各国立公園で体験できること等、国立公園利用者への魅力的な訴求を意識し、効果的に発信する必要がある。

国立公園の美しい景観や自然を保護することも重要であり、国立公園の活用には、自然や生物の保護といった環境保全の観点も十分踏まえつつ、保護と利活用の好循環を実現していく必要がある。

²² 「環境基本計画」(2018 年 4 月 17 日閣議決定)において、「各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク(自然的なつながり(森・里・川・海の連関)や経済的なつながり(人、資金等))を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も生かす」概念として位置付けられている。

（施策の方向性）

- ・ 国立公園において、関係自治体や関係府省、民間事業者との連携を図りつつ、利用拠点の上質化、コンテンツの磨き上げ等の受入れ環境整備に加え、二次交通の改善や広域的な連携・周遊利用の促進、地場産品の活用等の取組を進め、国立公園を中心とした様々な分野や周辺地域への裨益効果の向上を図る。また、先進的に取組を進めている8公園での成功事例をその他のエリアに横展開し全国的に取組を進める。

（短期、中期）（環境省）

- ・ 個々の国立公園の特徴を踏まえ、VR等の新しいデジタル技術等も活用し、国立公園の魅力を効果的に発信する。また、JNTOサイトとの連携による海外への情報発信に加え、訪日外国人を含め国立公園利用者が自ら発信できるような環境の整備等により発信力を強化する。

（短期、中期）（環境省、国土交通省）

地域の魅力による成功事例の横展開

（現状と課題）

新型コロナにより地域経済が大きな打撃を受けている。地域経済の再活性化を図るためには、地域特有の文化等の魅力をこれまで以上に効果的に活用する必要がある。そのため、地域の魅力を活用した成功事例を創出し、様々な地域に横展開することで、各地域において魅力の再発見や発信による地域経済の再活性化につなげることが重要である。

地域を代表する魅力の例として、観賞魚として世界的に人気が高まる「錦鯉」が挙げられる。「錦鯉」の輸出額は、2019年において39.6億円であり、新潟県小千谷市などの産地には「錦鯉」目当ての外国人が多く来訪してきた。品評会上位に入選するような「錦鯉」は一匹2億円で売れた事例もある等、その高付加価値化も進んでいる。

「錦鯉」は産地に多くの利益をもたらす一方で、異業種や他地域との連携が十分でなく、「錦鯉」による利益が産地以外の地域にもたらされていないとの指摘がある。また、「錦鯉」の生産性を高めるため、農地のより柔軟な活用等を求める声もある。更に、他国においても「錦鯉」の生産が強化され、その国際的な競争が激しくなる中で、日本から「錦鯉」の稚魚が安価で大量に輸出される等、日本の「錦鯉」の価値を毀損しかねない行為がなされていると、知的財産の面からの課題を指摘する意見もある。そもそも「錦鯉」の生産技術や知見等が十分に分析されておらず、将来的には他国と差別化しブランド化できなくなる可能性がある。

（施策の方向性）

- ・ 錦鯉の魅力を効果的に発信することで、インバウンド誘客を更に進める。その際、錦鯉のみならず、産地の他の魅力や、産地以外の近傍地域との連携を意識することで、錦鯉による裨益を幅広い地域にもたらすことを意識する。

（短期、中期）（内閣府、国土交通省、外務省、関係府省）

- ・ 錦鯉の生産力を向上させるため、農地の更なる柔軟な活用を検討する。

（短期、中期）（内閣府、農林水産省）

- ・ 知的財産の側面から錦鯉の適切な利活用を支援するため、錦鯉の生産技術や飼育技術等の分析、知的財産としての保護及び利用の在り方について、問題点を整理する。

（短期、中期）（内閣府、農林水産省）

官民連携 PF

（現状と課題）

新型コロナにより CJ 関連分野が危機に直面している中で、その存続を図り、今後の発展につなげるためには、CJ の取組を進めるための基盤を一層強化し、その英知を結集していく必要がある。2015 年に設立された官民連携 PF が CJ の取組を進めるための中心的な存在である。官民連携 PF は、現在、CJ 戦略担当大臣を含めた 3 人の共同会長、21 名の民間有識者からなるアドバイザリーボード、約 150 の関係府省、関係機関、企業・団体 49 名の CJ アンバサダー、36 名の CJ 地域プロデューサー（以下「地域 P」という。）等が会員となっているが、今後 CJ の取組の強化に向けて再活性化を図ることが重要である。このため、オンラインプラットフォームや金融関係等、より幅広い分野からの会員を募る必要がある。また、定期的なイベントに加え、オンライン会議等も活用して会員の意見交換を促し、アイデアを磨き上げるとともに、人材の育成や発掘を図る必要もある。更に、官民連携 PF 会員間における情報共有を強化することで、CJ の取組に対する会員のコミットメントを更に高め、新たな連携に向けたマッチングの機会につなぐ必要がある。

CJ アンバサダーや地域 P をより活用することも重要である。CJ アンバサダーによる発信力を強化するため、CJ 戦略策定後、歌手や声優として活躍されている平野綾氏、松本梨香氏、長年コンシェルジュとして活躍された阿部佳氏及び日本一有名なコスプレイヤーとも言われているえなこ氏など国際的に活躍されている方々を多方面から任命し、例えば海外イベントへのビデオメッセージの作成やイベントにおける審査員等として活躍していただいている。今後とも、CJ アンバサダーの拡充や発

信力の有効活用を図るとともに、地域 P の活用を通じた地域の活性化等を更に進めていく必要がある。

官民連携 PF を活性化する上で、官民連携 PF の事務局的な機能が極めて重要である。CJ 戦略において、幅広いネットワーク化を図るための中核的な組織を設立する旨が記載されているが、新型コロナの流行が国内外における社会の様相に大きな変革をもたらすと予想される中で、民間における CJ の取組の中核となる組織の必要性はますます高まっている。まず、官民連携 PF の事務局的な組織として設立し、官民連携 PF を活用しつつネットワークの拡大を図ることが最も効率的であり、こうした事務局的な組織の立ち上げに向けた検討を加速させる必要がある。

（施策の方向性）

- ・ 幅広い分野から官民連携 PF の会員を募り、官民連携 PF を拡大するとともに、会員間の意見交換等の取組を通じ、CJ の取組の基盤を強化する。
(短期、中期) (内閣府)
- ・ 官民連携 PF 会員間の情報流通を強化し、CJ に関する方針や考え方、世界のトレンドの移り変わり等を共有することで CJ の取組を強化する。
(短期、中期) (内閣府)
- ・ CJ アンバサダーや地域 P の活用を含め、官民連携 PF の活性化を図るため、官民連携 PF の事務局的な機能も有する組織を設立する。
(短期、中期) (内閣府)

関係府省・関係機関が有する海外拠点の活用

（現状と課題）

新型コロナの影響を受け、デジタル技術の活用を含め、国全体としての発信力強化が必要となる中で、大きな役割を果たすのが関係府省・関係機関が海外に有する多くの拠点である。例えば、外務省は、152 カ国に 227 の在外公館、ロンドン、ロサンゼルス及びサンパウロにジャパン・ハウスを有し、国際交流基金（JF）は 24 カ国に 25 カ所の事務所を有している。また、JETRO は 54 の国と地域に 74 カ所の事務所を、JNTO は 19 の国と地域に 22 カ所の事務所を有している。これら海外拠点は海外への発信拠点であるとともに、その有する様々な情報・知見は日本の財産であり、その更なる活用が重要である。

発信力について、在外公館等の持つ幅広いネットワーク、特に、政府高官を始め民間事業者ではアクセス困難な相手に対するネットワークや言語面を始めとした知識・経験は貴重な財産である。在外公館の発信力を通じた試みとして、内閣府は、民間企業の協力の下、本年 1 月～2 月に世界各国の在外公館で行われた天皇誕生日

レセプションに合わせ、日本の魅力を収めた動画を作成し、CJに関する発信を実施した。在外公館で行われているレセプション等は、日本にとって重要な外国人に対して日本の魅力をアピールするよい機会であり、在外公館等が活用できる魅力的な動画を継続的に提供することで、日本の発信力を強化することが可能である。

発信力に加え、海外拠点、相手国や地域の法制度、商慣習、文化等に関する情報・知見を有しており、これらは日本の事業者が海外に展開する上で大きな財産になる。これまでも、在外公館やJETROにおいて日本企業の海外展開を支援してきており、今後とも、これらの取組を強化していく必要がある。

また、長期間海外に居住して商業活動を実施している邦人も多くいるが、これら在留邦人が持つネットワークや知見は、海外展開を検討している民間事業者にとって貴重なサポートになり得ると考えられる。これら海外で活動している日本人の取組にスポットライトを当てるとともに、ネットワーク化し、関係者間で共有することにより、海外展開を支援する基盤が1つ整備できると考えられる。

（施策の方向性）

- ・ 在外公館等の発信力を強化するため、コンテストの開催や官民連携PF会員と連携しつつ、在外公館等において日本の魅力に関する動画等を活用して、CJについて発信する。その際、在外公館等における柔軟な利活用を可能にするよう、著作権等の取扱について配慮する。

（短期、中期）（内閣府、外務省）

- ・ ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商流等の確保に留意する。

（短期、中期）（外務省、内閣府）

- ・ 海外において長期間商業活動等を実施している在留邦人のネットワークや知見を活用し、日本の民間事業者による海外展開の支援を行うための方法について検討する。

（短期・中期）（内閣府、関係府省）

株式会社海外需要開拓支援機構による資金提供

（現状と課題）

株式会社海外需要開拓支援機構（以下「CJ機構」という。）は、リスクマネーの提供等を通じ、CJに関連する民間事業者の海外展開等を促進することを目的として設立された官民ファンドである。2013年の設立以降、41件の投資を実施する等、CJの推進に大きな役割を果たしてきた。新型コロナの影響によりCJ関連分野が大きな被

害を受けているが、今後、それら分野を再活性化させ、反転攻勢に結びつける上で、CJ 機構に期待される役割は増大している。CJ 機構は、新規投資に加え既投資先のバリューアップのための取組を通じて、その期待される役割を十分に発揮していくことが望まれている。

CJ 機構に対し政府としては、世界の視点やトレンドに関する情報の提供等とともに既投資案件のバリューアップの観点から、CJ 機構が行っている投資先へのハンズオン支援に対し、例えば優良コンテンツの紹介によるマッチングへの協力など、より積極的かつ直接的な支援を実施することで、投資の効果を高めることに資する。

（施策の方向性）

- ・ CJ 政策全般の方向性や考え方等について CJ 機構との意見交換等を通じて意思疎通を図るとともに、官民連携 PF 等も活用しつつ、世界の視点や新たな取組等に関する情報を CJ 機構に提供し、CJ 機構の投資判断を支援する。
(短期、中期) (内閣府、経済産業省)
- ・ CJ 機構の既投資案件について、官民連携 PF 会員等と協力しつつ、優良コンテンツの紹介を通じたマッチングの協力など、そのバリューアップを支援する。
(短期、中期) (内閣府)

5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築

今般の新型コロナの拡大は、コンテンツ産業・関係業界に深刻な影響をもたらしている。とりわけ、ライブハウスや劇場など、ライブエンターテインメント業界・関連事業者を中心に、政府の開催自粛要請を受けてイベント等の開催を中止するなどにより、収益が全く得られない状況が続いており、フリーランスや中小企業が多い実態もあいまって、事業が立ち行かなくなり廃業の危機に瀕する場合もある事態にある。このように多くの事業者や個人がコンテンツの創作から撤退する事態²³が続けば、我が国のコンテンツの再起は困難となり、文化の基盤が損なわれかねない。こうした事態の打開に向けて、政府の緊急経済対策等の着実な実施や柔軟な取組が求められている。

こうした危機の克服に加えて、デジタル技術の活用、オンライン化の進展等によるコンテンツを取り巻く状況が変化しつつある中、これらの変化を的確にとらえ、様々なビジネスの創出等を実現する新たな時代におけるコンテンツ戦略を構築していくことが急務である。それに当たっては、質の高いコンテンツが持続的に産み出され続け、コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うことで、コンテンツ市場が維持されるようなクリエイション・エコシステムの構築が重要であり、そうした視点に基づき、課題や施策の方向性を整理していく必要がある。

(1) デジタル時代のコンテンツ戦略

(現状と課題)

ライブエンターテインメントの実施に大きな制約がある中でもクリエイション・エコシステムを支え続けるためには、デジタル時代に大きく変化した事業形態、配信・流通・収益構造、消費者行動等を踏まえて出現してきた新たなコンテンツの提供モデル等を支援する施策が以前にも増して重要である。例えば、デジタル技術を駆使し、電子チケットを活用したライブ配信の市場展開や、VR を活用した事業の可能性が指摘されるなど、新たな動きも見られる。また、オンライン授業の急速な広がりに伴い、デジタル・コンテンツの教育利用に対する需要も高まっている。最新のデジタル技術を駆使することが全ての解になるわけではないことに十分に配慮しつつも、ビジネスや教育、文化芸術も含めた様々な分野で、デジタル時代における多様なコンテンツのイノベーションを加速化していくべきである。

²³https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/keizaieikyoku/05/shiryo_02.pdf (第5回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング「資料2 矢内廣氏提出資料」)

また、魅力的なコンテンツを生み出し、広く国内外に発信できるような人材を育成・確保することも重要であり、発信力の強化や、若手クリエイターの創作活動の支援等を継続的に実施する必要がある。また、コンテンツの制作環境について、書面による契約や発注が浸透していないなどの課題が指摘²⁴、²⁵される中、クリエイターへの適切な対価還元、新たな人材の流入・確保につながるよう、取引・就業環境の透明化・改善に加え、デジタルツールの導入や制作経理の浸透等を通じて、制作現場の生産性向上を図り、好循環を実現していくことが重要である。

さらに、コンテンツは、それそのものの経済効果のみならず、日本への共感の源泉ともなり、インバウンドへの寄与や、多様な商品・サービス展開等大きな可能性を有している。コロナ禍の困難な状況においても、配信モデル等を活用しつつ、世界市場を見据えたコンテンツの展開戦略を進めることが重要である。我が国のコンテンツ国内市場が横ばいを続ける一方、アジア太平洋地域を中心に、海外市場が大きく成長²⁶しており、マンガ・アニメ・ゲーム等の優れたコンテンツを数多く有し、世界中のファンから注目を集める我が国にとって、大きなチャンスが生まれている。他方で、海外市場の成長に伴い、アニメやゲームなど、従来は我が国が得意としてきた分野においても、中国・韓国や欧米の企業が、豊富な資金力と国際的なネットワークを生かし、グローバル市場における存在感を増している。これまで我が国は一定規模の国内市場を持っていたこともあり、国内市場を念頭に置いた産業展開が見られ、様々な商慣習等も続いてきたが、今後は、世界を見据えたコンテンツの展開戦略を更に推進していくべきである。

5G、IoTなどを背景として、利用者データをベースとした消費者行動分析によるコンテンツ戦略が可能となっていることから、国・地域ごとのニーズや市場における浸透度の差を踏まえた国・地域毎のきめ細かなローカライズ戦略・マーケティング戦略の策定・推進や、様々な分野との連携・融合や多次的な利用を視野に入れつつ、コンテンツプラットフォームを活用し、コンテンツを広く展開することが必要となっている。国際的なコンテンツプラットフォームの影響力が拡大する中、こうしたプラットフォームから求められる魅力あるコンテンツを生み出すとともに、音楽等の我が国コンテンツの国際的な配信に多言語対応の支援等を進めていくことが必要である。また、過去の日本のテレビドラマやアニメ等には多くの国で人気を博したものがあり、これらのコンテンツについて更なる有効活用を図ることが重要との指摘もある。こうした

²⁴ 「<https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191122004/20191122004.html>」のページ中「映画産業の制作現場に関するアンケート調査（クリエイター票）調査結果概要」リンク参照

²⁵ 「<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190809004/20190809004.html>」のページ中「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（改訂版）」リンク参照

²⁶ 「https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/index.html」のページ中「コンテンツの世界市場・日本市場の概観」リンク参照

過去著作物を含め、現在収益化されていないコンテンツの活用をはじめ、国際展開を見据えて様々な権利処理を円滑化していくことが重要である。

また、デジタル化の進展に伴い、コンテンツが特定の媒体（メディア）に紐づくのではなく、様々な媒体が選択可能となってきたことに加え、コンテンツユーザーやアマチュア・クリエイターなども含め、誰もがコンテンツの制作者となり得るUGC（User Generated Content）の流通環境がインターネット上において整備されつつある。さらに、広告収入の分配や投げ銭モデルなど、コンテンツ関連ビジネスの収益構造も大きく変化してきている。このようなコンテンツの創作・流通の活性化において、ブロックチェーン技術やフィンガープリント等の新たな技術を活用しうる状況となってきた中、原コンテンツの創作者等とn次コンテンツの創作者等との間の利用者からの支払対価の分配等についても検討を進められてきた。また、配信モデルの隆盛等により、権利処理や利益分配等の円滑化に係るニーズがますます高まっている。こうした状況変化・実態も踏まえ、デジタル時代に応じた著作権に関する政策・関連政策を含めて推進し、日本発のコンテンツ市場の裾野を拡大することが求められている。

加えて、近年、コンテンツ分野における更なる市場成長と社会的意義が期待されているeスポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全かつ多面的な発展のため適切な環境整備に必要な応じて取り組むことが必要である。また、eスポーツは、eスポーツ・コンテンツ市場の成長にとどまらず、周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、地域活性化を始めとする多方面への貢献が見込まれることから、関連する政策分野においてもeスポーツを適切に位置づけることが重要である。

（施策の方向性）

- ・ 増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション（翻訳等）の支援を行う。

（短期、中期）（経済産業省）【再掲】

- ・ 多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法（授業目的公衆送信補償金制度）の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

（短期、中期）（文部科学省）【再掲】

- ・ コンテンツ産業のサプライチェーン全体の生産性向上を図るため、コンテンツの生産・流通工程におけるデジタルツールの開発・導入を支援する。

(短期、中期) (経済産業省)

- 映像産業の持続可能な業界構造への転換を図るため、制作に係る取引の適正化や、就業環境等の向上に向けて、必要に応じて放送コンテンツやアニメの下請ガイドラインの改訂・周知及び遵守徹底の働きかけを行うとともに、映画産業等について業界における自律的な仕組みの構築について検討する。

(短期、中期) (経済産業省、総務省、関係府省)

- アニメーション分野の人材育成のため、若手及び中堅の制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品制作を通じた技術継承プログラム、就業者を対象とした技術向上教育プログラム及び業界志願者を対象とした基礎教育プログラムについて、実践的な調査研究を行う。

(短期、中期) (文部科学省)

- ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習（インターンシップ）受け入れの支援を行う。

(短期、中期) (文部科学省)

- 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）、放送局、関係府省、自治体、地場産業等が連携して、地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局等と共同制作し、海外で放送・配信する取組等を支援することや、海外の放送局と連携して、国際的に影響力のある放送メディアを通じて、日本の現状や魅力を世界に広く集中的に発信等する取組を行うことにより、地域への訪日外国人観光客の増加、地域産品の販路拡大を推進し、これらを通じた地域活性化につなげる。

(短期、中期) (総務省)

- 商業ベースでは日本のコンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等を実償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。

(短期、中期) (外務省)

- 東京 2020 大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開・発信するとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信することにより、地域活性化及び地方への誘客を図る。

(短期、中期) (文部科学省、関係府省) 【再掲】

- デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点に

も十分に留意しつつ検討を行い、2020 年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)

- ・ 同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。

(短期・中期) (総務省、文部科学省)

- ・ クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020 年内に結論を得て、2020 年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。

(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)

- ・ 音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業の成果を踏まえ、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施し、コンテンツの利活用を促進するための権利処理プラットフォームの更なる充実を図るための検討を行う。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ デジタル空間とフィジカル空間との融合の進展を踏まえ、VR 等の先進技術を活用したデジタル商談会の実施やデジタル・コンテンツの開発・制作の支援を行う。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 映像等を活用した企業ブランドの価値向上を促す観点から、企業のコミュニケーションツールとして映像コンテンツの活用を促すため、顧客の共感を生むようなデジタル配信を念頭においたブランデッドコンテンツの制作等を支援する。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ e スポーツ産業の健全かつ多面的な発展のため、関連する制度・政策分野における位置づけに関して関係府省において検討を進めるなど、必要な環境整備を図る。

(短期、中期) (関係府省)

（２）模倣品・海賊版対策の強化

（現状と課題）

今般の新型コロナがライブエンターテインメントを始めとしたコンテンツ産業に大きな影響をもたらしている中、海賊版コンテンツに対し適切な対策をとることは、クリエイターを始めとしたコンテンツ産業従事者がユーザーによる正規版消費を通じて対価を得ることを可能とするなど、クリエイション・エコシステムの構築のための重要な一要素を構成するほか、海外ユーザーによる正規版消費の機会を増やし、我が国に関わる正規版コンテンツが海外市場への展開を加速する一助となるなど、CJ 戦略とも密接な関係性を有するものであり、コロナ禍においても、また収束後の反転攻勢時においても重要な政府の課題として取り組む必要がある。また、新型コロナの拡大により、人との接触を避けるため、長時間の自宅滞在を余儀なくされている中、自宅におけるオンラインでのコンテンツ利用が増大しているとされる。この中には、社会貢献等の一環として無料で提供されるものもある。しかし無料であるがゆえに、コンテンツに対する知的財産の価値に対する意識が低下しているのではないかとの指摘がある。適切な対価の支払いなど、著作権保護意識の更なる醸成が求められるとともに、海賊版対策に取り組んでいく必要性が一層高まっている。

2019 年 10 月、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会及び構想委員会における検討を経て、関係府省庁は「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を公表した。当該対策メニューは、関係府省庁や関係者が幅広く連携しながら、段階的・総合的に対策を実施していくことを内容としたものである。著作権教育・意識啓発、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制など、できることから直ちに実施するものとして第 1 段階に位置付けられた対策については、着実に取組が進められている。また、第 2 段階に位置付けられた対策のうち「リーチサイト対策」及び「著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化」については、第 201 回通常国会（令和 2 年通常国会）に提出された著作権法改正法案の内容に含まれている。第 3 段階の対策としてブロッキングが位置付けられており、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討することとしている。本年度においても、諸外国における対策の状況等も踏まえつつ、必要に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、実効性のある取組を強化する必要がある。

これらの取組の状況も踏まえ、本年度においても、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって検討を強化していく必要がある。

（施策の方向性）

- ・ インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、インターネット上の海

賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

- ・ インターネット上の海賊版の提供者を特定しやすくし、民事上の責任追及に資するよう、プロバイダ責任制限法²⁷における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直しについて検討を行うことに加え、発信者情報の円滑な開示のための情報開示・裁判手続の方策について、国外サーバ等が用いられている場合の訴状の送達等の現状を踏まえ、必要な検討を行う。

(短期、中期) (総務省、法務省)

- ・ 模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。

(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省)

- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する。

(短期) (財務省、経済産業省)

- ・ 関連の法制度整備の状況も踏まえつつ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識をより一層醸成するため、インターネットを利用して誰もが学べるオンライン学習コンテンツをはじめ著作権教育に資する教材等の開発や、ポータルサイトなどを通じた様々な資料・情報の周知、教職員等を対象とした研修の充実など、効果的な普及啓発を行う。

(短期、中期) (文部科学省)

(3) デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

デジタル技術の進歩や、IoT 等の新しい技術の開発・運用により、デジタルアーカ

²⁷ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

イブの取組が立ち上がった 1990 年代と現在では、社会基盤が大きく変貌した。社会基盤そのもののデジタル化・ネットワーク化が進む中で、少子高齢化による人口減少や労働力不足によりコミュニティ維持が困難になる可能性や、東日本大震災等の巨大災害に加え、台風や火災など、当時と様相を異にする社会問題も顕在化している。そうした環境下でのデジタルアーカイブの有用性・重要性は言うまでもない。デジタルアーカイブは、社会が持つ知、文化的・歴史的資源を効率的に共有し、未来に伝え、現在のみならず将来の知的活動を支える基盤的役割を持っている。その社会基盤としてのデジタルアーカイブ開発には、持続可能性を念頭に置き、環境負荷をできるだけ小さくすることが求められる。

昨今では、新型コロナの影響により、テレワークのニーズも急速に高まった。さらに、自宅滞在時間の増加に伴い、過去の放送コンテンツ等のデジタルアーカイブ資源の需要が高まっているとの指摘もある。産業界においても急激な DX が進められているところである。これらの社会情勢の変化は、特に遠隔での様々な活動を可能とする社会の基盤としてのデジタルアーカイブの構築や、デジタル技術を用いてコンテンツを利活用できる環境を整備することの重要性をさらに高めている。オープンなデジタルコンテンツが日常的に活用され、様々な分野の創作活動を支える基盤となるデジタルアーカイブ社会の実現を図っていく必要がある。

我が国におけるデジタルアーカイブの「構築・共有」と「活用」の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。この取組は充実しつつあるが、その中で重要な情報基盤である分野横断型統合ポータルサイト「ジャパンサーチ」を通して、多様なデジタルコンテンツが、教育、学術研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど様々な分野で利活用されることが期待される。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を継続してきた。本年は、昨年取り纏めた「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019 年版）」に続いて「デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン（2020 年版）」を取り纏める。またジャパンサーチの正式版が今夏までに、公開される。

今後は、これらの普及を通して、我が国が保有する多様なデジタルコンテンツをますます拡充させ、さらに広く利活用を推進することが重要である。また、東京 2020 大会の開催に合わせて、日本文化の海外発信を強化するため、デジタルアーカイブの多言語化や、多様な分野や地域の文化的資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進することが期待される。

（施策の方向性）

- ・ デジタルアーカイブの構築・共有と利活用の推進のため、その基盤となるジャパンサーチ正式版を公開し本格運用を開始すると同時に、ユーザビリティの向上のために改善改修を継続しつつ、持続可能な運営・運用体制の構築を図る。
（短期）（内閣府、国立国会図書館²⁸、関係府省）
- ・ ジャパンサーチの広報及びデジタルアーカイブの利活用促進のために、産学官フォーラム等を通して、利活用者側と構築側の情報共有や意見交換を行う。
（短期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）
- ・ 関係府省と連携しながら、利活用モデルの創出、つなぎ役の役割や支援策、地域アーカイブとの連携、法的規制との調和、多言語化対応等、利活用機会の拡大および課題について検討を行う。
（短期、中期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）
- ・ 東京 2020 大会の開催に向けて、日本文化の海外発信強化のため、日本遺産を構成する文化資源や、国宝・重要文化財以外の地域文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。
（短期）（文部科学省、関係府省）
- ・ メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用の推進および、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化の推進により、情報拠点の構築を支援する。
（短期）（文部科学省）
- ・ マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザの相互誘導を推進する。
（短期、中期）（文部科学省、関係府省）
- ・ 全国の大学等研究機関の人文学術情報の集約を継続し、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を促進する。
（短期、中期）（文部科学省）
- ・ 絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。
（短期、中期）（文部科学省）

²⁸ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

（４）ロケ撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援

（現状と課題）

映画、放送番組等の映像作品は、原作となるマンガや小説、音楽、美術等、様々な要素を含む総合芸術として、コンテンツの質の向上の要となるとともに、日本の歴史、文化、社会への共感を深め、新たな価値を実現する上でも大きな役割を担っている。こうした映像作品のロケ撮影の環境改善を図ることが重要である。さらに、ロケ誘致については、受け入れ国や地域の魅力が世界に発信され、地域経済の活性化、映像産業の振興、観光客の増加を含めた様々な効果が見込まれることから、諸外国においては、財政的支援制度、許認可等に係る支援体制を整備するなど、国際的な競争が激化している。しかし、我が国においては諸外国と比較し、支援体制が整備されていないことから、ロケ誘致の機会を逸していると指摘²⁹されている。

映像作品のロケ撮影に係る環境改善のため、官民による「ロケ撮影の環境改善に関する連絡会議（官民連絡会議）」を開催し、「中間まとめ」（2018年4月）において取り組むこととされた施策の方向性を踏まえ、関係省庁とともに検討を進めてきたが、現在においても、許認可等に係る対応、フィルムコミッション（以下「FC」という。）の体制、ロケ誘致に当たっての財政的支援の欠如等に関する指摘がなされており、ロケ撮影の環境改善に向けた取組を更に進める必要がある。

そこで、許認可等に関しては、ガイドラインの策定・浸透を通じ、関係者間の相互理解を深め、円滑化を図るとともに、FCに関しては、全国ロケーションデータベースの更新や、エリアマネージャーの試験的設置・効果検証の結果を踏まえ、今後の在り方について関係者間で議論を進め、必要な対応を行う。

また、文化的・経済的インパクトを有する大型映像作品への支援について、その効果検証調査を行い、ロケ誘致策の一つである財政的支援策を視野に入れた検討を進め、新型コロナにより損失を受けた我が国経済の反転攻勢に向けた柱の一つとして必要な取組を進めていく。

上記の取組を通し、許認可等の取得に必要なプロセスの浸透、撮影可能な範囲の明確化と関係者間での認識の共有、許認可等内容の遵守徹底による、地域住民のロケ撮影への理解の浸透、地域全体のロケ撮影受け入れへの盛り上がり、FCの更なる体制強化、公益性の立証を通じた許認可等の円滑な取得、という好循環のプロセス創出を目指す。

²⁹https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/location_renrakukaigi/pdf/h3004_houkoku.pdf
（「ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議」中間取りまとめ（平成30年4月ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議））

（施策の方向性）

- ・ 日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。

（短期、中期）（外務省）

- ・ 映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、日中映画共同製作協定の一層の活用やイタリアとの国際共同製作協定に向けた交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施する。

（短期、中期）（外務省）

- ・ 日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取り組みを強化する。

（短期、中期）（文部科学省）

- ・ ロケ誘致及びロケ撮影の円滑化及び促進のため、FC、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたガイドラインを策定し、関係者間での浸透や相互理解を進める。また、国内各地のロケ地情報を集約し、各地の FC を紹介するとともに、許認可等手続の共有、国内外への発信を更に強化する。さらに、実績を有する FC を中心にブロック単位での FC 間連携を推進し、ノウハウ等の共有を図る。

（短期、中期）（内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省）

- ・ 文化的・経済的インパクトを有する大型映像作品のロケ誘致に関する実証調査として、ロケ撮影実施による効果検証を行い、ロケ誘致に際しての財政支援策の構築を視野に入れた検討を進める。また、地方へのロケ誘致を通じ、FC の機能強化や地域内・地域間連携等の促進によるロケ撮影環境の更なる改善と地域の PR 力の拡大を図る。

（短期、中期）（内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

6. 工程表

- (1)「知的財産推進計画2020」重点事項
- (2)「知的財産推進計画2019」重点事項

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3.イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進						
(1)創造性の涵養／尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムの効果的な発信方法を検討する。(短期・中期)	内閣府	知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムについて利便性の高い発信方法を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	知財創造教育に関連する教育プログラムの提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
2	知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、知財創造教育を実践する教員を後押しする仕組みや、地域で知財創造教育の普及の拠点となる学校を後押しする仕組みの検討を行う。(短期・中期)	内閣府	知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、知財創造教育の推進拠点となる教員や学校の選定要件等を検討し、その選定手法を整備。	左記の取組に基づき、教員・学校の選定を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		文部科学省				
3	地域主体で知財創造教育を実施するための持続的な推進体制(地域コンソーシアム)を全国で整えるとともに、構築された地域コンソーシアムのフォローアップを行う。(短期・中期)	内閣府	後発4地域(東北、関東、中国、四国)では、地域主体の地域コンソーシアム構築の後押しをする。先行4地域(北海道、中部、近畿、九州)については、新設の地域コンソーシアムについて、昨年度策定した取組のフォローアップを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4	創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校等において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。(短期、中期)	文部科学省	小中高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において、新学習指導要領の趣旨を周知。	引き続き、左記の取組を実施。		
5	将来の教員を志す教育学部の学生等が、知財創造教育を理解し実践できるようにするため、カリキュラムへの導入等に向けた検討を行う。(短期、中期)	内閣府	将来の教員を志す教育学部の学生等が、知財創造教育を理解し実践できるようにするため、大学等と連携して、知財創造教育に関する講義の開催・カリキュラムへの導入検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
6	ICT分野において地球規模の価値創造を生み出すため、「大いなる可能性があり、奇想天外でアンビシャスな技術課題への挑戦」を支援し、上記趣旨に賛同する様々な団体からなる「異能vationネットワーク」等により、全国隅々から異色多様な尖った人材を発掘するとともに、オウンドメディア等を活用し、尖った人材を地球規模で発信する。(短期、中期)	総務省	「大いなる可能性があり、奇想天外でアンビシャスな技術課題への挑戦」への支援とともに、「異能vationネットワーク」の増強及びオウンドメディアによる情報発信の強化により、尖った人材の発掘及び地球規模での展開を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
7	未踏事業、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業などの仕組みを活用し、尖った才能を持つ人材の発掘・育成に取り組む。また、上記のような活動の場について情報収集し、アクセスしやすくするための仕組みを検討する。(短期、中期)	内閣府	関係府省、関係団体、地域コンソーシアム等を通じて、尖った才能を持つ人材の発掘・育成に取り組む活動について引き続き情報収集を行い、効果的な発信方法を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	未踏事業において、尖った技術やアイデアを創出する人材を発掘・育成。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
		文部科学省	グローバルサイエンスキャンパス事業において、卓越した意欲・能力を有する高校生等を幅広く発掘し、年間を通じた高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援することにより、将来グローバルに活躍し得る次世代の傑出した科学技術人材を育成。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
			次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)において、これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、アントレプレナーシップの醸成を促進。 また、EDGE-NEXTに参画していない大学等や起業家育成を支援する個人・企業・団体等を対象として、新たにEDGE-NEXTの枠組みに参画できるコミュニティを設置し、コミュニティ内外への情報発信やマッチング等を通じて、日本全体としてのアントレプレナーシップ醸成とエコシステム構築の加速を図る。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
8	「未来の学び」構築パッケージにおいて、「GIGAスクール構想」の実現パッケージによる「クラウド活用」「高速大容量通信環境」「1人1台学習者用端末」の学校ICT基盤整備を中核として、新しい学習指導要領に基づき、公正に個別最適化され、未来社会を創造する力を育む「未来の学び」の環境整備を省庁横断的に支援する。 (短期、中期)	内閣官房	学校における高速大容量の通信ネットワーク環境と児童生徒一人一台端末の一体的な整備を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
		経済産業省	①AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や利用促進等を通じ、学びの個別最適化の実現に向けた取組を実施。			
			②STEAM教育について、産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランを提示、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築。	内容を随時充実するとともに、全国へ展開。		
	総務省	光ファイバ未整備の学校を有する地域において伝送路設備等の整備を支援。 また、関係省庁と連携し、必要に応じた取組を実施。		左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
9	多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法(授業目的公衆送信補償金制度)の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。(短期、中期)	文部科学省	令和2年度の円滑な運用のため、リーフレットやQ&Aなどを活用した制度の周知を行うとともに、指定管理団体が行う本制度の運営に対する助言を行う。 令和3年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう、教職員を対象とした講習会等により、教育現場に対する周知等を行う。さらに、令和3年度の本格的な運用に向け、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
10	AI戦略2019に基づき、実践的なAIスキルを持つ人材を育成するために進めている「AI Quest」(課題解決型AI人材育成事業)では、企業の実際の課題・データを教材にしており、企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討する。(短期・中期)	経済産業省	企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
11	「データ関連人材育成プログラム」において、大学、企業、高等学校等の連携のもと、各分野の博士人材等について、データサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムを開発・実施し、機関間の連携及び他機関への普及・展開を図る全国ネットワークの構築に取り組み、高度データ関連人材の育成と社会の多様な場での活躍促進を図る。(短期、中期)	文部科学省	大学、企業、高等学校等の連携のもと、各分野の博士人材等について、データサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムの開発・実施や高等学校等における探究的な学習の促進に取り組む新規コンソーシアムを選定するとともに、機関間の連携及び他機関への普及・展開を図る全国ネットワークの構築を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(2)産学連携の推進／大学における知財戦略の強化						
12	イノベーションの源泉である産学連携の円滑な実施に向け、大学・企業における産学連携への意識や優先順位等を高めるとともに、産学連携組織の機能強化やその最大限の活用、デジタル時代における価値シフトに対応する大学の知財戦略の見直しなど、大学等で創出される発明等を適切に評価・活用できる知財マネジメントの在り方を検討する。 (短期、中期)	内閣府	我が国の大学等における知財マネジメントの課題を調査分析し、大学等で創出される発明等を適切に評価・活用できる知財マネジメントの在り方を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の記載の充実。また、必要に応じて、上記取組に協力。	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえた取組等の推進。また、必要に応じて、上記取組に協力。		
		経済産業省	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の記載を充実させるとともに、上記検討に参画。	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえた取組等を推進するとともに、上記取組に参画。		
13	遺伝子治療、細胞治療、再生医療、デジタルヘルス、バイオ製品において必要な知財実務について検討するための産学官連携プラットフォームの設立について関係省庁、民間の関係団体と協議を行う。(短期、中期)	内閣府(科技)	産学官連携プラットフォームの設立。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府(知財)				
		文部科学省	関係府省と連携し、必要に応じて所用の検討を実施。			
		経済産業省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
14	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践しているTLO、産業界、大学のネットワーク強化に向けた、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を実施する。 (短期)	文部科学省	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実施しているTLO、産業界、大学等のネットワーク強化を図るための事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
15	研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質の保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。(短期、中期)	文部科学省	研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質の保証を図るため、その実務能力に関する質保証制度の創設に向けた試行及び検討を関係団体とともに実施。	左記の試行及び検討の結果を踏まえ、認定制度を創設。	2021年度の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
16	企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築(オープンイノベーション機構)、非競争領域における複数企業との共同研究等(OPERA)の実施により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。(短期、中期)	文部科学省	大学において、「オープンイノベーション機構」による支援を通じて企業の事業戦略に深く関わる(競争領域に重点)大型共同研究を集中的にマネジメントする体制を整備するとともに、「産学競争プラットフォーム共同研究推進プログラム」を通じて非競争領域における複数企業との共同研究等を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
17	研究者同士の個人的な連携にとどまらず、大学等と企業が「組織」対「組織」の本格的な連携を行うことを目指した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月)について、産業界向けの記載の充実や、大学等においてボトルネック解消のための処方箋等を補強した「追補版」の策定と普及を通じて、実効性の向上を図る。(短期、中期)	経済産業省	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の記載充実。	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえた取組等の推進。		
		文部科学省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(3)地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業び農業分野における知財戦略の強化						
18	「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略～」を踏まえ、都市や大学を巻き込み、起業家教育やアクセラレータ機能を抜本的に強化すること等を通じて、起業家がこれまでの制約を超越し(Beyond Limits)、日本の潜在能力を開放する(Unlock Our Potential)、スタートアップ・エコシステムの拠点形成を推進する。また、研究開発型スタートアップへの効率的・効果的な支援を実施するため、資金配分機関の情報共有や個別施策の相互連携のための協力枠組みを、NEDOオープンイノベーション協議会(JOIC)を活用し、2020年夏頃までに構築する。(短期、中期)	内閣府	スタートアップ・エコシステム拠点都市の公募選定を実施。拠点都市でのアクセラレーションプログラムの実施に向けた調整や関係府省との連携を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省	次世代アントレプレナー育成事業において、これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、受講生の拡大や、アントレプレナー育成のロールモデル創出加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、アントレプレナーシップ醸成を促進し、我が国のベンチャー創出力を強化。 また、EDGE-NEXTに参画していない大学等や起業家育成を支援する個人・企業・団体等を対象として、新たにEDGE-NEXTの枠組みに参画できるコミュニティを設置し、コミュニティ内外への情報発信やマッチング等を通じて、日本全体としてのアントレプレナーシップ醸成とエコシステム構築の加速を図る。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	関係府省と連携し、必要に応じて所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
19	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、支援期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)	経済産業省	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、支援期間を2019年度の3か月から5か月に延長して充実した支援を受けられるようにし、またプログラム成果に関する事例集等の作成や周知を行うことで、ベンチャーエコシステムにおける知財戦略の構築等を一層支援。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
20	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。(短期、中期)	経済産業省	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、ベンチャー企業の海外展開を支援。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
21	「地域知財活性化行動計画」を改訂し（令和2年度上期公表予定）、地域・中小企業の事業成長につながる知財戦略構築のためのハンズオン支援等を新たにを行うことにより、知財の権利取得から戦略的活用までを見据えた、中小企業等に対する包括的な支援を強化するとともに、その普及・活用を推進する。（短期・中期）	経済産業省	令和2年度上期に「地域知財活性化行動計画」を改訂・公表し、地域・中小企業の事業成長につながる知財戦略構築のためのハンズオン支援等を新たに実施。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
22	地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。（短期・中期）	法務省	日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
23	戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を実施。 さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。 併せて、地域経済の中心的な担い手になりうる企業に対し、高付加価値なビジネスモデル創出を促進するため、新商品・サービスのコンセプト立案、市場調査など、地域の中小企業等におけるマーケットイン思考を定着させるための取組を検討する。（短期・中期）	経済産業省	戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を実施。さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。併せて、地域経済の中心的な担い手になりうる企業に対し、高付加価値なビジネスモデル創出を促進するため、新商品・サービスのコンセプト立案、市場調査など、地域の中小企業等におけるマーケットイン思考を定着させるための取組を検討する。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
24	知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。(短期、中期)	経済産業省 <				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
28	農業分野のデータ・ノウハウ等の農業者の意図しない流出を防止しつつ、農業データの利活用の促進を図るために策定した「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を周知するため、農業者や農機メーカー、ICTベンダ等向けに普及チラシを配布する。あわせて、農業者等からの相談に対応するため、知財総合支援窓口（INPIT）等の活用について相談員へ普及するとともに、関係者を対象とした研修等を実施する。（短期・中期）	農林水産省	農業者や農機メーカー、ICTベンダ等向けの「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の普及チラシを配布。また、知財総合支援窓口（INPIT）等の活用について農業者等へ普及するとともに、相談員を対象とした研修等を実施。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
29	種苗法改正により、優良品種の海外への流出防止や国内における栽培地域の限定が可能となる予定であることから、新品種を活用した産地づくりが各地域で円滑に進められるよう、育成者権のライセンスリング手法について調査し、都道府県等の育成者権者や生産者団体への情報提供を推進する。また、登録品種の利用に関する簡易な許諾方法や許諾料の徴収方法について、海外の事例も含めて情報発信を行うとともに、侵害対策の実効性を高めるための措置についても検討を行う。（短期・中期）	農林水産省	農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供により、品種開発者やグローバル産地が連携した一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策等を支援する。また、登録品種の許諾方法の簡素化・利用条件の明確化、登録品種に応じた許諾料の徴収方法、包括的な許諾等のモデル構築に向けた検討、関係者との意見交換を進める。	左記の対策の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
30	種苗法に基づく品種登録審査において、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターが行う品種の特性に関する調査が、育成者権者の立証等にも活用されるよう調査の充実を図る。また、海外の品種登録当局の審査における我が国の審査結果活用の促進を通じ、わが国で育成された品種の海外における育成者権の取得を促進させるため、我が国の品種登録審査基準の国際基準への調和を進め、品種登録審査の高度化を図る。（短期・中期）	農林水産省	種苗管理センターにおける病虫害抵抗性等の特殊な検定を含めた栽培試験体制の充実。UPOVテストガイドラインに準拠した品種登録審査基準の見直し。	左記実施状況を踏まえつつ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
31	畜産関係者による長年の改良の努力により付加価値の高まった和牛遺伝資源については、令和2年4月に成立した家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律により、その流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護することに加えて、我が国の貴重な財産である和牛遺伝資源は事業者自らが守るという意識の醸成に向けた取組の充実を図り、これらの取組により不正な海外流出を防止する。（短期・中期）	農林水産省	改正家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行準備。	法に基づく施策等を展開し、家畜遺伝資源の流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護することに加えて、我が国の貴重な財産である和牛遺伝資源は事業者自らが守るという意識の醸成に向けた取組の充実を図る。		

（4）DXの加速化／AI・データ等の利活用の推進

32	リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、司令塔機能を含む体制を明確化した上で、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討を行い、結論を得る。（短期、中期）	内閣官房	リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、司令塔機能を含む体制を明確化した上で、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討を行い、結論を得る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府				
		経済産業省				
		総務省				
		関係府省				
33	デジタル社会構築タスクフォースにおいて整理された共通ルールの社会実装を進めるため、各分野の関係者や関係団体から構成される場を活用するなどして、関係者や関係団体による密な連携を後押しし、共通ルールの各分野における一層の具体化を促進する。（短期・中期）	内閣官房	デジタル社会構築タスクフォースにおいて示した取組の方向性を受けて、各分野で具体化していくための枠組みの検討、促進を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
34	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームを相互に連携させることによって多様な技術・サービスを結びつけ、これにより新たな価値を創出することを目的として、特に個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認するものとし、国際標準化に向けた取組を一層推進する。(短期・中期)	総務省	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームの相互連携で多様な技術・サービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認し、社会実装及び国際標準化に向けた取組を一層推進。	左記状況を踏まえ、必要な取組みを引き続き実施。		
35	AI・IoT技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によるスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる。(短期・中期)	経済産業省	2020年度中目途に、紛争解決機能の強化を含め、AI・IoTの時代にふさわしい特許制度の在り方を検討。	検討結果に応じ、適切な措置を実施。		
36	OSSに関する経営上の重要性(価値・リスク)の理解を促し、OSSの活用に対する意識向上のため、「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」(令和2年4月、特許庁)において取り纏めた結果について普及啓発を実施する。(短期・中期)	内閣府	「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」(令和2年4月、特許庁)において取り纏めた結果について、報告書の配布やセミナーでの説明等により、普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		経済産業省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
再掲	AI戦略2019に基づき、実践的なAIスキルを持つ人材を育成するために進めている「AI Quest」(課題解決型AI人材育成事業)では、企業の実際の課題・データを教材にしており、企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討する。(短期・中期)	経済産業省	10に記載			
37	農業データ連携基盤の機能を強化・拡張し、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費・輸出までデータ連携を可能とするスマートフードチェーンを構築する。また、異なるITシステム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期・中期)	農林水産省	内閣府戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)により、スマートフードチェーンの構築のための研究を推進。 また、これまでに内閣官房で策定された標準化ガイドラインの普及・展開を図るとともに、畜産分野等について調査を実施し、ガイドラインの充実を進める。	2022年度までにスマートフードチェーンを構築するため、必要な取組を引き続き実施。その後、速やかな社会実装を図る。また、標準化の推進についても左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
再掲	農業分野のデータ・ノウハウ等の農業者の意図しない流出を防止しつつ、農業データの利活用の促進を図るために策定した「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を周知するため、農業者や農機メーカー、ICTベンダー等向けに普及チラシを配布する。あわせて、農業者等からの相談に対応するため、知財総合支援窓口(INPIT)等の活用について関係者へ普及するとともに、相談員を対象とした研修等を実施する。(短期・中期)	農林水産省	28に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
38	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康寿命延伸等に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、ゲノム医療・AI活用の推進等に向け、2025年度までの工程表に沿って取組を進める。（短期、中期）	厚生労働省	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康寿命延伸等に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、ゲノム医療・AI活用の推進等に向け、2025年度までの工程表に沿って取組を推進。			
39	改正電気事業法案（令和2年通常国会提出）の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、スマートメーターで得られる電力データの利用拡大に向けた取組を進める。なお、制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策には万全を期す。（短期・中期）	経済産業省	改正電気事業法案成立後、制度の詳細設計。	左記の詳細設計を踏まえ、必要な検討・取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期		
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
(5)戦略的な標準の活用							
40	技術の社会実装ツールとして、標準を一層戦略的に活用することが重要である。産総研では、2020年度前半に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化する。NEDOにおいては、今年度新規プロジェクトにて、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を意識した活動に取り組む。また、これらの活動について、関係府省と連携し、標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。将来的には、世界の潮流も踏まえつつ、初期需要を創出するための政府調達、製品の市場環境整備のための規制や制度の見直し・構築なども含め、研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることが望ましい。そのため、例えばAI、Beyond5G、スマート農業など特定の分野において関係府省や、各分野の技術と関連する標準等の動向に通じている研究開発法人、並びに、IPA に創設されるデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの総括的な機能を活用するなど、戦略的な標準活用の支援を試行的に実施し、国プロジェクト等における好事例や課題を洗い出し、その後、技術活用支援プラットフォームの実証を行う。そして、国際的な動向を踏まえつつ、ビジョン、コンセプトやアーキテクチャといった俯瞰的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策をとりまとめていく司令塔の機能や体制を構築する。これらに向け、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。(短期・中期)	内閣府	関係府省と連携し、研究開発法人等を活用した戦略的な標準活用支援を試行的に実施し、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。	各省横断的な支援プラットフォームの実証。	左記の取組を踏まえ、司令塔の機能や体制の構築に向け、必要な措置を実施。		
		経済産業省	産総研の「標準化推進センター」を円滑に立ち上げる。NEDO新規プロジェクトにおいて標準等の関係専門家を交えた検討を実施する。これら先行的な事例を国研間で共有できるよう、取り組み事例を整理する等、情報発信を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		総務省	Beyond 5G推進に係る我が国の標準化・知財拠点としての機能を整備。	左記拠点を核に、Beyond 5G推進に係る標準化・知財活動のグローバルかつ戦略的な展開を促進。			
		農林水産省	スマート農業など農業・食品分野における標準化活動を促進。	左記の取組を踏まえ、関係各省とも連携しつつ、標準化活動のグローバルかつ戦略的な展開を促進。			
		関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。	左記の検討状況をふまえ、必要な取組を実施。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
41	近年、スマート農業など農林水産・食品分野での工業技術の応用・浸透に伴い、農工融合した分野の技術開発が進展し、また、政府の農林水産物・食品の輸出拡大戦略に基づき、輸出拡大に向けた取組が進められている。我が国の優れた技術や品質が正しく評価されるためには、戦略的な標準化が必要不可欠であり、農林水産・食品分野での標準化の取組強化の重要性が増している。このため、農林水産省及び経済産業省が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、農林水産・食品分野での戦略的な標準化活動を強力に推進する。農林水産・食品分野は、地域の特性にあった取組が重要となる。このため、地域における標準化ニーズが適切に標準化につながるよう、地域レベルの関係機関同士の横のつながり、及び関係独法の本部・支部等組織内の縦のつながりの中での連絡・情報共有・相談体制を構築する。(短期・中期)	経済産業省	農林水産・食品分野での標準化の具体的な取組強化を図るため、農林水産省、経済産業省及び関係独立行政法人等が緊密に連携し、①地域レベルの関係機関同士の横のつながりとともに、関係独立行政法人の本部・支部等組織内の縦のつながりの中での連絡・情報共有・相談体制を構築する、②関係機関・事業者等の標準化の理解促進のため、標準化セミナー等への積極的な参加を促す、③標準化を戦略的に活用できる人材を育成するため標準化人材育成のための研修会等の開催や育成した人材の活用について検討する、④農林水産・食品分野の企業を含め、最高標準化責任者(CSO: Chief Standardization Officer)の設置を働きかけ、戦略的な標準課活動を促す、⑤新市場創造型標準化制度の導入など民間主導の標準化推進の活性化を検討する、等の取組を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
		農林水産省				
再掲	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームを相互に連携させることによって多様な技術・サービスを結びつけ、これにより新たな価値を創出することを目的として、特に個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認するものとし、国際標準化に向けた取組を一層推進する。(短期・中期)	総務省	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームの相互連携で多様な技術・サービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確立し、社会実装及び国際標準化に向けた取組を一層推進。		左記状況を踏まえ、必要な取り組みを引き続き実施。	
42	業界団体等を経ない、中堅・中小企業等による独自の標準化活動について、標準制定を通じた事業拡大効果が大きくなるよう、2020年度から、ビジネス戦略の視点を強化した標準化支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	業界団体等を経ない、中堅・中小企業等による独自の標準化活動について、標準制定を通じた事業拡大効果が大きくなるよう、2020年度から、ビジネス戦略の視点を強化した標準化支援を実施する。		左記状況を踏まえ、必要な取り組みを引き続き実施。	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(6)オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進						
43	研究を組織横断的に連携・融合して推進していく組織体制として「融合研究センター／ラボ」を設置する。重点的に取り組むべき社会課題として、「エネルギー・環境制約」、「少子高齢化」、「強靱な国土・防災」を取り上げ、研究開発に取り組む。(短期、中期)	経済産業省	「融合研究センター／ラボ」を新たに設置し、社会課題解決に向けた研究開発を始動。	社会課題・顧客ニーズの多様化や社会情勢の変化を的確に捉え、研究開発の方向性を機動的に見直しつつ、融合研究を推進。		
44	『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。(短期、中期)	経済産業省	『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
45	将来の民間等による自立的な運営を念頭に、「STI for SDGsプラットフォーム」の本格構築および精緻化に向けた調査・分析、国内外ステークホルダーとの協議を引き続き行う。(短期、中期)	内閣府(科技)	2019年度の調査分析事業で得られた知見を踏まえ、オフライン事業化支援活動の精緻化およびオンラインシステムの本格構築を行い、本プラットフォームの有効性を検証することを目的とした実証事業を実施。2022年度以降からの民間企業等による自立的な運営に向け、ビジネスモデルの確立を目指した検討を実施。	オンラインシステムについては、2020年度に続き、システムの拡張を図り、プロトタイプから本番環境に移行。また、オフライン事業化支援については、実証事業等を継続実施するとともに、プラットフォーム運営主体の検討を実施。	2022年度より、民間企業等による自立的な運営を開始。	
		内閣府(知財)	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
46	当該プラットフォームも活用しながら、国内外の多様なステークホルダーの連携・協働を促し、SDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する。(短期、中期)	内閣府(科技)	「SDGs のための科学技術イノベーション(STI for SDGs)」を推進するため、UNDP(国連開発計画)の「アクセラレータ・ラボ」と連携し、主に途上国におけるSDGs課題を収集。また、国連「パイロット・プログラム」のキーパートナー国として我が国が選定されたことを契機に、世界銀行等と連携し、インド・ケニアのロードマップ策定支援を実施。	2020年度に続き、世界銀行と連携し、インド、ケニア等の途上国におけるSTI for SDGsロードマップの策定・実行支援を行うとともに、国連開発計画と連携し、現地社会課題の情報収集・解決に向けた試行等を実施。	2021年度に続き、世界銀行と連携し、インド、ケニア等の途上国におけるSTI for SDGsロードマップの策定・実行支援を実施。	2022年度までに実施したインド・ケニアへのSTI for SDGsロードマップ策定支援を踏まえ、その他の途上国に対し、同支援を実施。
		内閣府(知財)	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		外務省	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省	「STI for SDGs 文部科学省施策パッケージ」を踏まえ、STI for SDGs関係施策を戦略的かつ着実に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	関係府省と連携し、必用に応じ、所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必用な取組を実施。		
		環境省	関係府省と連携し、必用に応じ、所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必用な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
47	2019年度に「宇宙分野における知財対策と支援の方向性」について報告書としてとりまとめた。2020年度以降は、当該とりまとめを踏まえ、必要な取組を実施するとともに、必要に応じて見直しを行っていく。（短期、中期）	内閣府	「宇宙分野における知財対策と支援の方向性」を踏まえ、必要な取組を実施するとともに、必要に応じて見直しを実施。			
		経済産業省				
再掲	中小企業等と大企業の知財取引の適正化を図るため、契約のひな形や参考となるガイドラインの作成など、円滑化に向けた環境整備について産業界等の関係者を交えて検討し、結論を得る。（短期・中期）	経済産業省	25に記載			
再掲	スタートアップ企業と大企業とのオープンイノベーションを促進するため、契約の留意点をまとめた手引きと標準的なモデル契約書を作成、公表して、普及を図る。（短期・中期）	経済産業省	26に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(7)価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進						
48	「価値デザイン経営」の考え方をより一層普及させるため、経営デザインシートの活用を広げ、普及の担い手の組織化を推進するとともに、官民における普及のための取組を促進するため、経営をデザインする考え方を普及するための基本指針を2020年度中に整備し公表する。(短期、中期)	内閣府	「価値デザイン経営」の考え方をより一層普及させるため、経営デザインシートの活用を広げ、普及の担い手の組織化を推進するとともに、官民における普及のための取組を促進するため、経営をデザインする考え方を普及するための基本指針を整備し公表。	左記の実施状況を踏まえ、普及の担い手の組織化の推進等必要な取組を実施。		
再掲	『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。(短期、中期)	経済産業省	44に記載			
		内閣府				
49	「価値デザイン経営」の考え方や経営デザインシートとともにローカルベンチマークをより一層普及していくことで、企業等が財務・非財務の両面から組織の経営状態を把握し、現在の組織状況を深く理解し、将来を見据えた戦略立案ができるように促す。(短期、中期)	経済産業省	中小企業等支援策との連携拡充などにより地域企業へのローカルベンチマーク認知度・活用度向上を目指すと共に、経営デザインシートとの一層の連携を図る。	左記の実施状況をふまえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(8)知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備						
再掲	技術の社会実装ツールとして、標準を一層戦略的に活用することが重要である。産総研では、2020年度前半に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化する。NEDOにおいては、今年度新規プロジェクトにて、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を意識した活動に取り組む。また、これらの活動について、関係府省と連携し、標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。将来的には、世界の潮流も踏まえつつ、初期需要を創出するための政府調達、製品の市場環境整備のための規制や制度の見直し・構築なども含め、研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることが望ましい。そのため、例えばAI、Beyond5G、スマート農業など特定の分野において関係府省や、各分野の技術と関連する標準等の動向に通じている研究開発法人、並びに、IPA に創設されるデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの総括的な機能を活用するなど、戦略的な標準活用の支援を試行的に実施し、国プロジェクト等における好事例や課題を洗い出し、その後、技術活用支援プラットフォームの実証を行う。そして、国際的な動向を踏まえつつ、ビジョン、コンセプトやアーキテクチャといった俯瞰的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策をとりまとめていく司令塔の機能や体制を構築する。これらに向け、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。(短期・中期)	内閣府	40に記載			
		経済産業省				
		総務省				
		農林水産省				
		関係府省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
再掲	AI・IoT技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によるスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる。(短期、中期)	経済産業省	35に記載			
50	中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることに加え、欧米諸国の司法関係者とも知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期、中期)	法務省	知財関係紛争の円滑な解決をテーマとする国際会議・セミナーを開催。	左記の国際会議等を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議等を実施。	左記の国際会議等を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議等を実施。	左記の国際会議等を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議等を実施。
		経済産業省				
51	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして引き続き実施する。(短期、中期)	法務省	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして引き続き実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
関係府省						

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
52	知財紛争等の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、ADR認証申請に係る審査を適正に処理するとともに、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周知・広報や認証ADR事業者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進めることにより、ADRの一層の拡充及び活性化を図る。(短期、中期)	法務省	知財紛争等の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、ADR認証申請に係る審査を適正に処理するとともに、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周知・広報や認証ADR事業者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進めることにより、ADRの一層の拡充及び活性化を図る。	引き続き、左記の取組を実施。		
再掲	地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期、中期)	法務省	22に記載			
53	我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正の概要情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。(短期、中期)	法務省	我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正概要情報等の迅速な提供を行うとともに、ユーザーの声を踏まえた利便性の高い利用環境の整備(AIの活用の検討等を含む。)を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
54	我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。(短期、中期)	法務省	外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することを可能とする外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)改正法案の成立を受け、その円滑な施行に向けた取組を行う。	左記の措置を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
55	成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。(短期・中期)	法務省	JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を通じて、インドネシア最高裁判所及び同国法務人権省の職員等を対象とした本邦研修、現地セミナー等を実施。同プロジェクトの進展状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援を実施。 JICA「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」において、大学教授、元裁判官等で構成する支援委員会を軸に、日弁連知財センターなどとも連携し、ミャンマー連邦最高裁判所及びミャンマー連邦法務長官府の司法関係者等を対象として、知的財産裁判制度構築及び充実に向けた人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		外務省	ODAによる取組としては、今後も知財関連法や下位法令の整備、裁判所や特許庁における運用改善に対する支援を行うほか、人材育成の一環としてアジアの国々を中心に、知的財産権に関連した研修等を継続していく。(短期、中期)	引き続き、左記の取組を実施。		
56	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設け、外国における紛争解決インフラの取組の動向等をも踏まえつつ、継続的な実務協議を通じて経済界等の利用者ニーズの的確な把握に努め、紛争解決インフラの一層の充実・強化に向けた検討を進める。(短期、中期)	法務省	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設けて、実務協議を継続開催し、利用者ニーズの的確な把握に努め、必要な検討を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4.CJ戦略の実行						
(1)総論：CJ関連分野の存続を図る						
57	甚大な被害を受けているCJ関連分野の存続を確保し、そこで活躍している人々の雇用を確保するため、新型コロナに関する緊急経済対策等を着実に実施するとともに、反転攻勢に向けてイベントの開催支援等必要な支援を実施する。また、必要な方々に必要な支援措置が講じられるよう、経済対策等の内容や手続き等について分かりやすい発信を工夫する。(短期、中期)	内閣府	新型コロナに関する緊急経済対策等を着実に実施するとともに、反転攻勢に向けてイベントの開催支援等必要な支援を実施する。また、経済対策等の内容や手続き等について分かりやすい発信を工夫する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	関係府省					
58	CJ関連分野の存続を図り、新型コロナの収束後に適切かつ効率的な反転攻勢を行うために必要な措置について、ニーズを十分に聴取し、業界の特性を踏まえつつ検討する。(短期、中期)	内閣府	CJ関連分野の存続を図り、新型コロナの収束後に適切かつ効率的な反転攻勢を行うために必要な措置について、ニーズを十分に聴取し、業界の特性を踏まえつつ検討する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	関係府省					
59	新型コロナが世界に及ぼす影響について、国や地域による差異を意識しつつ、デジタル化を始めとする社会の変化、人々の思考・行動の変化、世界から見た日本のブランドイメージの変化等幅広い観点から調査・分析し、CJ関連施策の企画立案や実施に活用する。(短期、中期)	内閣府	新型コロナが世界に及ぼす影響について、幅広い観点から調査・分析し、CJ関連施策の企画立案や実施に活用する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	関係府省					

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①柔軟性の確保						
60	新型コロナの影響によりCJを取り巻く環境が大きく変化する中で、CJの取組を適切に実施するため、CJ戦略会議等の枠組みを通じ、CJ関連施策の柔軟性を確保する。	内閣府	新型コロナの影響を十分に分析しつつ、CJ戦略会議等の枠組みを通じて関係省庁等が十分に連携を図りながら、CJ関連施策の柔軟性を確保する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
②世界の視点						
61	CJ関連施策に世界の視点を取り入れるため、CJ関連施策に対し可能な限り幅広く外国人有識者等の参画を促す。内閣府は、関係府省・関係機関と連携しつつ、様々な分野における外国人有識者等の情報を整理し、関係府省・関係機関で共有する。(短期、中期)	内閣府	CJ関連施策に対し、CJアンバサダーの認定やCJ関連事業に係る有識者会議等、可能な限り幅広く外国人有識者等の参画を促す。内閣府は、関係府省・関係機関と連携しつつ、様々な分野における外国人有識者等の情報を整理し、関係府省・関係機関で共有する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
		外務省	外国メディアの記者やテレビチームを日本に招へいし、関係府省・関係機関と連携しつつ、我が国政策を含む幅広い分野に関する取材機会を提供し、日本の魅力及び日本に関する正しい情報を効果的に海外で発信する。	引き続き、左記の取組を実施。		
62	外国人を対象としたイベント等におけるアンケート調査等により、世界の視点やトレンドの変化等に関するデータを収集し、関係省庁が連携しつつ分析し、その結果を共有する。(短期、中期)	関係府省	外国人を対象としたイベント等におけるアンケート調査等により、世界の視点やトレンドの変化等に関するデータを収集し、関係省庁が連携しつつ分析し、その結果を共有する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
③持続性の確保						
63	CJの取組に対し民間事業者等のより積極的な参画を促すため、CJ官民連携プラットフォーム等も活用しつつ、オンラインも含めた情報共有の場を構築するとともに成功事例の普及等を行う。(短期、中期)	内閣府	CJの取組に対し民間事業者等のより積極的な参画を促すため、CJ官民連携プラットフォーム等も活用しつつ、オンラインも含めた情報共有の場を構築するとともに成功事例の普及等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
64	CJ関連施策の実施に際しては、可能な限り幅広い関係者の参画を促すとともに、実施主体の体制や将来的な計画を確認する等持続性の確保に配慮する。(短期、中期)	内閣府	CJ関連施策の実施に際しては、可能な限り幅広い関係者の参画を促すとともに、実施主体の体制や将来的な計画を確認する等、持続性の確保に配慮する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
④発信力の強化						
65	官民連携PF等の場を活用し、情報発信のベストプラクティスを展開すること等により、民間事業主体による自発的かつ積極的な発信を促す。また、民間のサービスの協力も得つつ、これらの活用方法について啓発を行う。(短期、中期)	内閣府	官民連携PF等の場を活用し、情報発信のベストプラクティスを展開すること等により、民間事業主体による自発的かつ積極的な発信を促す。また、民間のサービスの協力も得つつ、これらの活用方法について啓発を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
66	官民連携PF等の場を活用し、世界におけるコミュニケーションのトレンドやそれを踏まえた適切な情報発信の在り方について広く啓発を行う。(短期、中期)	内閣府	官民連携PF等の場を活用し、世界におけるコミュニケーションのトレンドやそれを踏まえた適切な情報発信の在り方について広く啓発を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(2)個別分野:反転攻勢に向け、既存の施策を柔軟に活用						
食						
67	「食」が持つ高い訴求力を活用し、訪日外国人が「食」をきっかけにして日本の様々な分野に関心を持ち、幅広い分野や地域への利益を持続的にもたらすため、持続性の確保を意識しつつ、「食」と異業種や他地域との連携を強める取組を実施する。(短期、中期)	農林水産省	訪日外国人旅行者の主な観光目的である「食」と滞在中の多様な経験を組み合わせ、「食」の多様な価値を創出するとともに、帰国後もレストランや越境ECサイトでの購入等を通じて我が国の食を再体験できるような機会を提供することで、輸出拡大につなげていくため、「食かけるプロジェクト」の取組を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
68	地域の歴史や特色を反映した多様性を持ち、地域活性化にもつながる大きな可能性がある「食」について、その魅力を更に磨き上げるとともに食文化の振興を図り、食・食文化を一体とした日本ブランドとして、海外にむけてデジタル時代に応じた効果的な発信をする取組を支援する。(短期・中期)	農林水産省	増大するインバウンドを国産農林水産物・食品の需要拡大や農山漁村の活性化につなげていくため、農泊と連携しながら、地域の「食」や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなす取組を「SAVOR JAPAN」として認定し、一体的なブランドで海外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省	関係省庁と連携し、食文化の振興方策について検討する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
69	海外において、日本食・食文化の発信拠点の拡大と日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、日本に興味がある外国人や訪日経験のある外国人等が日本の食を体験できる「日本産食材サポーター店」の拡大・強化に取り組む事業者等への支援を行うとともに、日本産食材サポーター店の検索や海外の日本食料理人、日本食レシピなどを総合的に海外へ発信する取組を実施する。(短期・中期)	農林水産省	日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、「日本産食材サポーター店」として認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を実施する事業者への支援を行うとともに、日本産食材サポーター店や日本食料理人、日本食レシピ等の日本食・食文化に関する情報を総合的に海外へ発信するポータルサイト「Taste of Japan」の運用・改善を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日本産酒類						
70	日本産酒類と他業種の連携の更なる促進や地理的表示(GI)の活用等により、日本産酒類のブランド化や輸出拡大を図る。(短期、中期)	財務省	日本産酒類と他業種の連携の更なる促進や地理的表示(GI)の活用等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省				
71	日本産酒類の販路拡大支援や国際的プロモーション、新商品開発への技術支援等により、輸出の拡大を図る。また、事業者自身によるブランド化に関する取組を支援する。(短期、中期)	財務省	日本産酒類の販路拡大支援や国際的プロモーション、新商品開発への技術支援等を行う。事業者自身によるブランド化に関する取組を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
72	インバウンドにより輸出の拡大を図るため、酒蔵ツーリズムを推進する。その際、酒蔵の持つ文化的側面を意識しつつ、地域全体への幅広い裨益等に留意した、酒類事業者自身による酒蔵ツーリズムに関する取組を支援する。併せて、インバウンド旅行者にとっての利便性向上や発信力強化に向けた検討も行う。(短期、中期)	財務省	酒蔵の持つ文化的側面を意識しつつ、地域全体への幅広い裨益等に留意した、酒類事業者自身による酒蔵ツーリズムに関する取組を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		国土交通省	国税庁と連携しつつ、酒蔵ツーリズムを推進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
イベント・エンターテインメント						
73	増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション（翻訳等）の支援を行う。（短期、中期）	経済産業省	音楽、演劇等の国内公演及び当該公演の収録映像を活用した動画配信による日本発のコンテンツのプロモーションや、コンテンツ全般の海外展開のためのプロモーション（国際見本市出展等）及びローカライゼーションの支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
74	新型コロナにより甚大な影響を受けたイベント・エンターテインメント業等において、感染症流行の収束状況を見極めつつ官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施する。（短期）	内閣官房	新型コロナウイルスの影響を受けた地域における需要喚起と地域の再活性化を目指す。			
		経済産業省				
		国土交通省				
		農林水産省				
		文部科学省				
75	新型コロナの影響を受けた分野全体の振興や強靱化に向けて、寄付による支援の取組の円滑化や創造活動の継続などを支援する。（短期、中期）	文部科学省	新型コロナの影響を受けた分野全体の振興や強靱化に向けて、寄付による支援の取組の円滑化や創造活動の継続などを支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
76	イベント、ステージ等の再開に向け、感染拡大を防止するためのガイドラインの策定・普及を支援する。(短期)	文部科学省	ガイドラインを策定する団体の求めに応じ、適切な助言を行う。			
		経済産業省				
		厚生労働省				
		関係府省				
77	夜間・早朝における質の高いコンテンツの創出や発見に向け、マネタイズ面も含めた支援を実施する。(短期、中期)	国土交通省	地域の観光資源を活用した夜間・早朝の体験型コンテンツの造成・発信に向け、地域の関係者等と連携した実証事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
78	夜間コンテンツを適切に発信するため、JNTOのサイトや民間のプラットフォーム事業者の協力も得つつ、適切な発信を行う。(短期、中期)	内閣府	夜間コンテンツを適切に発信するため、JNTOのサイトや民間のプラットフォーム事業者の協力も得つつ、適切な発信を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国土交通省	地域の観光資源を活用した夜間・早朝の体験型コンテンツの造成・発信に向け、地域の関係者等と連携した実証事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
老舗						
79	京都府の取組も参考に、CJの観点からプロモートすべき「老舗」を定義し、そのデータベース化を進めるとともに、表彰や顕彰制度の設立、海外への発信の在り方、地方自治体との連携等を含め、そのプロモーションの在り方について検討する。(短期、中期)	内閣府	CJの観点からプロモートすべき「老舗」を定義し、データベース化を進め、そのプロモーションの在り方について検討する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
建築、デザイン、アート						
80	建築、デザイン、アート等の分野について、若者の支援や、海外展開の支援の在り方について議論する。 （短期、中期）	内閣府	建築、デザイン、アート等の分野について、若者の支援や、海外展開の支援の在り方について議論する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
81	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、建築設計業務など品質を適切に評価することが必要な業務については、質的な評価により設計者を選定することを徹底する。そのうえで、発注者の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、品質を評価すべき知的・創造的業務の明確化など会計法、地方自治法などに基づく公共調達制度や運用の見直しを検討する。 （短期、中期）	総務省	発注者の取組状況の把握等を行う。	左記の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、公共調達制度や運用の見直しを検討。		
		財務省				
		国土交通省	建築設計業務における質的な評価による設計者選定の地方公共団体等への普及に資するよう、プロポーザル方式等の国土交通省における運用を解説した資料を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
コンテンツの活用						
82	国内外における「コンテンツ」活用によるブランド価値の向上等の成功事例を調査し、他産業への横展開を図ることで、「コンテンツ」の価値に対する理解を深める。(短期、中期)	内閣府	国内外における「コンテンツ」活用によるブランド価値の向上等の成功事例を調査し、他産業への横展開を図ることで、「コンテンツ」の価値に対する理解を深める	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
83	コンテンツ産業と他産業のマッチングに向けた取組を支援するとともに、優れた取組を表彰・紹介することで、コンテンツ分野と他産業との連携を促進する。(短期、中期)	内閣府	CJマッチングアワード等の異業種等が連携したベストプラクティスを表彰するなどの取組を通じて、コンテンツ分野と他産業との連携を促進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
84	ロケ誘致を活用した訪日プロモーションを効果的に実施し、ロケ誘致の効果を高める。その際、ロケ地のみならず地域の様々な魅力との連携を通じ、ロケ誘致の効果を幅広く地域にもたらすことを特に意識する。(短期、中期)	内閣府	関係府省・関係機関との連携を図りながら、ロケ誘致を活用した訪日プロモーションを効果的に実施し、地域の様々な魅力発信を通じて、ロケ誘致の効果を幅広く地域にもたらすことを目指す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国土交通省				
		外務省				
		経済産業省				
85	地方自治体によるロケ誘致の取組を促進するため、佐賀県等ロケ誘致の実績のある自治体とともに成功事例創出に向けた取組を行い、幅広く関係者に共有する。その際、異業種や地域内・地域間の連携を意識することで、ロケ誘致による利益を幅広く還元することを意識する。(短期、中期)	内閣府	地方版クールジャパン推進会議をロケ誘致等のテーマで佐賀県等で開催する。会議では、ロケ誘致の効果や、ロケ誘致がもたらす地域等への利益について議論し、幅広く関係者に共有する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
文化財等の活用						
86	東京2020大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開・発信するとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信することにより、地域活性化及び地方への誘客を図る。(短期、中期)	文部科学省	関係機関と連携して、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開する。特に、中核的事業である「日本博」では、各地域が誇る文化観光資源を年間通じて体系的に展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省	また、試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化。			
87	文化観光推進法に基づき、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス環境等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援し、文化施設の機能強化やさらには地域が一体となった文化観光の推進を図る。また、その際、開館時間の柔軟な運用も含めた国立文化施設の取組や好事例の展開により、各地域・館の適切な取組を促進する。(短期、中期)	文部科学省	文化観光推進法の拠点計画又は地域計画に基づき実施される、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス環境等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する。また、開館時間の柔軟な運用など、国立文化施設の取組や好事例の展開により、各地域・館の適切な取組を促進。			
		国土交通省				
		内閣府	開館時間の柔軟な運用も含めた国立文化施設の取組や好事例を展開し、各地域・館の適切な取組を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
88	文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める。(短期、中期)	文部科学省	デジタル技術等先端技術を活用した文化財の高精細画像等のデータやレプリカ、VR等コンテンツを取得・制作し、関係府省と連携しつつ、日本文化の魅力を発信する取組を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
国立公園						
89	国立公園において、関係自治体や関係府省、民間事業者との連携を図りつつ、利用拠点の上質化、コンテンツの磨き上げ等の受入れ環境整備に加え、二次交通の改善や広域的な連携・周遊利用の促進、地場産品の活用等の取組を進め、国立公園を中心とした様々な分野や周辺地域への裨益効果の向上を図る。また、先進的に取組を進めている8公園での成功事例をその他のエリアに横展開し全国的に取組を進める。(短期、中期)	環境省	関係機関や民間事業者と連携し、民間活用を前提とした廃屋撤去等による利用拠点の上質化、体験型コンテンツの充実、二次交通の改善、地場産品等の活用促進の支援等の取組を実施。	左記の実施状況や国立公園における2021年以降の取組方針検討を踏まえ、必要な取組を推進。		
90	個々の国立公園の特徴を踏まえ、VR等の新しいデジタル技術等も活用し、国立公園の魅力を効果的に発信する。また、JNTOサイトとの連携による海外への情報発信に加え、訪日外国人を含め国立公園利用者が自ら発信できるような環境の整備等により発信力を強化する。(短期、中期)	環境省 国土交通省	国立公園サイトの充実やデジタルマーケティング等を通じて、より効果的・効率的な情報発信を実施。	左記の実施状況や国立公園における2021年以降の取組方針検討を踏まえ、必要な取組を推進。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域の魅力による成功事例の横展開						
91	錦鯉の魅力を効果的に発信することで、インバウンド誘客を更に進める。その際、錦鯉のみならず、産地の他の魅力や、産地以外の近傍地域との連携を意識することで、錦鯉による裨益を幅広い地域にもたらすことを意識する。(短期、中期)	内閣府	錦鯉の魅力について、関係府省・関係機関、業界団体と連携しつつ効果的に発信することで、錦鯉の認知度向上に取り組み、インバウンド誘客を更に進める。その際、錦鯉のみならず、産地の他の魅力や、産地以外の近傍地域との連携を意識することで、錦鯉による裨益を幅広い地域にもたらすことを意識する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
		国土交通省	訪日プロモーション事業において、クールジャパン資源である錦鯉や産地の他の魅力等を戦略的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		外務省	関係府省と連携し、錦鯉に関連する日本の魅力を発信。日本ブランド発信事業においては、錦鯉の専門家を海外に派遣予定。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
92	錦鯉の生産力を向上させるため、農地の更なる柔軟な活用を検討する。(短期、中期)	内閣府	錦鯉の生産力を向上させるため、農林水産省と連携しながら、農地の更なる柔軟な活用を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施		
		農林水産省	農地を養鯉池等に活用する場合の一時転用許可の取扱いの明確化に向けた検討を進める。			
93	知的財産の側面から錦鯉の適切な利活用を支援するため、錦鯉の生産技術や飼育技術等の分析、知的財産としての保護及び利用の在り方について、問題点を整理する。(短期、中期)	内閣府	知的財産の側面から錦鯉の適切な利活用を支援するため、錦鯉の生産技術や飼育技術等の分析、知的財産としての保護及び利用の在り方について、関係府省と連携しつつ、問題点を整理。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施		
		農林水産省	日本の錦鯉のブランド化を推進するための方策を業界団体と一体となり検討。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
官民連携PF						
94	幅広い分野から官民連携PFの会員を募り、官民連携PFを拡大するとともに、会員間の意見交換等の取組を通じ、CJの取組の基盤を強化する。(短期、中期)	内閣府	CJの取組にとって必要な分野から幅広く会員を募る。また定期的なイベントに加え、オンライン会議等も活用して会員の意見交換を促し、新たな連携に向けたマッチングの機会を創る等、CJの取組の基盤を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
95	官民連携PF会員間の情報流通を強化し、CJに関する方針や考え方、世界のトレンドの移り変わり等を共有することでCJの取組を強化する。(短期、中期)	内閣府	CJアンバサダーや地域Pの知見や発信力を活用し、CJに関する方針や世界のトレンド等の情報を広く流通させることで、CJの取組みを強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
96	CJアンバサダーや地域Pの活用を含め、官民連携PFの活性化を図るため、官民連携PFの事務局的な機能も有する組織を設立する。(短期、中期)	内閣府	事務的な組織の機能や必要とするリソース等に関して、有識者と意見交換を実施し、立ち上げに向けた検討を加速させる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
関係省庁・関係機関が有する海外拠点の活用						
97	在外公館等の発信力を強化するため、コンテストの開催や官民連携PF会員と連携しつつ、在外公館等において日本の魅力に関する動画等を活用して、CJについて発信する。その際、在外公館等における柔軟な利活用を可能にするよう、著作権等の取扱について配慮する。(短期、中期)	内閣府	コンテストの開催や官民連携PF会員と連携しつつ、在外公館で行われているレセプション等において日本の魅力に関する動画等を活用して、CJについて発信する。その際、在外公館等における柔軟な利活用を可能にするよう、著作権等の取扱について配慮。	引き続き左記の取組を実施。		
		外務省	内閣府等との連携に努めつつ、在外公館を通じてCJをはじめとした日本の魅力を発信。	引き続き左記の取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
98	ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商流等の確保に留意する。(短期、中期)	外務省	民間企業、関係省庁・機関、関係団体、地方自治体等と連携し、ビジネスマッチングや日本産品の販売促進にもつながり得るイベント等の実施に向け準備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府	CJに関する発信にあたり、ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商流等の確保に留意。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
99	海外において長期間商業活動等を実施している在留邦人のネットワークや知見を活用し、日本の民間事業者による海外展開の支援を行うための方法について検討する。(短期・中期)	内閣府	海外において長期間商業活動等を実施している在留邦人のネットワークや知見を活用し、日本の民間事業者による海外展開の支援を行うための方法について、関係府省・関係機関の活用も含めて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				

株式会社海外需要開拓支援機構による資金提供

100	CJ政策全般の方向性や考え方等についてCJ機構との意見交換等を通じて意思疎通を図るとともに、官民連携PF等も活用しつつ、世界の視点や新たな取組等に関する情報をCJ機構に提供し、CJ機構の投資判断を支援する。(短期、中期)	内閣府	CJ政策全般の方向性や考え方等についてCJ機構との意見交換等を通じて意思疎通を図るとともに、官民連携PF等も活用しつつ、関係省庁と連携しながら、世界の視点や新たな取組等に関する情報をCJ機構に提供し、CJ機構の投資判断を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
101	CJ機構の既投資案件について、官民連携PF会員等と協力しつつ、優良コンテンツの紹介を通じたマッチングの協力など、そのバリューアップを支援する。(短期、中期)	内閣府	CJ機構の既投資案件について、官民連携PF会員等と協力しつつ、優良コンテンツの紹介を通じたマッチングの協力など、そのバリューアップを支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
5.コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築						
(1)デジタル時代のコンテンツ戦略						
再掲	増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション（翻訳等）の支援を行う。（短期、中期）	経済産業省	73に掲載			
再掲	多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法（授業目的公衆送信補償金制度）の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。（短期、中期）	文部科学省	9に掲載			
102	コンテンツ産業のサプライチェーン全体の生産性向上を図るため、コンテンツの生産・流通工程におけるデジタルツールの開発・導入を支援する。（短期、中期）	経済産業省	コンテンツ制作の生産性向上に資するシステムの開発・実証支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
103	映像産業の持続可能な業界構造への転換を図るため、制作に係る取引の適正化や、就業環境等の向上に向けて、必要に応じて放送コンテンツやアニメの下請ガイドラインの改訂・周知及び遵守徹底の働きかけを行うとともに、映画産業等について業界における自律的な仕組みの構築について検討する。 (短期、中期)	経済産業省	コンテンツ制作における取引適正化を図るため、必要に応じてアニメ等の下請ガイドラインの改訂・周知及び遵守徹底の働きかけを行う。映画産業について制作に係る取引の適正化や、就業環境等の向上に向けて業界における自律的な仕組みの構築について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		総務省	良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を改訂するとともに、製作現場への周知及び遵守徹底を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省	制作に係る取引の適正化や就業環境等の向上に向けた取組等について検討。	左記の実施状況を踏まえ必要な取組を実施。		
104	アニメーション分野の人材育成のため、若手及び中堅の制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品制作を通じた技術継承プログラム、就業者を対象とした技術向上教育プログラム及び業界志願者を対象とした基礎教育プログラムについて、実践的な調査研究を行う。(短期、中期)	文部科学省	アニメーション分野の人材育成のため、若手及び中堅の制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品制作を通じた技術継承プログラム、就業者を対象とした技術向上教育プログラム及び業界志願者を対象とした基礎教育プログラムについて、実践的な調査研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
105	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期、中期)	文部科学省	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供するとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
106	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、放送局、関係府省、自治体、地場産業等が連携して、地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局等と共同制作し、海外で放送・配信する取組等を支援することや、海外の放送局と連携して、国際的に影響力のある放送メディアを通じて、日本の現状や魅力を世界に広く集中的に発信等する取組を行うことにより、地域への訪日外国人観光客の増加、地域産品の販路拡大を推進し、これらを通じた地域活性化につなげる。(短期、中期)	総務省	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、放送局、関係府省、自治体、地場産業等の関係者が幅広く協力し、訪日外国人観光客の増加や地場産品等の販路拡大を通じ、地域活性化等に資する放送コンテンツを海外と共同制作し、海外で放送・配信する取組等を支援することや、海外の放送局と連携して、国際的に影響力のある放送メディアを通じて、日本の現状や魅力を世界に広く集中的に発信等する取組等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
107	商業ベースでは日本のコンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等が無償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。(短期、中期)	外務省	国際交流基金を通じ、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的とし、一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持しつつ、継続的に日本の放送コンテンツを提供し続けることで、日本文化へのアクセスが困難な国・地域において爆発的に日本ファンを獲得。加えて、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場構造の調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
再掲	東京2020大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開・発信するとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信することにより、地域活性化及び地方への誘客を図る。(短期、中期)	文部科学省	86に記載			
		関係府省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
108	デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。（短期、中期）	内閣府	知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方についての具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省で更に検討を深めるべき事項について、それぞれ速やかに検討を進める。	2020年度及び2021年度の検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		文部科学省				
		経済産業省				
109	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。（短期・中期）	文部科学省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		総務省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進める。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
110	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020年内に結論を得て、2020年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。（短期、中期）	文部科学省	デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターへの支援・育成策等については、知的財産戦略本部の下に設置された検討体などにおいて検討を進め、可能なものから順次、策を講じる。			
		内閣府				
		総務省				
		経済産業省				
		文部科学省	私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、可能な限り早期に必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府				
		総務省				
		経済産業省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
111	音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業の成果を踏まえ、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施し、コンテンツの利活用を促進するための権利処理プラットフォームの更なる充実を図るための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省	著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施。	前年度の調査研究結果を踏まえたシステム設計を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
112	デジタル空間とフィジカル空間との融合の進展を踏まえ、VR等の先進技術を活用したデジタル商談会の実施やデジタル・コンテンツの開発・制作の支援を行う。(短期、中期)	経済産業省	VR/XR等の先進的なデジタル・コンテンツの開発・制作を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
113	映像等を活用した企業ブランドの価値向上を促す観点から、企業のコミュニケーションツールとして映像コンテンツの活用を促すため、顧客の共感を生むようなデジタル配信を念頭においたブランデッドコンテンツの制作等を支援する。(短期、中期)	経済産業省	企業ブランディングに資するデジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
114	eスポーツ産業の健全かつ多面的な発展のため、関連する制度・政策分野における位置づけに関して関係府省において検討を進めるなど、必要な環境整備を図る。(短期、中期)	関係府省	eスポーツ産業の健全かつ多面的な発展のため、関連する制度・政策分野における位置づけに関して検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(2) 模倣品・海賊版対策の強化						
115	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。			
116	インターネット上の海賊版の提供者を特定しやすくし、民事上の責任追及に資するよう、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直しについて検討を行うことに加え、発信者情報の円滑な開示のための情報開示・裁判手続の方策について、国外サーバ等が用いられている場合の訴状の送達等の現状を踏まえ、必要な検討を行う(短期、中期)	総務省 法務省	プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直しについて検討を行うことに加え、情報開示・裁判手続の方策について、国外サーバ等が用いられている場合の訴状の送達等の現状を踏まえ、必要な検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
117	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		財務省	国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省	国内における違法コンテンツ流通防止等に向けた普及啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		農林水産省	他省庁と連携して啓発活動を実施。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象としたコピー商品撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
118	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する。(短期)	財務省	個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版について、引き続き、厳正な水際取締りを実施。	引き続き取組を実施。		
		経済産業省	越境電子商取引の進展に伴う模倣品の流入増加へ対応するため、増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者団体と連携を深め、意見交換等を実施し、諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
119	関連の法制度整備の状況も踏まえつつ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識をより一層醸成するため、インターネットを利用して誰もが学べるオンライン学習コンテンツをはじめ著作権教育に資する教材等の開発や、ポータルサイトなどを通じた様々な資料・情報の周知、教職員等を対象とした研修の充実など、効果的な普及啓発を行う。(短期、中期)	文部科学省	著名キャラクター等を活用した著作権啓発動画の作成及びYouTubeにおける広報、著作権啓発用の冊子の作成などを行うとともに、教員向けの講習会等の実施により効果的な普及啓発を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

(3) デジタルアーカイブ社会の実現

120	デジタルアーカイブの構築・共有と利活用の推進のため、その基盤となるジャパンサーチ正式版を公開し本格運用を開始すると同時に、ユーザビリティの向上のために改善改修を継続しつつ、持続可能な運営・運用体制の構築を図る。(短期)	内閣府	国立国会図書館や関係府省の協力を得て、ジャパンサーチ正式版を公開する。並行してジャパンサーチを長期に渡り維持できる体制について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館	内閣府をはじめ関係府省の協力を得てジャパンサーチ正式版を公開し、システムの運用保守を行う。並行してジャパンサーチを長期に渡り維持できる体制の議論に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	ジャパンサーチ正式版の公開と長期に渡り維持できる体制の議論に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
121	ジャパンサーチの広報及びデジタルアーカイブの利活用促進のために、産学官フォーラム等を通して、利活用者側と構築側の情報共有や意見交換を行う。(短期)	内閣府	国立国会図書館や関係府省の協力を得て、フォーラム等のイベントやその他広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館	フォーラム等のイベントやその他広報活動の実施に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
122	関係府省と連携しながら、利活用モデルの創出、つなぎ役の役割や支援策、地域アーカイブとの連携、法的規制との調和、多言語化対応等、利活用機会の拡大および課題について検討を行う。(短期、中期)	内閣府	分野を横断した関係者による委員会やテーマに特化した検討会を開催し、デジタルアーカイブ構築や利活用促進に係る残された課題を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館				
		関係府省				
123	東京2020大会の開催に向けて、日本文化の海外発信強化のため、日本遺産を構成する文化資源や、国宝・重要文化財以外の地域文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定等文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	デジタルアーカイブを海外に発信するため、データの集約、画像掲載率の向上、多言語化等の利活用に資する取組推進策について継続して検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
124	メディア芸術作品の保存・活用に必要 な基盤となる所蔵情報等の運用・ 活用の推進および、各研究機関等 におけるメディア芸術作品のアーカ イブ化の推進により、情報拠点の構 築を支援する。(短期)	文部科学省	優れた作品や散逸、劣化の可能性が高いメ ディア芸術作品の保存やその活用を図るため、各 研究機関におけるアーカイブ化に係る取組み への支援を行うとともに、メディア芸術作品を保 存・活用するために必要な基盤となる作品の所 蔵情報等の整備・運用を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
125	マンガ、アニメ及びゲーム等のメ ディア芸術の情報拠点等の整備を進 め、デジタルアーカイブジャパンとも 連携したコンテンツ発信の場を創出 し、ユーザの相互誘導を推進する。 (短期、中期)	文部科学省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の 情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブ ジャパンとも連携を行いマンガ・アニメ・ゲーム 等のコンテンツ発信及び利活用促進のための 検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の 情報拠点等が実施する施策につき継続して協 力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
126	全国の大学等研究機関の人文 学術情報の集約を継続し、人文 学分野のつなぎ役としてジャ パンサーチとの連携を促進す る。(短期、中期)	文部科学省	全国の大学等研究機関の人文 学術情報の発信機会を提供す るため、人文学分野のつなぎ 役としてジャパンサーチとの 連携を進め、適切な対応を 実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を図りつつ、ジャ パンサーチとの連携を強化。		
127	絶版等により入手困難な資料 をはじめ、図書館等が保有す る資料へのアクセスを容易化 するため、図書館等に関する 権利制限規定をデジタル化・ ネットワーク化に対応したも のとするについて、研究目的 の権利制限規定の創設と併 せて、権利者の利益保護に 十分に配慮しつつ、検討を 進め、結論を得て、必要な 措置を講ずる。(短期、中 期)	文部科学省	図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ ネットワーク化に対応したものとすることにつ いては、2020年度内早期に文化審議会で検討 を開始し、2020年度内に一定の結論で、法案 の提出等の措置を講ずる。 研究目的の権利制限規定の創設については、 2019年度に実施した調査研究の結果を踏ま え、更なる検討等を行う。	左記の結論を踏まえ、更に必要な検討・取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(4)ロケ撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援						
128	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期、中期)	外務省	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
129	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、日中映画共同製作協定の一層の活用やイタリアとの国際共同製作協定締結に向けた交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施する。(短期、中期)	外務省	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。 我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、2018年に発効した日中映画共同製作協定に基づく共同製作の一層の促進、イタリアとの国際共同製作協定締結に向けた交渉を含め、更なる国際共同製作を促すための基盤整備を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
130	日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取り組みを強化する。(短期、中期)	文部科学省	日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取り組みを強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
131	ロケ誘致及びロケ撮影の円滑化及び促進のため、FC、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたガイドラインを策定し、関係者間での浸透や相互理解を進める。また、国内各地のロケ地情報を集約し、各地のFCを紹介するとともに、許認可等手続の共有、国内外への発信を更に強化する。さらに、実績を有するFCを中心にブロック単位でのFC間連携を推進し、ノウハウ等の共有を図る。（短期、中期）	内閣府	FC、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたガイドラインを策定し、関係者間での浸透や相互理解を進める。また、国内各地のロケ地情報を集約し、各地のFCを紹介するとともに、許認可等手続の共有、国内外への発信を更に強化する。さらに、実績を有するFCを中心にブロック単位でのFC間連携を推進し、ノウハウ等の共有を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		警察庁				
		総務省				
		文部科学省				
		国土交通省				
132	文化的・経済的インパクトを有する大型映像作品のロケ誘致に関する実証調査として、ロケ撮影実施による効果検証を行い、ロケ誘致に際しての財政支援策の構築を視野に入れた検討を進める。また、地方へのロケ誘致を通じ、FCの機能強化や地域内・地域間連携等の促進によるロケ撮影環境の更なる改善と地域のPR力の拡大を図る。（短期、中期）	内閣府	文化的・経済的インパクトを有する大型映像作品のロケ誘致に関する実証調査として、ロケ撮影実施による効果検証を行い、ロケ誘致に際しての財政支援策の構築を視野に入れた検討を進める。また、地方へのロケ誘致を通じ、FCの機能強化や地域内・地域間連携等の促進によるロケ撮影環境の更なる改善と地域のPR力の拡大を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		総務省				
		文部科学省				
		経済産業省				
		国土交通省				

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
2.「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す						
①創造性の涵養・尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。(短期、中期)	内閣府	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校等において実証授業を行うとともに、秀逸な教材等の提供が促進される仕組みを検討し整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	小・中・高等学校における実証授業で使用するための、知財創造教育に活用できる教材の提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
2	知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制(地域コンソーシアム)の構築に向けた取組を行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項3に記載			
3	教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項5に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4	新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。(短期、中期)	文部科学省	新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において、新学習指導要領の趣旨を周知。	引き続き、左記の取組を実施。		
5	「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けて、ICTを基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、先端技術の具体的な活用場面の整理や事例の収集を行う。(短期、中期)	文部科学省	「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」において先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、当該まとめを踏まえて必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえて必要な取組を実施。		
6	「未来の教室」プロジェクトにおいて、第4次産業革命・Society5.0の時代に必要な「創造的な課題発見・解決力」を育成すべく、①EdTechを活用した「学びの個別最適化」の実現、②文理融合・課題解決型のSTEAM教育の実現に向けた取組を推進し、産学連携・地域連携のSTEAM教育の事例の構築や収集を行うほか、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築する。(短期、中期)	経済産業省	①AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や利用促進等を通じ、学びの個別最適化の実現に向けた取組を実施。			
			②STEAM教育について、産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランを提示、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築。	内容を随時充実するとともに、全国へ展開。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
9	異能vationにおいて、地域における尖った才能を発掘する取組を強化し、その活躍を地球規模で発信するための仕組みを構築する。(短期)	総務省	ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな技術課題に挑戦する独創的な尖った人材を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
10	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。 (短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項119に記載			
②ベンチャーを後押しする仕組み						
11	スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項18に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
12	政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進するため、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)の実践のほか、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」の実施及び「トライアル発注制度の活用」等の推進を図る。(短期、中期)	内閣府	「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)を踏まえた各府省庁の取組を促す。更に、地方自治体による「トライアル発注制度の活用」等の推進に向けて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
13	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数や応募期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)	経済産業省	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、支援期間を2019年度の3か月から5か月に延長して充実した支援を受けられるようにし、またプログラム成果に関する事例集等の作成や周知を行うことで、ベンチャーエコシステムにおける知財戦略の構築等を一層支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
14	ベンチャー企業向けの知財ポータルサイトを活用した情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。(短期、中期)	経済産業省	ウェブポータルサイトやイベントを通じて、ベンチャーエコシステム関係者に知財コンテンツの発信や知財啓発を行い、知財専門家向けにはスタートアップ支援に必要な情報を提供し、また、ベンチャーエコシステムの関係者と知財関係者とを結びつける場を提供するなど、エコシステム活性化を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
15	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を踏まえたライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得促進や、ギャップファンドによる支援等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の円滑化を促進する。(短期、中期)	文部科学省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を大学等へ周知。研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部として創設した概念実証のためのギャップファンド等により支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」(2019年5月経済産業省)を踏まえて、ライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
16	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。(短期、中期)	経済産業省	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外展示会への出展等により海外でのビジネスマッチングを支援する補助事業を通じ、ベンチャー企業の海外展開を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
17	大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を行い、大学、中小企業、ベンチャー企業等が知財情報を活用することができる仕組みについて検討する。(短期、中期)	経済産業省	大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
③地方・中小の知財戦略強化支援						
18	中小企業や中小企業を支援する金融機関等が経営デザインシートやその考え方を活用できるよう支援する(4.(2)①参照)。(短期、中期)	内閣府	「知的財産推進計画2019」 4.(2)①参照			
		経済産業省				
		金融庁				
19	知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、新たに、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等を行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。(短期、中期)	経済産業省	「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催等、知財金融促進のための包括的な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
		金融庁				
20	在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、ハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、日本企業の営業秘密管理体制整備を支援し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的とする事業を実施する。(短期、中期)	経済産業省	海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
21	産業競争力強化法に基づく、経営リソースに限りがある中小企業に対する技術情報等の管理に関する指導助言業務の実施及び技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の活用により、中小企業の技術情報等の管理体制の底上げを図る。また、中小企業における技術情報等の管理体制構築及び認証の取得等を支援するための専門家派遣事業を実施する。(短期、中期)	経済産業省	広く中小企業の技術情報等の適切な管理を促していくため、説明会等により技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の周知を図るとともに、専門家派遣事業を実施することで、中小企業の認証取得を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
22	「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期)	公正取引委員会	知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。			
		経済産業省	下請ガイドラインや事例集の周知を徹底して行い、浸透を図る。知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
23	地域未来牽引企業等に対して、これまでの標準化事例集を作成・普及したり、パートナーシップ機関に対する説明機会の充実と取り組みの好事例の横展開などを図る。(短期、中期)	経済産業省	地域未来牽引企業等が、標準化の認識をより一層深めかつ出口戦略の1つとして活用してもらうために、各地方のセミナーや地域未来牽引企業メルマガで、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
24	日ごろから地域・中小企業と繋がりのある弁理士に対する標準化に関する研修を、日本弁理士会を通じて提供することや、知財及び標準活動の相談窓口をもつ工業所有権情報・研修館(INPIT)と日本規格協会(JSA)との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境を整備する。(短期、中期)	経済産業省	日本弁理士会を通じて、日頃から地域・中小企業とつながりがあり、知財の専門家でもある弁理士向けに、標準関連業務に関する研修カリキュラムを実施することや、標準化活用支援パートナーシップ制度や各種セミナー・研修等におけるINPIT、JSAその他の機関の連携等を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を更に後押しする環境を整備していく。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
④知財創造保護基盤の強化						
25	本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)及び損害賠償額算定方法について、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討する。また、画像及び建築物を保護対象に加える等の意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知を行う。(短期)	経済産業省	令和元年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、知財訴訟制度の見直しについて、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討。	検討結果に応じ、適切な措置を実施。		
26	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備する。(短期、中期)	経済産業省	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
27	近年、商標出願件数の大幅 な増加により審査期間が長 期化傾向にあることを踏ま え、2022年度末までに、一次 審査通知までの期間を6.5か 月とすることにより、権利化 までの期間を国際的に遜色 ないスピードである8か月と できるよう商標審査体制を強 化する。(短期、中期)	経済産業省	商標審査官の定員増加、調査員の増員、及 び、昨年度から開始した調査事業の着実な実 施により、審査処理の促進を図る。	左記の対応結果を踏まえ、引き続き、商標審査の迅速化に必要な商標審査体制の強化 を行う。		
28	訪問先企業の技術を担当す る審査官が外国企業を訪問 し実務者レベルと技術的な 内容に踏み込んだ意見交換 を実施し、外国企業に日本 の産業財産権制度や審査実 務への理解を深めてもらうと ともに、それらの課題を把握 する。 (短期、中期)	経済産業省	実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意 見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産 権制度や審査実務への理解を深めてもらうと ともに、それらの課題を把握するため、当該外国 企業の技術を担当する審査官が意見交換を実 施。	左記の試行状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
29	知財紛争解決分野に関する 諸課題を議論するための経 済界と司法関係者との直接 対話の枠組みを設け、外国 における紛争解決インフラの 取組の動向等をも踏まえつ つ、継続的な実務協議を通 じて経済界等の利用者ニー ズの的確な把握に努め、紛 争解決インフラの一層の充 実・強化に向けた検討を進 める。(短期、中期)	法務省	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論す るための経済界と司法関係者との直接対話の枠 組みを設けて、実務協議を継続開催し、利用者 ニーズの的確な把握に努め、必要な検討を進 める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
30	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施する。(短期、中期)	法務省 関係府省	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
31	我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。(短期、中期)	法務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項54に記載			
32	我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正・法体系の情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。(短期、中期)	法務省	我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正概要情報等の迅速な提供を行うとともに、ユーザーの声を踏まえた利便性の高い利用環境の整備(AIの活用)の検討等を含む。)を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
33	知財訴訟を始め、我が国における民事訴訟手続等のIT化に向けて、訴訟記録の全面電子化、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にすることなど、民事訴訟手続等のIT化の実現のための制度的検討を進め、2019年度中の法制審議会への諮問を目指し、具体的検討を引き続き進める。 (短期、中期)	法務省	迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、関係者の利便性が向上することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなどの民事訴訟手続等のIT化について、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会における検討を進める。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
34	大学や研究機関による適正なアプローチに基づく外国企業との連携を促進しつつ、意図せざる技術流出やレピュテーションリスクを防ぐ観点から、関連法令遵守及びリスクマネジメントに関する「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を2019年度中に策定し、その周知に努める。 (短期、中期)	内閣府	「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」(2019年度策定)について周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省	2019年6月に内閣府において策定した、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」の周知に努める。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		経済産業省	2019年6月に内閣府において策定した、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」の周知に努める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
35	大学や研究機関における技術情報等に関する安全保障貿易管理を徹底するため、意識啓発や自主的な内部管理体制の構築支援に取り組むとともに、安定的な運用を継続するための管理部門の充実を図る。(短期、中期)	内閣官房 内閣府 経済産業省 文部科学省 関係府省	統合イノベーション戦略において検討。			
36	開発成果の技術を適切に管理する必要がある政府の研究開発事業について、開発主体に求められる管理手法と執行機関の事業運営の在り方の方針を検討する。(短期、中期)	内閣官房 内閣府 関係府省	統合イノベーション戦略において検討。			
37	我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、引き続き海外への品種登録出願への支援や侵害対応への支援を行うとともに、優良品種の持続的な利用を可能とする観点から、国内外での植物新品種の保護の在り方について、広く関係者の意見を聴いた上で、制度的な手当ても含め検討する。(短期、中期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項29に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
38	和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。(短期、中期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項31に記載			
39	「農林水産省知的財産戦略2020」が定める戦略の実施期間である2019年度を迎えるにあたり、農業分野における新たな知財戦略の策定に向けた検討に着手する。(短期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項27に記載			
⑤模倣品・海賊版対策の強化						
40	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項115に記載			
		警察庁				
		総務省				
		法務省				
		文部科学省				
		経済産業省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
41	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁 消費者庁 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項117に記載			
42	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。(短期)	財務省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項118に記載			
再掲	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期、中期)	文部科学省	10に記載(工程表「知的財産推進計画2020」重点事項119に記載)			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
①オープンイノベーションの促進						
43	様々な個人によって思い描かれた未来の社会で実現したいような夢や価値観が、それに共感する各主体との融合を通じて実現され、結果として社会に大きなインパクトを与える実質的なオープンイノベーションを加速するため、知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及と実践を図る。(短期、中期)	内閣府	知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及・実践を、2019年度に実施した調査の結果も参考に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
44	官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを検討する。(短期、中期)	経済産業省	官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを引き続き検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
45	多様性を生かした非連続イノベーションの創出を目指し、産業技術総合研究所において領域を超えた「インクルーシブ研究開発推進チーム(仮称)」の設置を検討する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項43に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
46	個人の主体性を柱とする価値共創タスクフォースの考え方も活用し、イノベーション経営を資本市場が評価できる仕組みの検討や大企業のスタートアップ企業に対する経営資源の活用促進など、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を検討する。(短期、中期)	経済産業省	イノベーション経営銘柄の選定基準を策定し、同銘柄企業を選定。	イノベーション銘柄の選定を継続し、イノベーション経営の普及啓発を進展。		
47	大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。(短期、中期)	内閣府	大型共同研究開発を効果的に行うための制度整備。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を推進。		
48	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践しているTLO、産業界、大学のネットワーク強化に向けて、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を推進する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項14に記載			
49	大学のイノベーションの拠点化等に資するものとして、研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項15に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
50	企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築(オープンイノベーション機構)、非競争領域における複数企業との共同研究等(OPERA)の推進により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項16に記載			
②知的資産プラットフォーム						
51	試行実証の状況も踏まえつつ、SDGsのプラットフォームについて、G20やTICAD等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、SDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する。(短期、中期)	内閣府(科技)	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項45、46に記載			
		内閣府(知財)				
		経済産業省				
		外務省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
③データ・AI等の適切な知活用促進に向けた制度・ルール作り						
52	情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を継続する。(短期、長期)	総務省	情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を行う。	必要な支援策や指針の見直し等について、実証実験の結果等を踏まえて検討。		
		経済産業省	情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の促進や見直し等による情報銀行の実装の検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
53	国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの英訳の発信、法令改正に即した内容のアップデート、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を行う。(短期、中期)	経済産業省	国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施するとともに、英訳の普及、技術や法制度の変化に伴う改訂、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
54	2019年1月に公表したAI関連技術に関する特許審査事例について、説明会や国際会議等を通じて、国内外での普及を図る。(短期、中期)	経済産業省	AI関連発明について、適切に保護が図られるよう、進歩性、記載要件等の観点を含めた特許審査事例について、国内外での説明会や、国際会議等を通じてユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
55	OSSを安全に活用するためのOSSの選定及び活用の枠組みについての検討等を通じて、OSSの活用に対する意識向上に取り組む。(短期)	経済産業省	産業サイバーセキュリティ研究会WG1の下に設置したOSSを含むソフトウェア管理の在り方を検討するタスクフォースにおいて、OSSを安全に活用するための枠組みについて検討。	左記タスクフォースでの検討を引き続き実施し、官民で取り組むべき事項を取りまとめ、その実施に取り組む。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
56	一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータを共有・連携することにより生産性を向上させる取組に用いられる設備等への投資に対する税制措置等の支援や、更なるセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を生産性向上特別措置法(2018年6月施行)により整備。今後も同制度の周知・普及を行うとともに、必要な措置を検討する。(短期、中期)	総務省	2019年度の実績等を踏まえ、制度の活用促進に向けて認定事例の紹介や周知・広報を引き続き行うとともに、認定事業者へのフォローアップ等を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	2019年度の実績等を踏まえ、制度の活用促進に向けて認定事例の紹介や周知・広報を引き続き行うとともに、認定事業者へのフォローアップ等を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
57	2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期)	文部科学省	2018年の著作権法の改正に伴い、柔軟な権利制限規定の整備については、2019年10月に策定・公表した「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」等を通じた普及・啓発などを実施。 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については、令和2年4月の早期施行に伴い、教育関係者及び権利者等により策定したガイドラインの周知等を行うとともに、令和3年度からの制度の本格実施に向け適切な運用環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
58	研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	写り込みに係る権利制限規定の拡充については、令和2年通常国会に提出した著作権改正案の中に盛り込んでいる。 研究目的の権利制限規定の創設については、2019年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、更に必要な検討・取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
59	政策と結びついた標準の活用の深化に対応するため、公的機関等を活用して、分野に捕らわれず横断的に標準化活動に取り組むことができる組織体制の構築について検討を行う。(短期、中期)	経済産業省	IoT等の業種横断的な分野も含め、研究開発の初期段階から標準化活動を一体的に実施すべく、産総研において、標準専門家による研究者向け支援の充実や、研究領域に係る外部からの標準化相談の受付機能の強化等を行うため、2020年度前半に「標準化推進センター」を設置。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
60	事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化する。(短期、中期)	総務省	事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
61	データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準の提案を検討する。(短期、中期)	経済産業省	定期的な国際標準化会合への対応や情報収集、国内のAI関係学会、団体及び国研等との連携を実施し、データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準に対する取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
62	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、がんゲノム情報・AI開発基盤に必要なデータの収集・利活用等に関するサービスの提供に向け着実に取組む。さらに、厚生労働省において、今夏に策定予定の2020年度以降の工程表等に基づいて取組を進める。(短期、中期)	厚生労働省	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康寿命延伸等に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、ゲノム医療・AI活用の推進等に向け、2025年度までの工程表に沿って取組を推進。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
63	健康・医療分野において、健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表する。（短期）	厚生労働省	健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する健診実施機関との委託契約の条項例を令和2年度に示す予定。 NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表。			
64	次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。（短期、中期）	内閣府	次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省				
		厚生労働省				
		経済産業省				
65	農業データ連携基盤の機能を、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費までデータの相互活用が可能となるよう強化・拡張し、フードチェーン全体でデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンを構築する。また、異なるIT システム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。（短期、中期）	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項37に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
66	2018年12月に策定された農業分野におけるデータ契約ガイドラインを踏まえ、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の利用を促進するため、その利用に関する契約の実態や農業分野の特殊性について現地調査等を通じて分析を行い検討し、それらの利用に関する契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインを策定する。（短期、中期）	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項28に記載			
④デジタルアーカイブ社会の実現						
67	デジタルアーカイブの構築・利活用の推進や連携を図るため、また、ジャパンサーチの本格公開に向けた機運醸成を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。（短期、中期）	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項121に記載			
		国立国会図書館				
		関係府省				
68	関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や課題の整理、長期利用保証の在り方の検討、つなぎ役の役割や分担の明確化、ジャパンサーチ本格公開後の運営体制などの検討を行う。（短期、中期）	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項120、122に記載			
		国立国会図書館				
		関係府省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
69	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年の大阪万博に向けて、デジタルアーカイブを海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。 (短期)	文部科学省 関係府省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項123に記載			
70	メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項124に記載			
71	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。(短期)	文部科学省 関係府省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項125に記載			
72	全国の大学等研究機関の人文芸術情報を集約し、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を行う。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項126に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4.「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
①各主体による価値のデザインを促進						
73	経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項48に記載			
74	経営デザインシートを、企業におけるガバナンスの向上に向けた取組み、金融機関における事業性評価、及び中小企業における経営革新や経営支援に活用するよう促す。(短期、中期)	経済産業省	経営デザインシートの活用を促すため、グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の普及・周知を図るとともに、事業承継関連のセミナー等において、経営デザインシートの周知・広報を図る。			
		金融庁	金融機関における事業性評価の取組において、経営デザインシートの活用を促進。			左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
75	金融機関に対して、知財を経営に活かすための具体的なアドバイスをする「知財ビジネス提案書」とともに、経営デザインシートやその考え方の普及啓発を行う。(短期、中期)	経済産業省	金融機関に対して、「知財ビジネス提案書」、経営デザインシート等の普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
76	知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介し、将来の企業価値向上に気付きを与える。(短期、中期)	経済産業省	知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
77	企業における経営デザインを後押しするため、経営デザインシートの考え方も活用し、ビジネスデザインが可能な人材と中小企業とのマッチングのための取組を進め、デザインされた経営の推進を支援する(短期、中期)	経済産業省	中小企業支援機関が、経営デザインシートの考え方を普及啓発。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
78	デザイン経営を取り入れて成功している企業の具体的な事例について取りまとめた事例集を作成し、経営者に対してデザイン経営の導入を促進するための普及啓発を行うと共に、地域中小企業のデザイン経営を促進するため、地域のデザイナーを含む中小企業支援者等の育成を行う。(短期、中期)	経済産業省	デザイン経営の事例集やデザイン経営に係る人材育成支援事業の成果を普及すると共に、デザイン経営のさらなる促進策を検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
②クリエイション・エコシステムの構築						
79	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)と連携しつつ、放送局、自治体、産業界等の連合で、地域の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送局と共同制作し、海外で放送する取組を支援することにより、地域へのインバウンドの拡大、地域産業の海外展開の促進、及びこれらを通じた地方創生を図る。(短期、中期)	総務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項106に記載			
80	商業ベースでは日本コンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等を無償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。(短期、中期)	外務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項107に記載			
81	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開することにより、地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項86に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
82	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項104に記載			
83	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項105に記載			
84	増大する海外需要の獲得による市場規模拡大を通じて日本のコンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築するため、制作規模の拡大に資する資金調達手法の多様化を促進するコンテンツの企画・開発や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期、中期)	経済産業省	日本発のコンテンツの海外展開促進に向けた資金調達手法の多様化、特に若手人材による国際的な資金調達への挑戦を促すことを目的に、本格的制作に必要な資金を調達するためのピッチにおいて活用する映像の制作等への支援、若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達のためのピッチに向けた研修、ピッチ映像制作等への支援を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
85	コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等の実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るをともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項111に記載			
86	同時配信等に係る著作権隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期、中期)	総務省 文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項109に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
87	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項110に記載			
		内閣府				
		総務省				
		経済産業省				
88	日本発の良質な映像コンテンツをグローバルに流通させられる持続可能な業界構造への転換を図るため、デジタル技術を活用した映像コンテンツ制作プロセスの導入等によるサプライチェーン全体の生産性向上を支援する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項102に記載			
89	デジタル・コンテンツとフィジカルな体験との融合や消費者との相互作用等を取り入れた新たなコンテンツの市場を創出するため、先進的なデジタル・コンテンツの開発・制作を支援する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項112に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
90	海外展開に資する大規模なコンテンツ製作を促進する投融資を喚起するため、コンテンツ制作におけるリスクの定量化や工程・経理の透明化を図る仕組みを整備する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項103に記載			
91	eスポーツ産業の健全な発展のため、競技大会のガバナンスのあり方について検討する。(短期、中期)	関係府省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項114に記載			
③国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援						
92	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイの構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期、中期)	外務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項128に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
93	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の実施を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。(短期、中期)	外務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項129に記載			
94	日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項130に記載			
95	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、ロケ撮影に関する許認可手続きの共有や、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項131に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
96	文化的・経済的インパクトを有する外国映画のロケーション誘致に関する実証調査を行い、ロケ撮影実施による直接的な経済効果のほか、映像公開による観光誘客、地域コミュニティ形成等、地域経済振興への効果検証を行う。(短期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項132に記載			
④クールジャパン戦略の持続的強化						
97	クールジャパンの取組が、多くの人々の協力と連携の下で、その質を高めつつ長期的に継続し発展するための基盤作りを目的として、新たなクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定し、関係省庁が協力して実施する。その中で、クールジャパンの本質を浸透させるための取組、横方向の連携を強化するために多様な人材が共創できるネットワークの整備、日本ファンを創出・活用する枠組み作りなどを行う。(短期、中期)	内閣府	クールジャパン戦略(令和元年9月3日知的財産戦略本部決定)に基づき、関係省庁等と連携をしながら、「柔軟性の確保」、「世界の視点」、「持続性の確保」及び「デジタル時代に応じた発信力の強化」を意識しつつ、具体的な分野における取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
		関係府省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中 期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
98	「クールジャパン人材育成検討会最終取りまとめ」(2018年3月)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月)に基づき、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や協力体制の構築、クールジャパン人材の育成に資する専門職大学制度の運用などを行う。(短期、中期)	内閣府	クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づく施策を着実に実行するとともに、関係府省の取組状況をフォローアップ。	引き続き、左記の取組を実施。		
		関係府省	世界の食市場の開拓のため、日本食・食文化の普及を担う海外人材の活用や育成等を実施。 また、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化するため、海外における「日本料理の調理技能認定制度」を推進。 調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を実施。 上記の他、クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づく施策を着実に実行。	引き続き、左記の措置に基づく取組を実施。		